

令和5年第2回東大和市議会定例会会議録第12号

令和5年6月20日（火曜日）

出席議員（21名）

1番	二宮由子君	2番	大后治雄君
3番	石田昭太朗君	4番	関綾子君
5番	早川美穂君	6番	尾崎利一君
7番	上林真佐恵君	8番	中村庄一郎君
9番	木下富雄君	10番	森田博之君
12番	蜂須賀千雅君	13番	高峰章君
14番	大川元君	15番	中間建二君
16番	荒幡伸一君	17番	木戸岡秀彦君
18番	佐竹康彦君	19番	東口正美君
20番	金井康哲君	21番	床鍋義博君
22番	中野志乃夫君		

欠席議員（1名）

11番 押本 修 君

議会事務局職員（5名）

事務局長	吉沢寿子君	事務局次長	嶋田 淳君
議事係長	吉岡繁樹君	主任	関口百合子君
主任	高石健太君		

出席説明員（28名）

市長	和地仁美君	副市長	小島昇公君
教育長	岡田博史君	企画財政部長	神山 尚君
総務部長	矢吹勇一君	市民環境部長	木村 西君
子ども未来部長	松本幹男君	地域福祉部長	伊野宮 崇君
健康いきいき部 長	川口 荘一君	まちづくり部長	金子 秀之君
教育部長	小俣 学君	教育部参事	小野 隆一君
企画政策課長	荒井亮二君	産業振興課長	佐伯 芳幸君
子育て支援課長	新海隆弘君	子ども家庭支援 センター長	原 里美君

保 育 課 長 石 川 正 憲 君  
生 活 福 祉 課 長 青 木 一 麻 君  
介 護 保 険 課 長 里 見 拓 美 君  
土 木 公 園 課 長 廣 瀬 裕 君  
教 育 総 務 課 長 斎 藤 謙 二 郎 君  
青 少 年 課 長 石 川 博 隆 君

福 祉 推 進 課 長 山 田 茂 人 君  
地 域 包 括 ケ ア 推 進 課 長 石 嶋 洋 平 君  
健 康 推 進 課 長 幸 村 有 紀 君  
道 路 交 通 課 長 一 ツ 木 正 美 君  
指 導 担 当 課 長 菅 野 恭 子 君  
中 央 図 書 館 長 浴 靖 子 君

## 議 事 日 程

第 1 一般質問

## 本日の会議に付した事件

議事日程第1

午前 9時30分 開議

○議長（東口正美君） ただいまから本日の会議を開きます。

---

日程第1 一般質問

○議長（東口正美君） 日程第1 一般質問を行います。

---

◇ 佐竹康彦君

○議長（東口正美君） 昨日に引き続き、18番、佐竹康彦議員の一般質問を行います。

○18番（佐竹康彦君） おはようございます。

昨日は市長並びに教育長をはじめ、詳細な御答弁を頂戴いたしまして誠にありがとうございました。

それでは、順次何点かにわたりまして再質問をさせていただきます。

まず1点目の健康ポイント事業の創設についてでございます。

壇上答弁におきましては、健康づくりに関する施策は、身体機能の維持・改善のための運動習慣の定着を進める取組として、東大和元気ゆうゆうポイント事業、健康教育事業、健康ウォーキングマップの活用の促進等実施されたというふうにご述べていただきました。

このうち、健康教育事業、健康ウォーキングマップの活用の促進につきまして、取組の内容の詳細と、その効果についてどのように捉えておられるのか伺います。

○健康推進課長（幸村有紀君） まず健康教育事業についてでございますが、保健センターにおきまして、生活習慣病予防教室、いきいきヘルシー教室、女性のいきいき健康教室、食育推進事業や健康づくり講演会を実施しております。令和4年度は、ピラティスと言われるエクササイズや、肩こり、腰痛、目の病気などをテーマに実施いたしました。毎回テーマを変えることで、様々な世代の方に対し健康づくりに関する正しい知識を啓発することにつながっているものと考えております。

次に、健康ウォーキングマップの活用についてでございますが、令和4年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、保健センターで実施いたしておりました健康のつどいを中止とし、令和4年11月1日から11月15日の期間に健康ウォーキングマップを使ったスタンプラリーを実施し、146名の参加がございました。イベントをきっかけに楽しみながら体を動かすことや市内のウォーキングコースを知っていただき、運動の習慣化への意識づけにつながったものと考えております。

以上でございます。

○18番（佐竹康彦君） 様々な層の方々、世代の方々に対して、メニューを取りそろえてお取組を工夫してやっただいていいるということを改めて感じさせていただきました。また、知識の啓発ですとか意識づけ、こういったキーワードも頂戴したところでございます。

続きまして、東大和元気ゆうゆうポイント事業の施策効果につきまして、介護予防活動の促進、高齢者の健康寿命の延伸、社会参加を通じた元気な高齢者による支え合い社会の実現に寄与というふうにご答弁いただきました。この点につきまして、令和4年第4回定例会での会派の同僚議員の一般質問でも詳しく御答弁をいただいております。コロナ禍での工夫した取組や健康測定などへのポイント付与対象の拡大も進めていただいているということでございます。

改めまして、この東大和元気ゆうゆうポイント事業を開始する前と後では、壇上答弁で御指摘いただきまし

た点につきまして明確に違いが生まれたと捉えて差し支えないのか、介護予防活動の状況や健康寿命の延伸に関する具体的なデータ、社会参加による支え合いの具体的な事例など、明確に事業開始の前後で違いが出ているということに関しまして御教示いただければと思います。

○**地域包括ケア推進課長（石嶋洋平君）** 東大和元気ゆうゆうポイント事業の開始前と後との変化についてであります。本事業につきましては平成29年度から開始をしておりますが、その翌年度、平成30年度に介護予防活動の主催者に対し、ゆうゆうポイント事業に関するアンケートを実施いたしました。アンケートの項目の一つに、ゆうゆうポイント事業開始後に介護予防活動に参加された高齢者の状況に関する項目があり、介護予防活動の主催者の約半数から2割程度参加者が増えたとの回答がありましたので、介護予防活動への参加に対しポイントを付与することで新たな参加者を増やす動機づけとしての効果があったものと認識しております。

以上でございます。

○**18番（佐竹康彦君）** 普通ならこの介護予防活動になかなか参加しない方々も、このポイント付与によりましてこの動機づけの効果があったということ、本当に非常に重要な点かというふうに改めてお示しいただいたかというふうに思っております。

続きまして、近隣自治体の取組につきましては、立川市、西東京市、昭島市、狛江市、東久留米市の取組を取り上げていただきました。幅広い世代の方が健康づくりに関心を持ち、取り組むための施策検討に非常に参考になるというふうに御答弁いただきました。

このうち立川市の事例につきましては、先ほども述べました会派同僚議員の一般質問でも詳細を述べていただいたところでございます。それ以外の各市の取組につきましてさらに詳しく内容を伺いまして、それぞれの取組のどこが参考になると考えておられるのか、御見解を伺います。

○**健康推進課長（幸村有紀君）** 各市の取組についてでございますが、まず西東京市におきましては、市独自の健康ポイントアプリ「あるこ」を活用しております。ポイントをためる以外にも、エクササイズ動画やお酒やたばこの記録など16以上のコンテンツが無料で利用できるものでございます。次に、昭島市及び狛江市におきましては、紙のカードにポイントをため景品に応募をする健康ポイント事業を実施しております。また、東久留米市におきましては、18歳から74歳の国民健康保険に加入している方を対象としたインターネットサービスにおいて、ポイントプログラムへ参加したり、健康に関する日常生活の記録が行えるといった内容となっております。

今後の取組への参考といたしましては、特にスマートフォンを利用できるものにつきましては、若い世代の方も手軽に参加でき、お酒やたばこ、食事などの記録や動画コンテンツがあるものにつきましては、日常生活の様々な角度から健康に対する意識の啓発が行えるものと考えております。

以上でございます。

○**18番（佐竹康彦君）** 今述べていただきましたけれども、元気ゆうゆうポイント事業はスマートフォン等の活用ということではないですけれども、他市の事例におきましては、アプリですとかインターネット等、様々な情報機器を活用した形、この社会の日常生活の変化に伴った形で様々な取組、工夫をされているということがよく分かったところでございます。

また、健康の記録、動画コンテンツなるものにつきましては意識啓発が行えるというようなお話も頂戴しました。やはりこの意識啓発というキーワードも非常に重要なものだというふうに思っております。

また、これは都外でございますけれども、例えば市川市などでは、これもやはりスマホアプリ、もしくは市

が機器を貸し出しましてデータを記録し、それがポイントに還元され、獲得したポイントを、これは地域通貨である「ICHICO」というものがあるそうでございますけれども、それと交換し、市内登録店舗で利用できるなど、健康ポイント事業と地域通貨の連携を図った、こうした取組が進められているそうでございます。5,000人の定員登録が2週間で完了するという、大変好評を博しているということでございました。やはりこうしたお得感があるというものにつきましては、市民の方も反応が大変いいのではないかなというこの事例の一つかというふうに考えてございます。

続きまして、健康ポイント事業の施策効果につきましても一定の効果があるというふうな認識を示していただきました。昨年の第4回定例会におきましても前市長も同様の答弁をされておりました。併せて、健康寿命の延伸に役立つものであるという認識も示されております。和地市長も同様の認識を引き継がれているというのは大変心強いというふうに考えてございます。

市民の健康増進に効果のあることは当然といたしまして、先ほどの他市の事例を考えますと、他の分野、例えば地域経済への波及効果や地域コミュニティに与える影響、こういったことについてはどのように捉えておられるのか伺います。

○健康推進課長（幸村有紀君） 健康ポイント事業の他の分野へ与える影響についてでございますが、ポイントを市内の店舗で利用できる仕組みにすることなどにより、地域経済の活性化への波及や、参加者同士が情報や体験を共有し交流する場生まれることで地域のコミュニティの連帯感などが高まることにつながることも期待できると考えております。

以上でございます。

○18番（佐竹康彦君） 市民お一人お一人の健康が増進されるだけでなく、やはり地域経済とか地域コミュニティにも影響を及ぼすような、そういった取組であるということが改めて確認をされたというふうに考えております。

この健康増進施策推進に関しましては、市民の方々が主体的・継続的に、そして手軽に楽しく取り組めることが重要な要素であるというふうな御見解いただきました。こうした要素を施策に取り込むためには、御担当されている職員の方の地道な調査・研究をベースといたしまして、実際に取り組む市民の方々の意見、考えを反映させることが重要ではないかというふうに考えてございます。

この点に関しましての市の御認識と、そのように市民の意見を反映させる手段として取り得る方法はどのようなものがありますでしょうか。アンケートを幅広く取る、また市のスポーツ協会や商工会など御協力いただく可能性のある団体との連携など、現時点でどのようにそういった方々と協働していくのか御見解を伺います。

○健康推進課長（幸村有紀君） 市民の意見、考えを反映させる手段についてでございますが、市におきましても健康増進計画の策定に向けた市民アンケートなどを実施しており、その重要性については認識しているところでございます。

また、今後におきましては、スマートフォン等を活用し、幅広い年代からタイムリーな意見を反映できる仕組みを研究してまいりたいと考えております。

次に、協力をいただく可能性のある団体との連携についてでございますが、健康づくりに関連する全ての団体や専門機関、地域の団体とも調整を図りながら協働の進め方について研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○18番（佐竹康彦君） ありがとうございます。ぜひ着実にお進めいただくようによろしく願いいたします。

この健康ポイント事業が実現した場合の効果につきましても前向きな御見解を御答弁いただいたものというふうに受け止めてございます。東大和元気ゆうゆう体操の成果や、また他自治体での取組、この施策に対する市の御見解を伺いながら、この事業をぜひとも実現に向けて積極的に検討を開始し、進めていただきたいというふうに改めて要望させていただきたいというふうに思います。

やはり市民の皆様は、医学的に正しいとか、科学的に正しいというだけではなかなか行動変容は起きないのではないかなというふうに思っております。やはり自分の生活においてお得だとか、人によってはより若々しく見えるとか、美しく見えるという点ですとか、またそうした活動に参加することによって心が晴れやかになる、地域の方々との絆がより強くなる、そういった実際に新たに健康づくりに取り組むことによって自分の生活がより豊かになるという実感、そういったものが感じられるような取組、そういった仕掛けづくりをしないとやはりなかなか、医学的に正しい、科学的に正しいというだけではなかなかうまく市民の方の参加も望めないのではないかなというふうに思いますし、そういった意味では、そういった観点について、先ほど御答弁でも意識づけ、動機づけ、また啓発というようなお言葉頂戴しましたが、そういった点が非常に重要であるかというふうに思います。そのための仕掛けづくりにつきまして、ぜひとも御研究、御検討を進めていただければというふうに思いますし、これは私どもも含めまして、やっぱり知恵と工夫の発揮のしどころだなというふうに考えてございますので、よろしく願いいたします。

続きまして、高齢者福祉施設の拡充について再質問を進めさせていただきます。

東大和市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画におけます高齢者人口の見込みをここで改めて確認をさせていただきますと、令和5年度で65歳以上の人口が2万3,428人、このうち75歳以上が1万3,557人、高齢化率は27.8%、後期高齢化率は16.1%となっております。そして、これが令和7年度には、65歳以上の人口が2万3,641人、うち75歳以上が1万4,469人、高齢化率は28.3%、後期高齢化率は17.3%と予想されております。ますます市内の高齢者が増えていく、こういった状況がうかがえます。

そして、要支援・要介護認定者数の見込みにつきましても、令和5年度では合計5,040人、令和7年度は5,223人、認定率は令和3年度からいきますと19.7%、令和5年度が21.5%、そして令和7年度につきましては22.1%が予想されています。こうした変化に合わせまして、地域包括ケアシステムの推進、充足がますます求められているところでございます。

この間、コロナ禍が社会生活に大きな影を落としておりました。出生数の低下や、これは内閣府の高齢社会白書の令和3年版の記載なんですけれども、高齢者の自粛生活長期化による顕著な生活不活発を基盤とするフレイル化が進むという、いわゆる「コロナフレイル」とも言える健康二次被害といった点、こういった点も懸念されてまいりました。第8期計画で見込まれましたこうした人口動態をおおむね予想どおりに推移していると理解してよろしいのでしょうか。また、コロナ禍を経た現在におきまして、高齢者福祉、介護保険事業を進める上で大きな課題として捉えていることは何なのか伺います。

○介護保険課長（里見拓美君） 第8期介護保険事業計画策定時に推計いたしました高齢者人口や要支援・要介護認定者数につきましてはおおむね想定どおりに推移しているところであり、高齢者数、高齢化率につきましては引き続き増加傾向にあると認識しております。一方、第8期計画実施期間は、新型コロナウイルス感染症による影響を受けたところであり、特に高齢者の外出や活動の自粛による健康面の影響は否定できないものと考えられます。

そのため、コロナ禍を経た今後の対応といたしまして、人との交流が少なくなった高齢者に対しどのように

して社会参加を促し介護予防、フレイル予防を図っていくのか、また孤立化させずに適切な相談につなげることなどが課題であると認識しております。

以上でございます。

○18番（佐竹康彦君） そうしたコロナ禍におきましても、市におきましては高齢者ほっと支援センター しみず、また高齢者見守りぼっくす しみずを開設されまして相談支援機能の拡充を図られたということでございます。また今月、市内には初の民間によります看護小規模多機能型居宅介護事業所、こういったものの開設がございまして、医療依存度の高い高齢者の在宅生活を支える体制整備がなされた、こういった御答弁をいただいたところでございます。特に相談支援機能の拡充につきましては、私ども公明党もその推進を強く望んできたものでございまして、近隣住民の方を中心に喜びの声も多く頂いているところでございます。

そこで改めまして、このほっと支援センター、見守りぼっくすの新規開設によります相談支援機能の強化が介護事業の進展にどのような効果をもたらしたのか、また看護、医療の面でのサポート充足が期待できる小規模多機能型居宅介護事業所の開設によって期待される効果をどのように捉えておられるのか伺います。

○介護保険課長（里見拓美君） ほっと支援センター、見守りぼっくすの増設による効果についてであります、相談機能の強化により、複雑化・多様化するニーズに、より適切に対応できる体制を整備できたものと考えております。

また、看護小規模多機能型居宅介護事業所の開設による効果についてであります、当該施設は訪問看護と小規模多機能型居宅介護を組み合わせたサービスで、通い、泊まり、訪問介護、訪問看護のサービスを一体的に提供することが可能となり、がん末期のみとりであるとか、退院後の病状不安定期における在宅生活の支援など、医療的なケアを必要とする方のニーズに対応できる施設として期待されております。

以上です。

○18番（佐竹康彦君） ありがとうございます。

先ほど申し上げましたとおり、高齢者の方がますます増える中で、この相談支援事業の強化ということは大変心強いというふうに考えております。また、この看護小規模多機能型居宅介護施設の事業所の開設につきましても、がん末期のみとりですとか退院後の病状不安定期におけます在宅生活支援、また医療的ケアの必要な方のニーズにお応えするというので、大変こういった面、これからますます重要になってくるものというふうに改めて認識をさせていただきました。

続きまして、第9期計画策定に向けました高齢者福祉施設の検討状況に関しまして、市長の壇上の御答弁では、高齢者本人の健康状態や家族の支援状況などに応じて的確に提供できる内容が必要だということ、また令和4年度の計画策定準備調査の結果報告書等に基づく検討を行っているといったことで着実にお進めいただいている様子を伺うことができました。

現時点におけます検討の中で、施設の拡充に関して着目すべき調査結果の内容はどのような事柄であり、またそれに基づいて提供される的確な介護サービスの内容とはどのようなものであるというふうに考えておられるのかお聞かせいただきたいと思っております。

○介護保険課長（里見拓美君） 第9期策定準備調査における施設に関する調査結果についてであります、事業者を対象とする調査におきまして、事業所から見て不足しているサービスとして、小規模多機能型居宅介護が挙げられております。この小規模多機能型居宅介護事業所は、通い、泊まり、訪問介護を一つの事業所で行うサービスで、同一のスタッフが複数のサービスに携わることから、特に認知症高齢者の在宅生活を支える

サービスとして期待されております。

以上でございます。

○18番(佐竹康彦君) ありがとうございます。その点非常に重要なというふうに考えてございます。

この認知症の御家族を介護されている方のお話を伺う機会がございまして、やはりそのデイサービスに行っていたら、やはり用事があってショートステイを利用したいけれども、このショートステイを探すのがまた、ケアマネジャーさんと相談して探すのに一苦労するというようなお話も伺うことがございました。やはり一つの事業所でそういったものを包括的にサービスを行っていただける、また同一のスタッフに対応していただけるということで、非常に大きな特徴であるかというふうに思います。

東大和市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画におけます地域密着型サービスの施策の方向として、需要に応じたサービスの提供体制の確保、質の高いサービス提供への事業所支援を掲げられている一方、計画期間中の介護保険サービスの見込みにおきましては、地域密着型介護予防サービスは7期計画の利用実績等を基に推計を行いまして、第8期においては新たな事業所の新設は見込んでいないというふうに記載をされてございます。

その上で、今も新規開設に関しましての御答弁をいただきました。看護支援を伴う小規模多機能型居宅介護事業所が整備されたことにつきましては、コロナ禍等、変化する社会状況の影響で当初よりもこうした支援サービスの需要が広がりつつある傾向になってきているというふうに私は受け止めてございます。市といたしまして、この点につきましてどのように認識しておられるのか伺います。

○介護保険課長(里見拓美君) 高齢化の進展とともに、看護小規模多機能型居宅介護のような在宅生活を支える新たな複合型サービスの重要性は今後も高まるものと認識しております。同時に、市内において各種介護サービスがバランスよく存在し、事業者が安定してサービスを提供できることも介護保険事業を運営する上で重要なことと考えております。

以上でございます。

○18番(佐竹康彦君) この地域密着型サービスにおけます小規模多機能型居宅介護施設や訪問看護ステーションの拡充に関しましては、在宅医療と介護双方のニーズが高まること、こうしたサービスが住み慣れた地域で高齢者が安心して暮らせる環境の整備の重要性が高まると認識しておられるといった御答弁も頂戴いたしました。私も高齢者の方や介護事業に従事される方からお話を聞く機会がございましたけれども、全く同じ思いでございます。この間、小規模多機能型居宅介護施設の職員の方からお話を伺うことがございましたけれども、ほかの介護施設で働いてきた実感から、やはり提供できるサービスが現在の職場のほうが充実しているといった御意見も頂戴いたしました。利用者の選択に応じて、施設への通いを中心として、短期間の宿泊や利用者の自宅への訪問を組み合わせ、家庭的な環境と地域住民との交流の下で日常生活上の支援や訓練機能を行うと、これは厚生労働省のホームページにあったものでございますけれども、こういった施設でありますので、サービスが充実しているといった捉え方も確かにうなずけるところであるのかなというふうに思います。

また、団塊の世代以降が80代を超えていく近い将来を考えますと、生活介助や介護予防だけでなく、明らかに医療的ケアを必要とする人口が増える、こういったことが予想されます。そうした中では、医療、看護の支援もできる事業所や訪問看護ステーションの存在感はますます高くなってまいります。現在施設整備が進んでおります清原地区におきましても、こうした需要に応じた施設が必要であるとの認識で新たなまちづくりが進められているものと受け止めてございます。



将来の高齢者福祉サービスの充実を見据えますと、特別養護老人ホーム、この待機者が大変多いという現状がございます。この特別養護老人ホームはもとより、こうした様々なサービスを提供する施設を増やすことによりまして多様な選択肢を用意していくこと、これが全体のサービスの向上と、高齢者本人、また御家族の安心感を増すことにつながるというふうに考えてございます。

重ねての御答弁になるかと思えますけれども、第9期の計画策定に向けて、こうしたサービス提供を行う施設の拡充・整備を進めていくと前向きに検討していただきたいと考えますけれども、市の御見解を伺います。

○介護保険課長（里見拓美君） 第9期計画における施設整備についてであります。今後におきましても、高齢者が住み慣れた地域で安心して在宅生活を続けられるよう、サービスの需要量を的確に把握し、地域包括ケアシステムの推進を図ってまいりたいと考えております。

また、施設サービスの増加は、介護保険事業計画における財政的な影響も生じますことから、財政負担の増加に考慮しながら高齢化への対応を適切に進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○18番（佐竹康彦君） ありがとうございます。やはり高齢者の御本人、また介護をされている御家族の方からいたしますと、やはり選択肢が増えるということが大きな点だというふうに思いますし、そういった安心感がやはり市民生活を安定して支えていくという行政の大きな役割かと思えます。

また、財政というところは御指摘は非常になかなか難しいところでございまして、今の市の手持ちのお金で全部やれという、なかなかこれは難しいところでございまして、国の政策等も関わってくるところでございます。この点につきましても、私ども公明党といたしましても、国や東京都の議員と連携しながら地方自治体をバックアップできるように努力してまいりますので、ぜひとも市としましてもそのサービスの充足という観点、ぜひともよろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、3点目の自転車利用に関する施策の充実について再質問をさせていただきます。

壇上の御答弁では、ヘルメットの着用効果に関しまして、未着用での事故における致死率のデータをお示しいただきまして、被害軽減効果があるというふうに明示していただきました。こうした安全面での効果は当然これまでも認識されてこられたと思えますし、市の交通安全啓発活動の中での取組も当然してきていただいているものと認識してございます。

この点につきまして、改めてになりますけれども、ヘルメット着用の効果に関する御認識、これまでの啓発活動の取組の詳細を伺いたしたいと思います。

○道路交通課長（一ツ木正美君） 自転車用ヘルメット着用の効果についてであります。市長から答弁があったとおり、交通事故の被害を軽減する効果があると認識しております。

これまでの取組につきましては、令和3年度に策定いたしました東大和市交通安全計画において、全ての自転車利用者が自転車用ヘルメットの着用に努めるよう広報啓発活動を推進すると位置づけており、市報、市公式ホームページ、市民に配布するチラシなどによる広報啓発活動を行っているところであります。

以上でございます。

○18番（佐竹康彦君） ありがとうございます。この自転車用のヘルメットということにつきましても非常に重要であるというふうな御認識を改めて感じさせていただきました。

東京都からのヘルメット購入補助につきましては、市長の議会初日の市長報告の資料にもございまして、改めてになりますけれども、その概略を御説明いただきたいと思えます。

○道路交通課長（一ツ木正美君） 東京都の自転車用ヘルメット購入補助事業の概略についてであります。区市町村が行うヘルメットの購入補助額に対し2分の1を補助するものであります。補助対象者は区市町村が要綱で定めるもので、補助上限額はヘルメット1個当たり1,000円でございます。区市町村に対する補助金額の上限額は区市町村の人口区分に応じて定められており、本市の場合は3万人以上10万人未満の区分に該当し、100万円でございます。補助対象期間は令和5年4月1日から令和6年3月31日まででございます。

なお、補助対象となるヘルメットの要件として、一般社団法人製品安全協会が安全基準に適合することを認証したSGマーク等の安全性の認証を受けているものであることが定められております。

以上でございます。

○18番（佐竹康彦君） そうした東京都の方向性を受けまして、他自治体での補助制度の導入状況につきまして、八王子市、青梅市、狛江市、西東京市に導入されているということでもございましたけれども、それぞれの市の制度の立てつけはどのようになっているのか伺います。

○道路交通課長（一ツ木正美君） それぞれの市における制度の立てつけについてであります。それぞれの市で公表しているホームページでの情報によりますと、八王子市及び狛江市では、安全性の認証を受けたヘルメットを購入した市民がその領収書等を添付して市に対し補助金交付の申請をすることで、ヘルメット1個当たり上限2,000円の補助金が交付される制度となっております。

なお、補助対象者につきましては、八王子市では制限なし、狛江市では13歳未満の幼児・児童の保護者となっております。青梅市及び西東京市では、市民から交付申請を受けて市が助成券を発行し、市民が市指定の自転車販売店で助成券と引換えに上限2,000円を控除した金額でヘルメットを購入できる制度となっております。

なお、補助対象者につきましては、青梅市では13歳未満の幼児・児童の保護者、西東京市では制限なしとなっております。

以上でございます。

○18番（佐竹康彦君） 各自治体によりまして様々な形でこの補助制度を設けていただいているという状況を伺いました。

壇上の御答弁では、東京都の補助制度活用につきましては前向きに検討しているということでもございました。市としてはヘルメットの安全効果を認識しておられますし、他自治体でも補助制度がございます。東京都も予算を確保してございますが、ぜひ早期に実現することを望むところでございます。

次に、電動アシスト自転車につきまして再質問させていただきます。

市の交通政策に与える影響ということに関しまして、二酸化炭素排出の抑制という環境負荷、その軽減というメリットもございますし、また自動車への依存度を低減させる効果があるというふうに御答弁いただきました。一方で、ちょこバスの利用者減少の可能性も指摘をいただきました。自動車への依存度を軽減させるということでもございましたら、電動アシスト自転車もちょこバスも一定の効果があるというふうに思いますけれども、それぞれが競合した場合に、市としては独自事業として展開しているちょこバス事業の安定的な運営に比重を置かざるを得ないというのは一定の理解をするところでございます。

市としては、この電動アシスト自転車とちょこバス、この両者におきまして、どのような利用者の階層、年代ですとか生活形態、例えば独り暮らしとか、免許返納されているとか、子育て世帯とか、そういったところでございますけれども、そういったところが競合して市の公共交通にどのような影響を及ぼしかねないというふ

うに考えておられるのか伺います。

○**道路交通課長（一ツ木正美君）** 電動アシスト自転車と公共交通の競合についてであります。これまでに詳細に調査した経緯はありませんが、複数の子供を乗せて移動する子育て世帯や脚力に不安がある高齢者につきましては、電動アシスト自転車への乗換えにメリットがあると考えられます。したがって、それらの階層の利用者が公共交通の利用者であった場合は、利用者が減少する可能性があると考えております。

以上でございます。

○**18番（佐竹康彦君）** 市の御懸念は理解をいたしました。

一方で、他の自治体の補助制度について御答弁いただきましたけれども、子育て世帯へ対象を絞った制度運営がなされているということでもございました。市民全体だと他の公共交通との兼ね合いが難しいかもしれませんが、対象を幾つか絞りますと補助制度も検討、実施しやすくなるのではないかなというふうに考えてございます。

現段階では実施状況に至っておらず、調査・研究が必要であるということでもございましたけれども、ぜひ市民のニーズを調査していただき、他自治体の事例も詳しく調べいただきまして、前向きに検討していただきたいというふうに望みますけれども、いかがでございましょうか。

○**道路交通課長（一ツ木正美君）** 対象を絞った補助制度の検討についてであります。市として補助制度を実施するためには公益性が必要となります。どのような対象に対して公益性をいかに見いだしていくか、また施策の効果や影響など、多くの課題整理が必要な状況であると認識しております。

したがって、先ほど市長から答弁があったとおり、現段階では、周辺自治体の動向を踏まえつつ、様々な観点から調査・研究をしていく必要があるものと考えております。

以上でございます。

○**18番（佐竹康彦君）** 様々な課題があるということ、その整理が必要だということも改めて認識をさせていただきましたけれども、ぜひとも前向きに研究、また情報収集していただきたいと思っておりますし、また子育て支援という点、また環境負荷の軽減という視点からの調査・研究もぜひともお進めしていただきたいということをお願いさせていただきます。

続きまして、学校での水泳学習への民間活力導入について再質問させていただきます。

これまでも私ども公明党は、他自治体の事例を参考にしながら、東大和市の学校教育における民間プールの活用、これを要望してまいりました。今般試験的にはございますけれども、導入の一步を踏み出されたことを高く評価をさせていただきたいと思っております。ぜひ全市的な展開を積極的に御検討いただきたいというふうに考えてございます。

その上で、御答弁の内容について幾つか確認をさせていただきます。

まず令和4年度の検討結果におきまして、五小プール施設が老朽化により適正維持が困難になり、民間施設を使用した場合と改修工事とのコスト比較において、民間施設の使用が有利であると判断されたということでもございました。具体的に改修と維持にはどのくらいのコストがかかると算出されたのか、どのような工事にどのくらい費用がかかるのか、詳細に伺いたいと思っております。

○**教育部長（小俣 学君）** コスト比較におきましては、前提条件といたしまして、第五小学校のプールの使用期限を第三小学校と第五小学校を統合する前年度の令和10年度までと仮定をいたしまして、令和5年度から令和10年度までの6年間の必要経費を試算いたしました。

内容でございますが、改修に係る経費といたしまして、老朽化が著しいプール槽やプールサイドのほか、循環装置の設備なども合わせまして工事費を約3,500万円、また維持経費といたしまして清掃や保守の委託費、消耗品費、水道や電気の使用料を約750万円、合わせまして合計4,250万円を必要経費として試算をしてございます。

以上でございます。

○18番（佐竹康彦君） ありがとうございます。かなり高額だなというふうに改めて認識をさせていただきました。

続きまして、その改修と比較いたしまして、民間施設を使用するコストはどのくらい予算を抑えることができるようになるのか、使用料や移動手段であるバスの賃借料などの詳細を伺いたしたいと思います。また、全て一般財源で賄ってらっしゃるということでございましたけれども、このような事業について活用できる国や都の補助が見当たらなかったということでもよろしいのか伺います。

○教育部長（小俣 学君） 民間施設のプール使用料につきましては、休館日を活用させていただきまして、6月から10月のうち12日間を授業として使用をさせていただくこととなっております。予算につきましては、令和5年度当初予算におきましては300万3,000円を計上させていただいております。次に、バスの借上料につきましては、学校と民間施設を往復するためのものでありまして、1日当たり3往復いたします。そこでは児童及び教職員の移動に使用するというものでございます。予算につきましては220万3,000円をプール使用料と同様に計上させていただいております。また、財源につきましては、国や東京都の補助が見当たらなかったことから、全て一般財源としてございます。

以上でございます。

○18番（佐竹康彦君） ありがとうございます。そうしますと、大体520万円ぐらいが年間プラスアルファされるということでございますけれども、6年間で4,250万円といたしますと、大体1,000万円ぐらいこの差が生じたのかなというふうに改めて確認させていただきました。

続きまして、今回改修よりも民間施設使用を選択したということで、今後第五小学校におきましては学校内のプールを使用せず、民間施設使用を継続していくという考えでもよろしいのか伺います。

○教育部長（小俣 学君） 民間施設の活用につきましては、今回の取組の実施後に費用対効果や課題などにつきまして内容を精査し、今後の取組に反映をしてみたいと、そのように考えております。

以上でございます。

○18番（佐竹康彦君） そうですね。試験的に導入していただきましたので、すぐじゃあ継続してということにはならず、やはり実施したその内容をきちんと精査をして今後のお取組を決めていただくということで理解をさせていただきました。

その五小での試験的な取組につきまして、さらに詳しく伺いたしたいと思います。

授業のこま数、これはこれまでと同様の数を確保できたのかどうか、また天候に左右されないのか、全ての授業が中止をせずに実施できるということでもよいのかということ、そして6月から10月まで行うということでもございますけれども、全学年がこの期間に行うのか、それとも学年ごとに期間を区切っていくのか、他の体育の種目への取組に影響はないのかということ、水泳の授業を休む場合、見学者は現地に行くのか、学校に待機しているのか、また民間施設の休館日を活用するというところでございますので、場所借りのみで、民間施設の指導員の助力はなく、教員が指導するというところで理解してよいのかということ、そして移動の際、また民間

施設での授業の際の安全確保の対策がどのようになっているのか、以上述べた点につきまして御答弁いただければと思います。

○**教育部長（小俣 学君）** 授業のこま数につきましては、これまでと同等の数を確保をしてございます。また、屋内施設でございますので、天候に左右されることなく授業を実施することが可能でございます。授業の実施につきましては、1学年が同時に授業を受けられるように2つのグループに分けて、週ごとに交互に授業日を設定してございます。授業の実施日は偏りなく計画しておりますことから、ほかの体育の種目への取組に影響はないと、そのように認識してございます。水泳授業を休む場合につきましては、見学者も現地へ行きまして、授業を見学するようにはいたしております。また、水泳指導につきましては、これまでと同様に教員が行います。そういうことから、インストラクターなどの指導員による指導はないということでございます。安全確保につきましては、移動や民間施設での授業の際に複数の教員が付き添いまして、安全確保に取り組んでございます。

以上でございます。

○**18番（佐竹康彦君）** 詳細につきまして教えていただきましてありがとうございました。

また、見学者の子も授業参加に、その当地に行くということで、これまでですとプールサイドで暑い中というようなことがあって非常に体調的にも苦しくなるというような事例も過去にあったかというふうに仄聞してございますので、この点におきましても非常によかったのかなというふうに考えてございます。

続きまして、授業が開始してからまだ日は浅いわけでございますけれども、現場の教員の先生方、また児童からどのような感想が聞かれているのでしょうか。また、保護者からの反応はどのようなものがあったのでしょうか。

○**教育部長（小俣 学君）** 現場の教員や児童等からの感想、それから意見についてでございますけれども、これまで伺っている範囲ではございますけれども、水質管理や施設の不具合への対応がなくなり教員の負担が軽減をしていること、それからプールが苦手な児童が喜んで入るようになったなどの御意見を今のところ伺っております。

以上でございます。

○**18番（佐竹康彦君）** ありがとうございます。

先生方の御負担が軽減したということも非常に大きなメリットかと思えますし、またプールが苦手な子が喜んで入るようになったということも非常に大きな点かというふうに思います。私も聞きますと、プールに虫が浮いているのが嫌だというような感想をもらって、そういった点についても、きれいなプール、きれいな水質ということで喜ばれているのかなというふうにも思っております。

続きまして、今回の取組の総括の方法に関しまして、費用対効果の確認と、教職員、児童等からのメリット、デメリットなどについて意見をもらうということでもございました。この点につきまして、さらに詳しく、どのような形で進めていくのか伺いたいと思います。特に意見の聴取につきましてはぜひ詳しく、また保護者や民間施設など関わりのある方々に対してまで幅広く行っていただきたいというふうに考えてございますけれども、御所見を伺います。

○**教育部長（小俣 学君）** どのような形で意見を頂くかということについてでございますけれども、初めてのことでございますので、授業の実施後におきまして教職員、それから保護者、児童の皆様へアンケート形式で御意見を頂くということをまず考えてございます。また、民間施設の事業者での聞き取り、そちらについても

ぜひしたいというふうに考えております。具体的な方法や内容につきましては今後検討を進めてまいりたいと、そのように考えております。

以上でございます。

○18番（佐竹康彦君） せっかくの貴重なお取組の機会でございますので、ぜひその授業の実施後に様々な方々から幅広く御意見頂戴できるようにお取り組みいただければと思います。このお取組を足がかりといたしまして、ぜひ私どもといたしましては全市的な展開をお願いしたいと思います。

その中で、他の自治体の取組も参考にするといったお話を頂きましたけれども、多摩26市で同様の取組を行っている自治体はどのぐらいあるのでしょうか。また、どのような内容なのか把握していらっしゃることに关しまして御教示いただきたいと思ひます。

○教育部長（小俣 学君） 他市の状況についてでありますけれども、令和4年度時点での調査データでございますが、多摩26市におきまして校外施設のプールを活用している自治体は9市でございます。施設といたしましては、民間施設のほか、公共施設のプールを活用しているという自治体もございます。いずれの自治体も実施校は数校でありまして、一部の学校に限って活用されているというのがほとんどでございます。また、インストラクター等の講師料を予算計上している自治体もございます。

○18番（佐竹康彦君） 多摩26市の中で3分の1の市は取り組んでいらっしゃるけれども、全体の学校までには行き渡っていないということで認識をさせていただきました。

この全市的展開に関する御答弁におきましては、民間施設の活用ができる学校数に限りがあること、他の自治体の事例を見てもそうかと思ひますけれども、また移動時間についての課題があるということでございました。

今回使用許可をいただきました民間施設も1か所だけでは、やはり数としても、移動距離を考えても対応の難しい学校が出てくるというふうに思ひます。その解消のためには、利用できる場所を増やすことが必要だと考えてございます。

そうした観点から、他の民間施設の活用ですとか、また今後学校などの統廃合に伴って生じる新たな施設を利活用するということ、また現在の市民プールのリニューアル等、こういったことも含めまして検討されるべきというふうに考えますけれども、これらの点に关します市の御見解を伺いたいと思ひます。

○教育部長（小俣 学君） 第五小学校の民間施設の活用につきましては、老朽化したプールの代替として実施をいたしましたことから、全市的展開ということにつきましては現在のところ検討には至っておりません。しかしながら、学校プールにつきましては、老朽化対策や運用面でのコストの課題も見受けられるところでございます。

このようなことを踏まえながら、民間との連携や公有地の活用を含め、今後さらなる検討を進めていく必要があると、そのように認識してございます。

○18番（佐竹康彦君） ぜひとも全市的な展開に向けての、様々な課題あるかと思ひますけれども、調査研究進めて、前向きに御検討を進めていただければというふうに思ひます。

私ども公明党といたしましても、様々な取組をされている自治体も拝見をさせていただきます。教育的な効果も非常に高いというふうに受け止めておりますし、また公共施設の適正管理ということに关しましても非常に有効な施策の在り方だというふうにも認識してございますので、この教育的効果という面では教育長、またこの財政的、公共施設の管理という観点からは市長、それぞれでぜひともこの点に关心をお持ちいただきながら研究検討を進めていただければというふうに思ひますので、よろしくお願ひいたします。

続きまして、5点目の「図書館を使った調べる学習コンクール」におけます地域コンクールの開催についてということで再質問させていただきます。

この「図書館を使った調べる学習コンクール」の地域コンクール開催につきましては、他自治体の取組状況等の調査、情報収集を行ってきていただいと御答弁をいただきました。また、昨年度から地区図書館の運営を受託した指定管理者にも詳細な情報を聞き取ったということでもございました。

これまでの調査で得た内容から、地域コンクール開催の利点につきまして改めて御認識を伺いたいと思います。

○中央図書館長（浴 靖子君） これまで行っている「図書館を使った調べる学習コンクール」につきましては、市が応募作品を取りまとめ、直接全国コンクールへ作品をお送りしておりましたので、どのような作品があるのか、市民の方は御覧になる機会はございません。しかし、地域コンクールを開催いたしますと、作品の展示等を行うことにより市民の皆様に見ていただくことができ、応募者にとって励みになると同時に、図書館を使って調べ、まとめることの周知や啓発につながるということが利点であると考えております。

以上でございます。

○18番（佐竹康彦君） 続きまして、この地域コンクールを開催している自治体におきましては、具体的にどのような形で行われているのか、審査員や審査体制、募集の在り方、また学校との連携など、把握していることがあればお伺いしたいと思います。

○中央図書館長（浴 靖子君） 他自治体における取組についてであります。まず募集については、図書館による広報のほか、学校を通じて応募を呼びかけます。図書館では、関心をお持ちの方への後押しとなるよう、調べ方やまとめ方について学ぶ、調べる学習講座を開催いたします。応募作品は、各学校で取りまとめた後、図書館に集約し、審査を行います。審査員は、学校関係者や図書館協議会委員等の図書館関係者並びに教育委員会関係者等が想定されます。応募作品が多い場合には、学校側あるいは事務局側で一次審査を行い、作品数を絞って審査員による二次審査を行う場合もございます。

また、学校との連携につきましては、作品募集に当たっての働きかけや調べ方、まとめ方についての指導を学校側にお願すること等が考えられますが、学校側の負担とならないよう、様々調整する必要があると考えております。

以上でございます。

○18番（佐竹康彦君） ありがとうございます。

続きまして、地域活性化という観点につきまして、応募者自身が市に対する理解を深め愛着が生じること、また対外的なアピールが可能との点が地域活性化につながるという御答弁をいただきました。確かにそのとおりだというふうに私も考えてございます。

主催団体の手応えといたしましても、当初教育分野での効果を期待しておりましたけれども、応募作品にその人が住む地域を題材としたものが見受けられること、また自分の住む地域の地理や歴史、文化、先人や産業などを調べ、相対化や一般化することで得られる喜びが感じられることなど、こうした点が応募者の地域への親密度や愛着心の向上につながると期待されると受け止めております。また、自分で立てた問いを自分の力で解いていくという作業が学校教育で体験しにくい学び方であり、実社会で期待される課題解決能力の習得訓練を行っている面があると、こういったことも指摘をされてございました。

地域コンクール開催で学校からさらに市民一般へ参加対象が広がることで、当市でもこうした波及効果が期

待されるというふうに考えますけれども、この点についての御見解を伺いたいと思います。

○中央図書館長（浴 靖子君） 主催団体の資料によりますと、大人の部においては、地域の歴史などを研究している常連の応募者も多いとのことでもあります。このような方たちにとっては、研究成果を地域コンクールで発信できる機会を得て、研究への意欲がさらに増すのではないかと考えております。

また、地域コンクールにあつては、参考文献やウェブサイト情報のリストを必ず添付するということがルールとなっております。この地域コンクールへの参加をきっかけに、ある程度自己流で調査・研究をしていた方が出典や引用した資料を明記する方法を身につけるなど、研究の質の向上にも結びつくのではないかと考えております。

なお、当市で地域コンクールを開催する場合には、まず小学生・中学生部門に絞って開催し、運営が軌道に乗ったところで大人部門を追加してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○18番（佐竹康彦君） ありがとうございます。

今御答弁いただきました、ある程度自己流で調査・研究やっていたというところがやっぱり出典や引用した資料を明記する方法を身につけるといふ研究の質の向上、こういったことに非常にこれからの情報化、情報化社会って言われてもう随分たっていますけれども、そういった中で非常に重要な点かと思えます。やはりこのネットでは様々な事柄に対してすぐ調べられる、自分で調べられるというような状況になってはおりますけれども、それが本当に正しい情報なのかどうか、そういった情報リテラシーを身につけるといふことの重要性はもうずっと言われてきておまして、この間、フェイクニュースによります国民の分断というような、こういった社会課題も浮き上がってくるというような現状も世界の中ではございますので、やはりきちんとした情報に当たるということ、それをきちんと自分で判断できるというようなこと、これは非常に重要な点ではないかなというふうに考えてございます。

続きまして、開催のための財源についてでございますけれども、主催団体が提案型助成事業を手がけておまして、自治体を含めた各種団体へ図書館活用を中心としたデジタルアーカイブ活用なども含めた助成事業を行っております。財源確保の一つとして検討することも可能と考えますけれども、この点についての御認識を伺います。

○中央図書館長（浴 靖子君） 主催団体による助成につきましては、今後開催する場合に要する経費等を精査いたしまして活用を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○18番（佐竹康彦君） 様々な機会を捉えまして市民が地域の魅力を生み出すことが地域活性化につながるということに関しまして、この図書館としての見解を重ねて伺いたいと思います。

○中央図書館長（浴 靖子君） 地域コンクールを開催することで、自分も東大和市について調べてみようといった機運が高まり、まち歩きの機会が増える等により地域活性化の面で効果が期待できるのではないかと考えております。

以上でございます。

○18番（佐竹康彦君） ありがとうございます。

別の議員の方もおっしゃってございましたけれども、図書館というのは市民が最も御利用される公共施設であるということ、こういった施設を中心として、様々な地域の活性化が図られるということも非常に重要な点であ



るというふうに思いますので、この点、視点をお持ちいただきながら、この開催に向けたお取組を進めていただければなというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

続きまして、認可外保育園の支援について再質問させていただきます。

御答弁では、それぞれ簡潔に御答弁頂戴いたしました。ありがとうございます。

就学前の子育て支援におきましては、認可保育園や幼稚園、こういったものを軸といたしまして、行政としても様々な支援策を行っておられます。同僚の議員の昨日の一般質問におきましても様々御教授いただきました。その中で、数は少ないですけれども、認可保育園等でニーズがカバーし切れない部分、もしくは幅広い選択肢の一つとして認可外保育園での子育て支援も一定の役割を果たしているものというふうに考えてございませし、また事業者の方もそのような視点でプライドを持ってお仕事をされておられます。

この認可外保育園の事業者が市において果たしている役割についてどのようなものがあるかと考えておられるのか、市の認識について伺います。

○保育課長（石川正憲君） 認可外保育園の役割につきましては、今議員がおっしゃられたとおり、認可保育園や幼稚園等と同様に保育の受皿の一つとして、市の待機児童解消の一端を担っていただいているものと認識しております。

以上でございます。

○18番（佐竹康彦君） この事業者の方から支援に関する要望はないということでもございましたけれども、直接御意見を伺いますと、幼児教育・保育の無償化によりまして利用者への無償化の恩恵はあるけれども、事業運営に対する補助が充足していないということ、また、より安定した事業運営をするためには、利用者負担の増額を検討しなければならないけれども、しかし利用者の負担を増やした場合に、現在の利用者が利用できなくなるといった、そういった二律背反といった、そういったことが懸念されると。事業者として提供したい保育や教育のサービスをより充実させるためには、行政には認可外保育園にもしかるべき補助の増額を検討してほしいといったお声も頂戴いたしました。

市としてこうした考え方に関してはどのような御見解をお持ちでしょうか。

○保育課長（石川正憲君） まず、認可外保育園を利用者が選ぶメリットにつきましては、一般的に保育の理由を問わないこと、また在住・在勤の地域にかかわらず入園が可能であること、また保育時間や保育日数の柔軟な対応が可能であるなどの点が挙げられ、利用の契約につきましても利用者と園の間で行われております。

そんな中、認可外保育園に対しましては、東京都が独自の認証保育制度を制定し、その中で運営やサービスの充実等に対する補助があることや、市長答弁にもございましたとおり、市におきましても保育料の一部補助、社会状況の変化に応じた補助等を実施していることから、様々な支援を行っていると考えております。

以上でございます。

○18番（佐竹康彦君） ありがとうございます。

その認証制度でございますけれども、なかなかこれも、それに移るといようなケースもなかなかしにくい部分があるという御意見も頂戴いたしました。

また、他の自治体では、例えば、規模が大きくて恐縮なんですけれども静岡市におきましては、設置届の提出から3年経過している無認可保育園に対しまして補助金を交付してございます。横浜市では、認可外保育施設助成事業として、入所児童の処遇向上を図ることを目的とした補助金が交付されています。

規模や置かれた地域の状況が異なるので一概には比較できないという前提はございますけれども、こうした

事例につきまして市としてはどのような見解をお持ちでしょうか。

○保育課長（石川正憲君） 他の自治体の事例についてでございますが、各自治体で制度の違いがあり、東京都には認可外保育園に対しまして独自の認証制度があり、認証を受けた保育施設に対しまして運営支援を行っております。御紹介いただきました2つの自治体におきましては、県に東京都と同様な制度がないことから、市が独自で補助を実施しているものと理解しております。

以上でございます。

○18番（佐竹康彦君） そういった点は改めて認識をさせていただきました。

続きまして、認可外保育園の事業者に対します支援の充実につきまして、国や都はどのような役割を果たすべきであるというふうに市は考えておられるのか伺います。

○保育課長（石川正憲君） 国や東京都の役割につきましては、保育を必要とする全ての子供に対し、ひとしく適切な保育サービスを受けられるよう必要な措置や支援を充実させていくことが求められていると考えております。

以上でございます。

○18番（佐竹康彦君） ありがとうございます。

また、御答弁を踏まえますとなかなか市で独自に補助していくというのは難しいという状況は理解をさせていただきました。しかしながら、当事者である事業者の方にお話を伺いますと、やはりこの利用者の方に対して充実したサービスをしたいと、形はどうあれそうした熱い思いを持って、この東大和市の子育てに取り組んでおられるということ、これはもう確かなところでございますが、ぜひとも、要望等はないというような御答弁もございましたけども、幅広く機会を設けて御意見、御要望を聞き取っていただくということ、聞く耳を持っていただくということをぜひ続けていただきまして、またそういった中で課題がございましたら、国や東京都にぜひともこういった現場での要望があるということ、こういったことをぜひともお訴えいただきたいというふうに考えてございますので、よろしく願いいたします。

今まで6つほど項目立てて質問させていただきました。

最後に、和地市長に、これまでの私の一般質問を通した点に関しまして、御見解等ございましたら御所見を伺いたいと思います。

○市長（和地仁美君） 様々、今回は6つの点について御意見を伺わせていただいたところでです。

まず最初に、健康ポイント事業についてであります。実現に向けては市民の皆様が主体的に健康づくりに取り組める仕組みを構築し、幅広い世代の方に、手軽に、そして楽しく、継続的に御利用いただくことが一番必要ではないかなというふうに感じました。そうしたことを実現することによって、健康で幸せに暮らせるまちの実現にも大きく寄与するのではないかなというふうに思っております。

また、当市の魅力の自然や文化、特色などとのひもづけをすることによって、健康づくりだけではなく、市のそういった魅力にも気づいていただけるような仕組みにすることによって、東大和市、いい市だなあと気づいていただきながら、住み続けたいという思いにつながっていただければというふうにも考えております。

次に、自転車用のヘルメット購入補助についてであります。この春から努力義務となっているということで、様々なところで取り上げられているところでございますが、東京都のほうで補助制度のほうをつくっていただきましたので、そちらを活用して、できるだけ早期に東大和市の補助制度を実現できるように、今詳細について検討を進めている段階でございますので、その点御理解いただければというふうに思っております。

また、「図書館を使った調べる学習コンクール」については、佐竹議員はずっと長年取り上げていただいていることは私も十分承知しておりますし、そういった質問の中で、このコンクールのホームページなどを拝見して、ああとてもいいものだなあなんていうふうには感じているところです。

地域コンクールを開催することにつきましては、答弁をさせていただいた中にもございましたが、これまで知らなかった東大和市、地域の魅力をお子さんたちが調べて発表してくれることで市民の方も新たに気づいていただけるというようなきっかけにもしていただけるのではないかなというふうにはお話を聞いて感じました。以上です。

○18番（佐竹康彦君） 御答弁ありがとうございました。

ぜひとも様々な取り上げた施策、前に進めるように強く望みまして、私の今回の一般質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（東口正美君） 以上で、佐竹康彦議員の一般質問は終了いたしました。

ここで10分間休憩いたします。

午前10時31分 休憩

---

午前10時40分 開議

○議長（東口正美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

◇ 木下富雄君

○議長（東口正美君） 次に、9番、木下富雄議員を指名いたします。

[9番 木下富雄君 登壇]

○9番（木下富雄君） 議席番号9番、自由民主党新政会の木下富雄です。

まず初めに、先般行われました市議会選挙におきましては、多くの市民の皆様のご温かく力強い御支援を賜りまして2期目の当選をさせていただきました。これからの4年間も市民の皆様と市政のパイプ役として誠心誠意努めてまいりますので、よろしく願いいたします。

それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。本定例会におきましては、2題質問させていただきます。

1、再犯防止推進計画について。

①東大和市における再犯防止推進計画の認識についてお伺いいたします。

②これまでの取組状況についてお伺いいたします。

③として、近隣自治体の取組状況の把握についてお伺いいたします。

④といたしまして、東大和市における計画策定に当たっての課題と今後の取組についてお伺いいたします。

2といたしまして、第9回うまかんべえ～祭についてお伺いいたします。

①4年ぶりの開催に当たっての準備状況の総括についてお伺いいたします。

②祭当日の2日間の状況の総括についてお伺いいたします。

③今後の課題及び取組についてお伺いいたします。

壇上での質問は以上といたしまして、再質問につきましては、御答弁を踏まえて自席にてさせていただきます。よろしく願いいたします。

[9 番 木下富雄君 降壇]

[市長 和地仁美君 登壇]

○市長（和地仁美君） 初めに、市の再犯防止推進計画策定の認識についてであります。国は、再犯の防止等の推進に関する法律に基づき再犯防止推進計画を作成しており、この計画では、7つの重点課題と96の具体的な施策を掲げております。市が再犯防止推進計画を策定する場合には、このような広範な内容を視野に、市の実情を踏まえた内容にすることが必要であると認識しております。

次に、これまでの取組状況についてであります。国の再犯防止推進計画の内容を把握するとともに、都や近隣市が策定した計画について情報の収集と内容の分析に努め、市の実情に応じた計画となるよう研究を続けているところであります。

次に、近隣自治体の取組状況の把握についてであります。令和5年5月現在、都内26市中12市が再犯防止推進計画を策定済みであります。また本市が所属しております北多摩西地区保護司会を構成する5市におきましては3市が策定済みとなっております。

次に、計画策定に当たっての課題と今後の取組についてであります。課題につきましては、再犯防止に係る施策は、就労、住居、保健医療、福祉、刑事司法等の多岐にわたっていることから、総合的に推進していくための体制を整備していくことと考えております。

また、今後の取組につきましては、計画の策定について鋭意研究を続けるとともに、再犯防止に重要な就労や住居の確保等につきまして、実施実績の豊富な生活困窮者自立支援事業を活用するなどの研究を進めてまいりたいと考えております。

次に、うまかんべえ～祭開催に向けた準備の総括についてであります。うまかんべえ～祭は新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響を受け開催を見送っておりましたが、今年は4年ぶりに開催することができました。開催に向けた準備につきましては、通常どおり実行委員会を中心に進めてまいりましたが、4年ぶりの開催ということもあり、調整時に時間を要したところもあったと伺っております。しかし、全体では、各関係者の御協力により無事に当日を迎えることができたことと認識しております。

次に、うまかんべえ～祭当日の状況についてであります。当日は雨の予報で天気心配されたところですが、2日間で延べ5万3,000人の方々に御来場いただきました。グルメコンテストでは21団体が参加し、東大和市で取れる農産物等課題食材を使用したオリジナルメニューによりグランプリを競い合いました。

このほか、友好都市喜多方市の物産販売や協賛・協力団体の出店、北多摩西部消防署のはしご車体験など、ボランティアを含めた各関係団体の御理解、御協力により、地域住民の交流と東大和市の魅力ある食文化を生かし、地域を元気にするイベントとして開催できたものと認識しております。

次に、今後の課題及び取組についてであります。地域の活性化につながる魅力あるイベントとして、うまかんべえ～祭を地域の方々が主体となりつくり上げていけるようにしていくことが課題であると認識しております。また、取組としましては、4年ぶりの実施で得られた経験を生かしつつ、実行委員会、ボランティア等の御意見を踏まえ、当市の春の風物詩となるイベントとなるよう工夫してまいりたいと考えております。

以上です。

[市長 和地仁美君 降壇]

○9番（木下富雄君） 御答弁ありがとうございました。

それでは、順次再質問をさせていただきます。

まず初めに、再犯防止推進計画については議員当選当初からずっとお聞きさせていただき、令和3年第3回定例会の質問から度々質問をさせていただいております。進捗も含め、改めてお聞きいたします。

市民の皆様が安全・安心に暮らすことができる社会を実現していくためには、再犯防止対策は必要不可欠だと考えます。そこで、本市としても再犯防止推進計画を策定する必要があると考えます。

国におきましては、平成28年12月に再犯の防止等の推進に関する法律が公布・施行され、平成29年12月に再犯防止推進計画が閣議決定されました。それ以降、国の再犯防止計画の変遷についてお伺いします。

○福祉推進課長（山田茂人君） 初めに、国におきまして平成28年12月に再犯の防止等の推進に関する法律が公布・施行されまして、平成29年12月に再犯防止推進計画が閣議決定されました。同じ時期に10の再犯防止アクション宣言が法務省より出されました。その後、令和元年12月に再犯防止推進計画加速化プラン、これが閣議決定されまして、令和5年3月に第二次計画に改定されました。その間、既に平成28年から再犯防止推進計画検討会議が行われております。

ここで補足させていただきますと、令和5年3月に第二次計画が策定されたことに伴いまして、国は平成29年12月に策定いたしました再犯防止計画を第一次計画としております。

以上でございます。

○9番（木下富雄君） それでは、改めまして、令和5年3月に策定されました直近の第二次計画の内容について、もう少し詳しく教えてください。

○福祉推進課長（山田茂人君） 第二次計画の内容につきましては、犯罪をした者の生活の安定のために、課題に応じた息の長い支援や、就労や住居確保のための支援に加えまして、相談拠点やネットワーク拠点の構築、さらに地方公共団体の取組の推進や、国、地方、民間等の連携強化を方向性として示しまして、7つの重点課題を例示しております。

それを列挙いたしますと、1つ目といたしまして就労・住居の確保、2つ目といたしまして保健医療・福祉サービスの利用の促進、3つ目といたしまして学校等と連携した修学支援、4つ目といたしまして犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導、5つ目といたしまして民間協力者の活動の促進、6つ目といたしまして地域による包摂の推進、7つ目といたしまして再犯防止に向けた基盤の整備、以上の記載がございます。

以上でございます。

○9番（木下富雄君） ただいま詳しい説明をいただきました。

それではさらに、この第二次計画の中で、地域再犯防止推進計画についての具体的な記載の内容についてお伺いできればと思います。

○福祉推進課長（山田茂人君） 法務省は、地方再犯防止推進計画が未策定である地方公共団体に対しまして、矯正官署や保護観察所等の刑事司法関係機関や都道府県を通じるなどして、地域の実情に応じて地方再犯防止推進計画を策定できるよう支援する、また支援に当たっては、地域福祉計画の活用を含む地方再犯防止推進計画策定の手引を必要に応じて改訂するなどして策定のために必要な情報を提供する。また、既に地方再犯防止推進計画を策定済みの地方公共団体に対しては、その改訂や取組状況の評価等のために必要な支援を実施すると記載されております。

以上でございます。

○9番（木下富雄君） 御説明ありがとうございます。策定に当たってのハウツーが詳しく紹介されていることが分かりました。

それでは、②のこれまでの取組についての再質問に移らせていただく中で、まず東京都の再犯防止推進計画の内容について、改めてお伺いいたします。

○福祉推進課長（山田茂人君） 東京都再犯防止推進計画の内容につきましては、再犯防止等の推進に関する法律の第8条に基づく地方再犯防止推進計画として策定されたものでございます。東京都が計画を策定した時期につきましては、国の第一次計画期間中でありましたので、この第一次計画に掲げられております5つの基本方針を踏まえまして、就労・住居の確保等、保健医療・福祉サービスの利用の促進等、非行の防止・学校と連携した修学支援等、犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導・支援等、民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進等、再犯防止のための連携体制の整備等を重点課題といたしまして、これに対応する具体的な取組項目がまとめられているところでございます。

以上でございます。

○9番（木下富雄君） 御説明ありがとうございます。東京都の指針としての側面として大分理解させていただきました。

それでは、再犯防止推進計画の中で、区市町村について具体的な記載についてお伺いさせていただけたらと思います。

○福祉推進課長（山田茂人君） 区市町村におけます再犯防止施策の促進及び連携の確保ということで、区市町村における再犯防止に資する取組を促進し、関連施策の有機的連携を確保するため、必要な情報を提供するとともに、各種施策の検討・推進に協働して取り組みますと、このような記載がございます。

以上でございます。

○9番（木下富雄君） 東京都の区市町村に対する方向性も確認することができました。

それでは、③の近隣自治体の取組状況についての把握について質問させていただきます。

多摩26市中12市が策定済みであることが分かりました。既に策定された市の計画について、計画の策定の形としてはどのような特徴があるのか、内容を御説明願います。

○福祉推進課長（山田茂人君） 大きく分けまして、単独で計画を策定している自治体と、地域福祉計画に包含して計画を策定している自治体とがございます。

以上でございます。

○9番（木下富雄君） 各自治体の地域福祉計画に包含されている市が多く見られるということでありました。

その理由としてはどのようなことが考えられると考えていますか。

○福祉推進課長（山田茂人君） 地域福祉の推進におきまして、共通する施策として一体的に取組を進めるということに役立つということが理由として考えられます。

以上でございます。

○9番（木下富雄君） それぞれの地域の施策の中に一体的に取り組むということでありました。

それでは、近隣市の立川市、昭島市、武蔵村山市の再犯防止推進計画の特徴について、改めてお伺いいたします。

○福祉推進課長（山田茂人君） 立川市及び昭島市は単独で計画を策定しております。また、武蔵村山市は地域福祉計画に包含して計画を策定しております。

以上でございます。

○9番（木下富雄君） ただいま御説明の中で、特に立川市の再犯防止推進計画は最近策定されたものだと聞き

及んでおります。その内容面についての特徴についてお伺いいたします。

○福祉推進課長（山田茂人君） 立川市の再犯防止推進計画につきましては令和5年3月に発行されたものでございます。4章にわたる章立てで構成されておりまして、内容面における特徴といたしましては、特に第4章の再犯防止に資する主な取組の中で、個別の課題において主な担当課が記載されまして、庁内各課の役割分担が明確化されていること、また関係機関コラムにより、東京保護観察所立川支部や北多摩西地区保護司会立川分区とか立川拘置所あるいは社会福祉協議会などの関係諸機関のことが分かりやすく解説されていること、また用語解説が充実していることが特徴として挙げられます。

以上でございます。

○9番（木下富雄君） ありがとうございます。近隣市の状況は、特徴を踏まえた中でそれぞれ説明をいただきました。

それでは、それらを踏まえまして、最後に④の東大和市における計画策定に当たって、課題と今後の取組についてお伺いいたします。

東大和市の地域福祉計画の次回の計画は何年度から開始されるのでしょうか。

○福祉推進課長（山田茂人君） 第7次地域福祉計画、これは令和9年度からの開始でございます。第7次地域福祉計画に包含する方向で調整した場合は、策定するのは令和8年度末ということになります。

以上でございます。

○9番（木下富雄君） 東大和市の地域福祉計画に包含し、再犯防止計画を策定する場合の長所と短所についてお伺いいたします。

○福祉推進課長（山田茂人君） まず長所として考えられますことは、先ほども御答弁申し上げましたが、地域福祉の推進におきまして共通する施策として一体的な取組が進められることができますので、これが長所と考えております。また、計画につきましては、複数の部署を横断して策定するために庁内調整が必要でございますが、地域福祉計画に含めて策定する場合には、独立して計画を策定するよりも庁内調整を合理的に行うことができる、これも長所であると考えております。

次に、短所でございますが、第7次地域福祉計画は令和9年度から開始でございます。第7次地域福祉計画に包含する方向で調整する場合には策定するのは令和8年度末ということになり、策定期間までに年数を要するということが課題として認識しております。

以上でございます。

○9番（木下富雄君） 地方再犯防止推進計画を当市の第7次福祉計画に包含した場合、令和9年からの実施ということで、まだまだ長時間かかるということが分かりました。

ただ、その間も再犯のリスクはございますので、その間、実効性のある取組を行う必要が必要不可欠だと考えます。現在対応可能な取組がございましたらお聞かせください。

○福祉推進課長（山田茂人君） 刑務所を出所した方など再犯防止計画による支援の対象者につきましては、就職先や住居を探す、このような必要がある方が多いということが考えられまして、経済的に困窮している方と共通の課題を抱えていることが想定されます。このため、生活困窮の自立支援を担う東大和市くらし・しごと応援センター そえると連携して対応することが可能であると考えております。

以上でございます。

○9番（木下富雄君） 既存の取組の視野を広げるということで、東大和市くらし・しごと応援センター そえ

るの活動内容はどのような内容なのか、そこも改めて教えてください。

○生活福祉課長（青木一麻君） 東大和市暮らし・しごと応援センター そえるの活動内容についてでございますが、そえるでは、生活困窮者自立支援法に基づき、生活に困窮する方々、もしくは生活に困窮するおそれがある方々を対象として、断らない支援をモットーに相談者に寄り添う伴走型の相談支援を行っております。

以上でございます。

○9番（木下富雄君） ありがとうございます。

それでは、包含して策定するまでのつなぎとしての考えの中で、東大和市暮らし・しごと応援センター そえると今後どのような連携を進めていこうと考えているのか、改めてお聞かせください。

○地域福祉部長（伊野宮 崇君） 国の再犯防止推進計画におきましては、経済的な自立への支援というものが上位に掲げられております。そのため、その意義というものは大変重要であるというふうに認識しております。

刑を終えて出所された方の多くは、先ほどの御答弁にもありましたが、経済的に困窮している可能性が高く、現在東大和市暮らし・しごと応援センター そえるで行っている生活困窮者自立支援事業、これがそのまま適用可能であろうというふうに思われるケースは多いものと認識しております。

厳しい財政事情の折、新たな事業を立ち上げることは容易ではございませんけれども、既存事業の活用ですとか、あるいは応用によりまして再犯防止の効果を上げていくことが現実的な対応であろうというふうに認識しております。このため、市とそえるとの連携を引き続き強化していくとともに、保護司の方々など、従来から再犯防止に取り組んでこられた方々との連携体制にも力を入れていくことが必要であろうと、このように考えております。

以上です。

○9番（木下富雄君） 計画の策定前においても具体的な取組を進めていただいているということは大変好ましいことだと考えております。

計画策定後は、再犯防止の取組が幅広く行われることと思いますが、現段階で考えられる課題は何かと考えておりますでしょうか。

○福祉推進課長（山田茂人君） 国から市に対しまして刑務所から出所した方の情報というのは提供されないため、当事者が市に相談するなどの積極的な動きをしない限り情報が把握できないということが課題と考えられます。

以上でございます。

○9番（木下富雄君） ありがとうございます。

一般質問で最初に質問して、令和元年2月の定例会から一步一步確実に前進していただいている姿勢がよく分かりました。スピードアップを図りながら、本市としての特色を取り入れた再犯防止推進計画の策定を改めて要望いたしますので、よろしく願いいたします。

次に、少し視点を変えた質問をさせていただきます。

これまでお伺いをした地方再犯防止計画の策定や策定後の実施におきまして、保護司は重要な役割を担っております。

令和4年第4回定例会の一般質問において、保護司会、保護司の皆様は、罪を犯してしまった人の社会復帰に向けたお手伝いや社会を明るくする運動、特に本市におきましては中学生の意見発表会の企画運営、更生保護の最前線に従事していただいている必要不可欠な存在ゆえに、行政として一層のバックアップを要望いたし



ました。

その後、国の動向など、情報を把握されていることがございましたらお聞かせください。

○福祉推進課長（山田茂人君） 国におきましては、保護司の担い手の減少と高齢化に対する懸念から、保護司の待遇や環境整備に関する検討会、これを令和5年5月に設置したという情報を伺っております。

具体的には、現在は推薦で選ぶことになっている制度に例えば公募制を導入することや、年齢の上限の見直しや、ボランティアでなく報酬を支払うようにするかなどを今後議論しまして、来年の秋をめどに報告書案をまとめる予定との情報を伺っております。

以上でございます。

○9番（木下富雄君） ありがとうございます。

当市におきましては、これからの年齢制限による退任する保護司が増加しまして、このままでいくと次回、北多摩西地区の会長市になる頃には人員が極端に不足し、会長市を引き受けることが困難な状況も発生する可能性がございます。どのように対応するのか、御所見をお伺いいたします。

○福祉推進課長（山田茂人君） 先ほど御答弁申し上げましたように、国は保護司の人材確保に関する検討を現在行っているところでございます。こうした国の動向、また他の区市町村の情報の収集に努めながら、当市の実情に沿った対応を研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○9番（木下富雄君） 何とぞ御尽力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上で再犯防止推進計画についての質問を終了させていただき、2の第9回うまかんべえ～祭について再質問させていただきます。

まず初めに、うまかんべえ～祭が4年ぶりの開催ということで、市民などからは、5月8日にコロナウイルスが2類から5類へ移行して初めて迎える週末の中、コロナ対策など安全対策は大丈夫なのか、もう開催されないのではないか、イベントが風化してしまったのではないかなど様々な御意見を頂いております。

これまで連続していたイベントが中止となっていた3年間、今回開催に向けて準備に時間を大変要したとのことですが、具体的な内容をお聞かせください。

○産業振興課長（佐伯芳幸君） 第9回うまかんべえ～祭の4年ぶりの開催に向けましては、実行委員会を中心に様々な検討を重ねてまいりました。これまでは、実行委員や職員の経験、新たな提案なども含め、前回開催した内容を基本に、そこから準備を始められていましたが、4年ぶりの準備ということもございまして、確認、調整、連絡などに時間を要したことや、検討時点ではイベント開催時の新型コロナウイルス感染症の状況が見通せなかったことも影響したと考えております。

以上でございます。

○9番（木下富雄君） 空白の時間を埋めるためのうまかんべえ～祭の実行委員会の活動や、イベント内容の具体的な検討状況についてお教えてください。

○産業振興課長（佐伯芳幸君） うまかんべえ～祭実行委員会につきましては、令和4年7月から令和5年4月までに11回、実行委員会を開催いたしました。イベントの内容につきましては、コロナ禍後も予想されたことから、引き続き衛生管理対策の徹底したグルメコンテストの実施、またこれまで参加者や集客増の要因の一つであったステージ部門、フリーマーケット部門、ウォーキングイベント部門の実施など、協力団体の応援を求めないこととし、規模を縮小する中で準備を進めてまいりました。

以上でございます。

○9番(木下富雄君) 今回4年ぶりということで、実行委員の関わり、市職員の人事異動、協賛者、協力者との連携など様々なことが複合的に絡み合い、調整が大変だったと思いますが、どのような対応をされて乗り切ったのでしょうか。

○産業振興課長(佐伯芳幸君) 対応につきましては、うまかんべえ～祭を経験した実行委員の確保や市職員のイベント経験者の臨時的な応援、多くのボランティアの確保をしながら、協力者や団体、協賛者の参加依頼に支障が生じないように対応してまいりました。

以上でございます。

○9番(木下富雄君) 時間が経過した中での職員の大変貴重な応援やボランティアの確保による対応などで過ごしたということですが、具体的にさらにどういうことをしたのかお聞かせください。

○産業振興課長(佐伯芳幸君) 当初は、市内にある高校の学生ボランティアも予定しておりましたが、うまかんべえ～祭開催日の後、中間審査を控えているということから、今回はボランティアの参加が難しい状況でありました。

このような中で、職員の応援体制につきましては、うまかんべえ～祭の準備段階から当日までの業務をこれまで経験した実績のある職員、また当日を含め全体の進行管理の経験のある職員に組織的な併任や部を越えた応援として全庁的に応援の依頼をさせていただきました。

以上でございます。

○9番(木下富雄君) 様々なボランティアの献身的な支えによって実行されたということが詳しく分かりました。

うまかんべえ～祭会場には様々な協賛者、協力者の方が携わっていたと思いますが、どのように依頼されていたのでしょうか。

○産業振興課長(佐伯芳幸君) 協賛者や協力者の対応についてでございますが、4年前から継続していただいていた団体だけでなく、今回初めて協賛や御協力をいただいた方々もいらっしゃいました。4年ぶりということもあり、協賛者や協力者の代表者や担当者が替わられた方もおりましたが、開催の趣旨など、説明に御理解いただき、様々な励ましの言葉を頂く中で快く対応していただくことができたことと認識しております。

以上でございます。

○9番(木下富雄君) 中止が余儀なくされていた時間の経過を埋め合わせるための大変な御努力がいろいろと分かってまいりました。

それでは、努力の結果開催されました祭当日の2日間の状況の総括について再質問させていただきたいと思っております。

当日は心配されていた天気も、閉会式こそ降られましたが、イベントを開催する時間には暑過ぎず、ほこりが舞うこともなくよかったのかなと感じられましたが、この2日間の内容としてよかった点はどのようなところと捉えておりますでしょうか。

○産業振興課長(佐伯芳幸君) イベントにつきましては、開催前の天気予報は雨でしたので、会場内の雨水対策や雨天時の開会式・閉会式の対応など、事前の準備はできていたと考えております。また、販売開始の午前10時には、店舗によっては長蛇の列になるなど多くの来場者が来られましたが、実行委員、応援職員、市民ボランティア等、多くの方々が担当された業務をしっかりと対応していただいたこともあり、来場者におきまして

も会場内ルールを守っていただいたことから、トラブルや事故などがなかったと認識しております。

以上でございます。

○9番(木下富雄君) それでは、続きまして、21団体が参加されたグルメコンテストは大変好評だったと受け止めております。今回はどのようなものを課題食材に指定されたのか、またグランプリの決定方法についてなどをお聞かせ願いたいと思います。

○産業振興課長(佐伯芳幸君) グルメコンテストにおける課題食材につきましては、東大和市内で取れた地場野菜、東大和市商工会が販売するひがしやまと茶うどん、東京狭山茶の茶葉を粉末にしたパウダー、地域包括連携協定を締結し、国内では東大和工場内だけで生産されている森永乳業株式会社のクリープの4種類を選定をいたしました。グランプリの決定につきましては、来場者が食べた結果、3段階評価をしたチケットの投票と、市長、実行委員長、喜多方市長、農協代表者、学校給食センターの栄養士の5人により、味や見栄えなどの評価点を合計した結果により、第1位から3位、審査員特別賞が決定いたしました。

以上でございます。

○9番(木下富雄君) グルメコンテストに参加された21団体以外にも、今回も会場内には多くの協賛団体が盛り上げていただいたと感じておりますが、その具体的な事例をお教えてください。

○産業振興課長(佐伯芳幸君) 今回協賛団体、さらに協力団体もございました。協力団体につきましては、友好都市喜多方市から市長をはじめ関係者にお越しいただき、喜多方ラーメン、大和町そば等が販売されましたが、用意されていた物産品が初日で2日分を売り切り、急遽2日目の開会までに喜多方市から取り寄せるなどの好評ぶりでありました。また、北多摩西部消防署によるはしご車は希望者が大変多く、申込み開始時後にはすぐに定員まで満たされるなど人気がございました。このほか、東大和子ども劇場による子供たちの遊び体験、協賛ブースのPR、販売など好評であったと認識しております。

以上でございます。

○9番(木下富雄君) ありがとうございます。

閉会式のときの若干の雨から、それが降り続いておりました。会場は都立東大和南公園という公の会場でありましたが、休みの日の開催以降、すぐに片づけということになったと思います。その片づけに影響がありましたのはどのようなことかお伺いさせていただけたらと思います。

○産業振興課長(佐伯芳幸君) イベント終了の翌日にも、雨が降り続く中、会場内で使用いたしましたテントや机、椅子、電気設備、水道設備などの撤去作業を行いました。また、機材の搬出時には、東大和南公園の陸上競技場のトラック内に大型トラックのタイヤによるわだちができてしまったことなどがございました。これは雨天時の準備や片づけの課題として捉えております。

以上でございます。

○9番(木下富雄君) 若干の悪天候の中で開催された今回のうまかんべえ〜祭ですが、そこに力を寄せていただく皆様の献身的なお力によりまして、これまで培ってきたお祭りの雰囲気醸し出せたものと思います。

それでは最後に、今後の課題及び取組について再質問させていただけたらと思います。

今回のグランプリメニューは今後市内で提供されることでイベント、PRにつながるとは思いますが、今後の予定について何かありましたらお伺いいたします。

○産業振興課長(佐伯芳幸君) グランプリに入賞されたメニューのほか、コンテストに提供していただきましたメニューは、イベント後、販売に向けた検討をお願いしております。また、東大和市のPR活動につながる

イベントとして御理解、御協力を求めているところでございます。

以上でございます。

○9番（木下富雄君） 若干の悪天候の中でも、4年ぶりに再開したこのお祭りを何とか成功に導きました。

令和6年に開催するうまかんべえ～祭はちょうど10回目を迎える節目の年となると思いますが、次回に向けて何か検討している事項がございましたらお教えてください。

○産業振興課長（佐伯芳幸君） 次回開催についてでございますが、まずは実行委員会において第9回うまかんべえ～祭の総括を行うとともに、第10回に向けた実行委員会において内容の検討をしてみたいと考えております。

以上でございます。

○9番（木下富雄君） 次回に向けて、商工会とコラボレーションできないかとかの検討はなさっているのでしょうか。また、今年は実現ができなかった市内都立高校のボランティアの参加、さらには市内中学生もボランティアとして参加されると、このお祭りも協働という面も含めましてイベント的にもっと盛り上がるのではないかと思います。いかがお考えでしょうか。

○産業振興課長（佐伯芳幸君） 商工会の御協力につきましては、実行委員会には、商工会関係者とも調整して、今後の関わり方を検討してみたいと考えております。

高校生ボランティアにつきましては、令和6年度の年間行事を検討される時期に御相談させていただくことや、中学生ボランティアにつきましては、教育委員会へ相談してみたいと考えております。

以上でございます。

○9番（木下富雄君） 改めまして、このイベントを通じまして、市民、実行委員会、行政の役割について考えられていることについてお聞かせください。

○産業振興課長（佐伯芳幸君） うまかんべえ～祭は今回で第9回目となりますが、これまで多くの来場者、参加者、協賛者、協力者等の御理解、御協力により盛大に開催することができ、東大和の春の風物詩となったと認識しております。

今回は4年ぶりの開催となったことから様々な課題がありましたが、皆様のおかげで事故、トラブル等もなく、次回も東大和市の観光イベントとして安全対策の徹底をする中で楽しいイベントとなるよう、様々な機関と連携を図りながら準備してみたいと考えております。

以上でございます。

○9番（木下富雄君） 様々な御答弁、ありがとうございました。

今回は再犯防止計画とうまかんべえ～祭という分野の異なる御質問をさせていただきました。いずれに対しましても前向きな答弁が得られたものと考えております。

最後に、またこの再犯防止計画の根本は、和地新市長の所信で述べられている部分に重複する部分が多々あると思います。

そこで、最後に和地新市長に総括としての御所見を頂けたらと思いますので、よろしく願いいたします。

○市長（和地仁美君） 色々ありがとうございます。

まず最初の再犯防止に関しましては、犯罪における再犯者の割合は年々高まっているというふうに向っているところ。その点に関しましては、何らかの取組が必要だと認識しておりますが、先ほど木下議員から御発言のあった実効性のある取組、そういった実効性というポイントが非常に重要ではないかなというふうにお話

を伺いながら考えておりました。生活困窮者自立支援事業などの活用や保護司の皆様との連携関係の強化、それから地域住民の理解促進などを図りながら再犯防止推進計画策定についても検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

また、2点目のうまかんべえ～祭は、2日間で延べ5万3,000人の方に御来場いただき、コロナ禍での中断を感じさせないほどの大盛況であり、私もとても楽しませていただいたところです。実行委員会の皆様はじめ、準備をしていただいた方には本当にありがたいというふうに思っております。

今後も春の東大和市の風物詩として市民の皆様喜んでもらえるイベントにしていきたいと思いますと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○9番（木下富雄君） 御答弁ありがとうございました。

今回は切り口の違う2点の質問をさせていただきましたが、いずれの質問も、この東大和に暮らす市民の皆様にあらゆる目を差し向けるという東大和の考えに即したものであると思います。取り組む角度は違いますが、これからも東大和に暮らす市民のために共に協力していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上で私の質問を終了させていただきます。

○議長（東口正美君） 以上で、木下富雄議員の一般質問は終了いたしました。

---

#### ◇ 石 田 昭 太 朗 君

○議長（東口正美君） 次に、3番、石田昭太郎議員を指名いたします。

[3 番 石田昭太郎君 登壇]

○3番（石田昭太郎君） 議席番号3番、立憲国民クラブの石田昭太郎です。

4月の選挙におきましては、多くの市民の皆様御信任をいただきまして、当市初の平成生まれ市議会議員とさせていただきました。東大和市市議会の一員といたしまして、市民の皆様への負託に応えられるよう努力、精進してまいりますので、よろしくお願いいたします。

では、通告に従いまして、本定例会における一般質問を行います。

1番、保育施設の現状と将来を見据えた対応について。

①として、保育所等における待機児童解消の取組について。

ア、現状は。

イ、待機児童に定義されない、いわゆる隠れ待機児童についての対応は。

ウ、今後の取組は。

②として、学童保育所における待機児童解消の取組について。

ア、現状は。

イ、今後の取組は。

③として、一時預かり事業について。

ア、利用状況について。

イ、利用要件について。

ウ、今後の取組は。

2番、保育施設の入園手続について。

①として、利用調整方法について。

ア、保育の利用基準表における「介護」を理由とする場合の点数が低い理由は。

イ、「介護」の基準の見直しはあるのか。

以上、この場におきましての質問を終了させていただきますが、再質問につきましては、御答弁を踏まえまして、自席にて行わせていただきます。よろしくごお願い申し上げます。

〔3 番 石田昭太郎君 降壇〕

〔市長 和地仁美君 登壇〕

○市長（和地仁美君） 初めに、保育所等における待機児童解消の取組についてであります。保育施設の整備による定員拡充や市内の保育園等との連携による保育士確保の取組などを行っております。

次に、待機児童に定義されない児童への対応についてであります。市では、希望する保育園に入園できなかった方に対し、認可外保育施設の利用案内やベビーシッターの利用支援等、保育所以外の保育サービスの案内を行っております。また、家庭保育における不安解消の一助とするため、市に配置している保育コンシェルジュによる相談窓口等を設け、子育てに関する悩みに助言を行うなど、保護者に寄り添った支援に努めております。

次に、保育所等における今後の待機児童解消の取組についてであります。今後の社会情勢の変化等に対応できるよう、市内の保育園等と連携した取組を継続し、的確な保育ニーズの把握に努めてまいりたいと考えております。

次に、学童保育所における待機児童解消に向けての取組についてであります。市では、令和3年度から小学校の教室を活用した学校内学童保育所の開設を進めるなど、待機児童対策や学童保育環境の改善対策を進めております。

詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いいたします。

次に、保育施設における一時預かり事業の利用状況についてであります。令和2年度から令和4年度における市内利用者数の実績は、平成31年度以前に比べ減少傾向となっております。これは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響が要因になっているものと考えております。

次に、利用要件についてであります。一時預かり事業を利用するお父さんは、原則市内に在住し、認可保育施設を利用していない、集団保育が可能な未就学児となっております。また、利用に当たっては、保護者の養育負担を軽減するため、就労・通院・冠婚葬祭のほか、心身のリフレッシュなど様々な用途に対応しております。

次に、今後の取組についてであります。子育てを行う多くの方に利用していただけるよう、引き続き事業の実施について広く周知を行ってまいりたいと考えております。

次に、保育の利用基準についてであります。市では、社会状況や保育ニーズ等を踏まえた中で、その必要性や代替性などを鑑み、保育の利用基準を設けているところであります。

次に、保育の利用基準の見直しについてであります。社会状況の変化や他市の状況等も参考にし、必要に応じて保育の利用基準を見直ししてまいりたいと考えております。

以上です。

〔市長 和地仁美君 降壇〕

○教育長（岡田博史君） それでは、学童保育所における待機児童解消の取組の現状と今後の取組について御説

明いたします。

学童保育所におけます待機児童の解消と学童保育環境の改善を目的に、令和3年度は第三小学校内にこれまで校外にあった学童保育所を移設し、令和4年度は第四小学校内に学童保育所を新設し、運営を開始しております。しかしながら、社会状況の変化に伴う保護者の働き方の多様化や女性の就業率の上昇等の影響により、一部の学童保育所では待機児童が発生しております。

今後の取組としましては、引き続き地域ごとのニーズの適切な把握に努めるとともに、令和6年4月から第二小学校内に学童保育所を開設するための準備を進めてまいります。

以上でございます。

○3番（石田昭太郎君） 御答弁ありがとうございました。

それでは、順次再質問をさせていただきます。

保育所等における待機児童解消の取組についてですが、待機児童がゼロになった背景を伺います。

○保育課長（石川正憲君） 市といたしましては、これまでも東大和市子ども・子育て未来プラン等の計画に基づき、市内の子供の人口推計を踏まえ、保育園の分園の開設や認定こども園の開設、小規模保育事業、家庭的保育事業などの施設整備を行い定員の増加を図るとともに、東大和市私立保育園園長会と共催で保育士の面接会の開催や研修等、保育士確保の取組に努めたことにより待機児童ゼロになったものと考えております。

以上でございます。

○3番（石田昭太郎君） ありがとうございます。

東大和市子ども・子育て未来プランは、東大和市の全ての子供たちの健やかな育ちと、若者、子育て世代を支援するための総合的な計画であると認識しております。

その他、各事業の施設整備により待機児童ゼロに至ったとのことですが、これまでの取組を市はどのように評価しているのかお聞かせください。

○保育課長（石川正憲君） 待機児童の解消につきましては、市だけで行うことは難しく、保育園の施設整備や保育士等の確保など、その待機児童の解消の取組を東大和市私立保育園園長会と共に推進したことにより効果があったものと評価しております。

以上でございます。

○3番（石田昭太郎君） ありがとうございます。

待機児童の解消には市だけで行うことは難しいわけで、受け入れる施設の整備、また何よりも保育園で働いている方々の御協力が不可欠だと考えます。また、全国的にも、保育士等の成り手不足、また早期離職といった課題もあり、引き続き運営法人の皆様と共に計画の推進をお願いしたいと思います。

では次に、イのほうに移りたいと思います。

待機児童に定義されない、いわゆる隠れ待機児童についての対応についてですが、兄弟で同じ保育園にしたなどの理由から特定の保育園に空きが出るまで待っているケースは待機児童としてカウントされていないのが現状です。

そこでお伺いいたします。

当市で第1希望の園に入れなかった児童の人数は把握しているのでしょうか。お伺いいたします。

○保育課長（石川正憲君） 市では、第1希望の保育園に入れなかった児童の人数につきましては把握しておりません。

以上でございます。

○3番（石田昭太郎君） ありがとうございます。

さらなる市民満足度の向上という点、また経営感覚というところでも、保育園に入れた、入れないというところではなく、希望の園に入所できているかというところも重要なところだと考えますので、次回アンケートなどを実施する際にはこちらの調査もお願いいたします。これは要望ですね。

それでは、第1希望の園に入れなかったときの市の対応と、途中で希望する園に空きが出た場合、転園することはできるのかお伺いいたします。

○保育課長（石川正憲君） 第1希望の保育園へ入園ができなかった場合の対応といたしましては、空き状況によりますが、申請時に記載のある次点以降の希望する園への入園の御案内、また保育園自体に入れなかった保護者に対しましては、現況や事情等を伺いながら、希望する保育園の追加や、その他の保育サービスの案内等を行っているところでございます。

また、既に入園している方で途中で希望する園に空きが出た場合におきましては、転園の申請をいただいた中で毎月の利用調整を行い、入園・転園の決定をしております。

以上でございます。

○3番（石田昭太郎君） ありがとうございます。

私も保育園で勤務をしていましたので、朝の保育園の忙しさや保護者の皆様の支度の大変さは重々理解をしているつもりですが、またそういった背景を捉えまして柔軟に対応できる保育サービスの提供を引き続き要望いたします。

では次に、ウのほうに移りたいと思います。

今後の取組についてですが、2023年5月30日の産経新聞のウェブ記事に、政府は、保育所の利用要件を緩和する新制度——（仮称）こども誰でも通園制度を令和8年度から全国で実施する方向で調整に入った。新政度は、親の就労時間を問わず誰でも時間単位で保育所を利用できるようにするもので、子育て世帯の育児負担を軽減する狙いがあるとのことですが、仮に政府が検討している親が就労していなくても保育を利用できる（仮称）こども誰でも通園制度が実現した場合、当市に保育所や幼稚園、認定こども園に通っていない子供を受け入れる余力はあるのかをお伺いいたします。

○保育課長（石川正憲君） 一部報道に出しております新制度につきましては、まだ国から提示がされていないことから、詳細についてはお答えしかねますが、現状で申し上げますと、市内の通園していない子供たちを全て受け入れられるだけの定員の余裕はございません。

以上でございます。

○3番（石田昭太郎君） ありがとうございます。

国から詳細が提示されていない新制度ではございますが、記事では、政府は今年度、保育所や幼稚園に通っていないゼロ歳から5歳の子供を定員の空きのある保育所で週1回から2回程度受け入れるモデル事業を仙台市や福岡市など31市区町村の計50施設で実施する予定で、課題を洗い出し全国展開につなげるとのことです。この制度は、6月13日に閣議決定されたこども未来戦略方針にも盛り込まれた内容ですので、引き続き情報を追っていただきたいと思います。

では、次の質問に移ります。

②の学童保育所における待機児童解消の取組についてですけども、学童保育所を利用している子供の年齢に



よって待機児童の状況も変わってくると思いますが、待機が多い年齢、また児童の数は把握しているのかお伺いいたします。

○青少年課長（石川博隆君） 国や東京都への報告の基準日となつてございます令和5年5月1日現在で学童保育の待機児童数につきましては39名というふうになってございます。

学年別の内訳としますと、小学校1年生で10名、2年生が9名、3年生が7名、4年生が9名、5年生が4名、6年生はゼロという形で、中学年3・4年生でも待機児童が発生しているというふうな状況になってございます。

以上でございます。

○3番（石田昭太郎君） ありがとうございます。

少子化に伴う児童数の減少によりニーズの総量は漸減していくことが予想されますが、引き続き待機児童解消の取組をお願いいたします。

それでは、これまでの取組を市ではどのように評価をしているのかお聞かせください。

○青少年課長（石川博隆君） 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う新しい日常を踏まえた学童保育環境の改善及び待機児童の解消を目的に、学校の協力をいただきながら、学校内学童保育所をこれまで2施設開設してまいりました。運営は事業者のほうに委託をしておりますが、所管いたします青少年課のほうでも定期的に現場の状況を確認しております。

まず、第三小学校内に移設しました第三クラブにつきましては、こちらは定員の増はございませんでしたが、放課後校門を出ることなく学童保育所に通所できるという形になりまして、交通事故や犯罪に遭遇するという危険がなくなり、安全性が向上しております。

次に、第四小学校の敷地に隣接しています第四クラブは、これまで過密な状況が継続してございましたが、令和4年度から第四小学校内に新たに1施設を設置したことによりまして受入人数が増えた上に、その受入人数を分散したことによりまして密な状況が解消されまして、児童も落ち着いて放課後の時間を過ごすことができていると、このように認識しております。

以上でございます。

○3番（石田昭太郎君） ありがとうございます。

放課後、校門を出ることなく通所できる学校内学童保育所は、とてもいい制度だと思います。警察庁が平成30年から令和4年に起きた小学生の交通事故を分析したところ、歩行中の小学生の死者、重傷者数は、この5年間で2,185人だったそうです。また、歩行中死者、重傷者数の約4割は飛び出しが原因とのことですので、ほかの学童保育所も可能な限り、こちら学校内保育所に移行できるよう検討をお願いいたします。

では次に、イ、今後の取組についてですが、保護者にとって学童保育所の充実度への関心は高いと思われます。これから東大和市に移り住もうと考えている人たちにもアピールができる取組はあるのでしょうか。お伺いいたします。

○青少年課長（石川博隆君） 他市の事例におきましては、学童保育所の運営について、直営を残しつつ、部分的に事業者へ委託したりですとか、複数の事業者へ委託する自治体がございますが、東大和市の公設学童保育所につきましては一括して1事業者へ業務委託をしております。

このことから、まず1つ目としましては、受託事業者において豊富な実績とスケールメリットを生かした多様な研修や教育を指導員に実施しておりますことから、どの学童クラブにおきましても質の高いサービスが提

供されている点が挙げられると思います。次に、市では業務委託する前は実施が困難でありました新しいサービスの提供というのが挙げられます。事業者独自の学習シートを活用した学習支援、それから長期休業期間中のお弁当の配食サービス、そして英語体験などの実施等が挙げられます。さらに、中央図書館と連携をいたしまして、各クラブへ定期的に50冊の図書を配送してもらいまして、子供たちが本に親しむ時間というものをつくっております。

また、今後の学校におけます授業では、総合的な学習の時間の充実に向けて、自分で課題を設定し、情報収集したり分析してまとめるという探求的な学習というものに取り組むということでございます。受託事業者とは、私ども定期的に連絡会議を持っておりませんが、学童保育所においても借りられる図書等を活用して、この探求的な学習を意識した取組を考えていきたいというふうなことでございます。

以上でございます。

○3番（石田昭太郎君） ありがとうございます。

新しいサービスである長期休業期間中の配食サービスは、こちらは保護者の負担軽減に大変役立つサービスだと思います。保護者の価値観も時代とともに変化しており、こちらスマートフォンで簡単に情報にアクセスできる時代ですので、今後、今の保護者のニーズに応え、受け入れられるよう引き続きアピールをお願いいたします。

では次に、③の一時預かり事業についてですけども、ア、利用状況について、今回は保育園分について伺います。

施設の利用者数と利用者の声はどういったものがあるのでしょうか。

○保育課長（石川正憲君） 令和4年度の保育園分の速報値で申し上げますと、一時預かり事業の利用者は市内の4施設におきまして延べ1,008人の利用がございました。利用者の声といたしましては、保育園に預ける前の集団生活の体験を目的に仕事を始める前の方や育児休暇中の方の利用が増えており、集団生活を行うことでお子様の生活のリズムが整い、家での生活も安定してくることが多いといったような声を頂いております。

以上でございます。

○3番（石田昭太郎君） ありがとうございます。

利用状況の3歳、4歳以上の人数がゼロ・1・2歳と比べると少ないようですが、こういった需要があるのでしょうか。

○保育課長（石川正憲君） 3歳、4歳児以上の幼児につきましては、幼稚園や保育園等のサービスを利用し始めていることから人数が少なくなっております。

以上でございます。

○3番（石田昭太郎君） ありがとうございます。

では、この事業に対する市の評価はいかがででしょうか。

○保育課長（石川正憲君） 事業の評価につきましては、保育園に入園するまでの家庭や、3歳から幼稚園や保育園などの利用を計画している家庭におきましては有意義なサービスではないかと考えております。

以上でございます。

○3番（石田昭太郎君） ありがとうございます。

次に、イ、利用要件についてですが、市のホームページを見ますと、その他の保育施設・預かり事業のページで、緊急一時保育と一時預かり事業が分かれています。こちらの違いは何でしょうか。

○保育課長（石川正憲君） 事業の違いについてであります。緊急一時保育事業につきましては、保護者において緊急かつ一時的な理由により家庭保育が困難になった場合で、1日単位で連続15日間のうち必要な時間で利用することができる事業でございます。利用の多い例で言いますと、出産などの例がございます。

また、一時預かり事業につきましては、保護者の方が継続的な就労や育児中のリフレッシュなど、半日や1日単位で利用できる事業でございます。

以上でございます。

○3番（石田昭太郎君） ありがとうございます。

では、一時預かり事業で子ども家庭支援センターと各保育園で預かるときに、利用要件の違いはあるのでしょうか。また、各施設で利用料金が違うのはなぜでしょうか。

○保育課長（石川正憲君） 利用要件につきましては違いはございません。また、利用料金につきましては、各保育園の事業として実施させていただいていることから、各保育園において利用料の設定をしている状況でございます。

以上でございます。

○3番（石田昭太郎君） ありがとうございます。

ウ、今後の取組についてですが、市民サービス向上のための取組はあるのでしょうか。お伺いいたします。

○保育課長（石川正憲君） 保護者の中には、小さいお子さんを預けることやお子さんと離れてリフレッシュすることにちゅうちょされている方もいらっしゃいますので、より多くの方にまず一時預かり事業を知っていただき、身近な保育サービスとして利用していただけるよう広く周知をしてみたいと考えてございます。

以上でございます。

○3番（石田昭太郎君） ありがとうございます。

御答弁にもありましたが、お子さんと離れてリフレッシュすることにちゅうちょされる方もいらっしゃいます。これについては様々なお考え、御意見もあるとは思いますが、コロナ禍で育児疲れがこれまで以上にクローズアップされるようになりました。私は、多くの方に一時預かり事業を知ってもらい、活用していただきたいと思っております。

それでは、次の質問に移りたいと思います。

2番、保育園の入園手続についてですが、ア、保育の利用基準表における介護を理由とする場合の点数が低い理由についてですが、今後ますます高齢化に向かう中で、市の考えをお伺いいたします。

○保育課長（石川正憲君） 高齢化が進展する中、介護を理由として保育サービスを必要とする方は今後増加していくことは考えられます。引き続き、必要なときに必要な保育サービスが受けられるよう、保護者に寄り添った支援に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○3番（石田昭太郎君） ありがとうございます。

これまでは仕事と子育ての両立が問題とされてきましたが、今度はさらに子育て、介護、仕事の両立問題が加わってきました。日本の平均初婚年齢は、厚生労働省の人口動態調査の公開結果から、直近2021年では男性31.0歳、女性29.5歳と男女ともに上昇を続けています。私も介護を理由に保育サービスを必要とする方は今後増えると考えています。

そこでお伺いいたします。

イ、「介護」の基準の見直しについてですが、基準の見直しの中で点数はどのように決められているのでしょうか。

○保育課長（石川正憲君） 基準の見直しにおける点数の決め方についてでございますが、社会状況の変化や他市の状況等を参考にしながら、保育を必要とする理由について、その必要性や代替性などを考慮し、点数を決定してございます。

以上でございます。

○3番（石田昭太郎君） ありがとうございます。

我が国は想定よりも早く少子化が進行し、少子高齢化や人口減少が急速に進展しております。年金、医療、介護など社会保障制度を維持することが難しくなり、岸田総理も、若年人口が急減する2030年代に入るまでが少子化傾向を転向できるかどうかのラストチャンスと述べています。

将来に明るい希望を持てるまちづくり、そして安心して出産・子育てができる環境の整備を東大和市に住む若い世代の代表者としてお願い申し上げ、私の一般質問を終わりとします。ありがとうございました。

○議長（東口正美君） 以上で、石田昭太郎議員の一般質問を終了いたします。

ここで午後1時30分まで休憩とします。

午前11時48分 休憩

---

午後 1時29分 開議

○副議長（大后治雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

◇ 森 田 博 之 君

○副議長（大后治雄君） 次に、10番、森田博之議員を指名いたします。

[10番 森田博之君 登壇]

○10番（森田博之君） 議席番号10番、自由民主党新政会の森田博之です。

先般行われました市議会議員選挙において多くの方々の御信任をいただき、当選させていただきました。身の引き締まる思いでありますとともに、その責任を強く感じております。市議会議員として、2期目となります。市民の皆様の負託に応えられるよう一生懸命務めさせていただきます。どうぞよろしくようお願い申し上げます。

それでは、通告に従い、令和5年第2回定例会での一般質問をさせていただきます。

今回は、地域経済発展のための施策についてと、地域とともにあるコミュニティ・スクールについての2点です。

まず1点目ですが、地域経済発展のための施策についてです。

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の分類が5類になり、経済活動も徐々に回復してきています。そのような中、今後地域経済を持続的に発展させるに当たっては、市は商工会や事業者等と連携・協力して施策を展開していく必要があると考えます。

以下お伺いいたします。

①新型コロナウイルス感染症で影響を受けた地域経済について。

アとして、今後の支援策・施策についての考えを伺う。

②創業支援について。

アとして、東大和市創業塾の現状について伺う。

イとして、市内で創業する新規事業者への支援について伺う。

③東大和市商工会との連携・協力について。

アとして、商工会の会員数の推移について伺う。

イとして、商工会との連携・協力の現状と課題と今後の取組について伺う。

④地域の中で、よりよい経済循環を生み出すための地域通貨導入について伺う。

続きまして、2点目ですが、地域とともにあるコミュニティ・スクールについてであります。

市は今年度、コミュニティ・スクールを市内全校に配置いたしました。コミュニティ・スクールの導入は、地域の子供たちの成長を支え、地域の活性化につながるものと期待されているところです。

東大和市におけるコミュニティ・スクールについて、以下伺います。

①市内小・中学校のコミュニティ・スクール導入状況について伺う。

②現在実施されている学校の具体的な事例について伺う。

③導入によって期待される効果について伺う。

④コミュニティ・スクール推進に当たっての課題やポイント、施策について伺う。

この場での質問は以上とし、再質問に関しては、御答弁を踏まえ、自席にて行わせていただきます。よろしく伺います。

[10番 森田博之君 降壇]

[市長 和地仁美君 登壇]

○市長（和地仁美君） 初めに、新型コロナウイルス感染症で影響を受けた市の地域経済への支援についてであります。市ではこれまで、新型コロナウイルス感染症により、家計や事業者への影響に対しまして、国や東京都の財源を活用し、キャッシュレス決済による消費活性化事業や、中小企業者等の下支えとなる応援金事業などを実施してまいりました。

今後の地域経済活性化につながる施策につきましては、国や東京都の動向を見ながら調査・研究してまいりたいと考えております。

次に、東大和市創業塾についてであります。平成26年度に国の認定を受けた東大和市創業支援等事業計画に基づき、市では、商工会及び中小企業大学校と連携し、平成27年度から実施しております。これまでに東大和市創業塾を通じて約360人の方々へ創業支援を行っております。

次に、市内で創業する新規事業者への支援についてであります。東大和市創業塾は、創業をお考えの方、創業後間もない方などを対象に「稼ぐ力」を習得していただく内容となっております。また、全ての創業塾カリキュラムを受講した新規事業者については、創業に必要な融資を受ける際に、日本政策金融公庫や市のあっせんの支援などを受けることができます。

そのほか、商工会や中小企業大学校からの支援としましては、創業支援資金相談や創業に必要なサポート講座などがあると認識しております。

次に、商工会の会員数の推移についてであります。平成24年度から現在までおおむね900人程度で推移している状況であります。令和5年3月31日現在の会員総数は923人と聞いております。

次に、商工会との連携・協力の現状と課題、今後の取組についてであります。市では、商工会と連携しな

がら、商工会の運営事業、空き店舗活用事業及び小規模事業者経営改善資金融資事業に対し補助金を交付するなど、商工会が行う市内商工業の発展を図るための取組を支援しております。課題としましては、市内事業者のさらなる経営基盤の安定を図ることであると認識しております。

今後につきましても、商工会との連携を図りながら、地域経済の活性化につながる支援を行ってまいりたいと考えております。

次に、地域通貨導入についてであります。地域通貨は法定通貨と異なるものでありますが、特定の地域やコミュニティ内で法定通貨と同等の価値があるものとして発行される通貨であると認識しております。地域通貨の活用につきましては、地域経済の活性化に結びついた事例がある一方、普及が進まなかった事例もあると認識しております。

現在当市では地域通貨を導入しておりませんが、近隣市などの取組情報を把握し、引き続き調査・研究をしてまいりたいと考えております。

次にコミュニティ・スクールの導入状況についてであります。当市では、令和5年度から市内全小・中学校にコミュニティ・スクールを導入しております。よって、地域とともにあるコミュニティ・スクールの土台が整ったものと考えております。

詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いいたします。

次に、コミュニティ・スクールの具体的な取組事例についてであります。この3年間、コロナ禍の影響により、学校と地域との連携が難しい状況にありましたが、地域の特徴を踏まえ、各学校の実態に応じた取組が行われております。

詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いいたします。

次に、コミュニティ・スクールの導入による効果についてであります。学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となることから、学校運営に地域の声を積極的に生かし、地域と一体となって特色ある学校づくりを進めていくことが可能となります。

詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いいたします。

次に、コミュニティ・スクール推進に当たっての課題やポイント、施策についてであります。各学校における導入の時期や実態も異なるため、まずは各学校及び地域にとって無理のない持続可能な連携体制を構築することが課題であると考えております。

また、現在実施している代表的な施策は、地域人材を活用する事業が挙げられます。

詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いいたします。

以上です。

[市長 和地仁美君 降壇]

○教育長（岡田博史君） それでは、地域とともにあるコミュニティ・スクールに関しまして、市内小・中学校における導入状況について御説明いたします。

当市では、市内の学校を段階的にコミュニティ・スクールとする中で、今年度は第二小学校、第一中学校、第二中学校が加わり、全校がコミュニティ・スクールとなっております。

次に、コミュニティ・スクールの具体的な事例についてであります。一例を申し上げますと、登下校時の見守り、放課後個別学習での支援、図書館整備の手伝い、校庭の芝生の整備、その他、子供たちの学習活動へのゲストティーチャーとしての協力など、学校の実情に応じて様々な取組を行っております。

今後日常生活が回復することでさらに学校と地域との連携が進むとともに、取組内容も多様化してくると考えております。

次に、コミュニティ・スクールの導入によって期待される効果についてであります。大きく4点ございます。

第1に、保護者・地域住民等も子供たちの教育の当事者となり、責任感を持って積極的に子供への教育に携わることができるようになること、第2に、保護者や地域住民等にとって学校運営や教育活動への参画が自己有用感や生きがいにつながり、子供たちの学びや体験が充実すること、第3に、保護者や地域住民等と学校が顔が見える関係となり、保護者や地域住民等の理解と協力を得た学校運営が実現すること、第4に、地域の問題解決に向けた取組や大規模震災時の緊急対応時に学校と地域が一体となって取り組むことができることなどが挙げられます。

次に、コミュニティ・スクール推進に当たっての課題やポイント、施策についてであります。まず課題としましては、コミュニティ・スクールについての理解が不十分である場合、学校・地域・保護者の連携が深まらず本来の効果が発揮されないということが挙げられます。

これらを踏まえ、ポイントとしましては、コミュニティ・スクールの導入の意義、メリット等を正しく理解していただくことや、地域の未来を担う子供を地域とともに育てるためにも、子供を核とした取組ができる環境を整えることが重要であると考えております。

具体的な施策につきましては、教育委員会が校長や学校運営協議会委員を対象とする研修を実施するとともに、地域と一体となって子供の学びを充実させることができるよう、地域社会人材を活用した事業への支援を行っているところであります。

地域と学校が一体となって子供を育てる組織をつくることで、教職員が異動等で替わっても、地域の特徴を生かした持続可能な学びができると考えております。

以上でございます。

○10番（森田博之君） それでは、再質問させていただきます。

新型コロナウイルス感染症で影響を受けた市の地域経済についての今後の支援策、施策についてであります。

新型コロナウイルス感染症は、最初に2019年末に中国の武漢で症例が報告された後、日本では2020年2月にクルーズ船ダイヤモンドプリンセス号のクラスターをきっかけとして緊急事態宣言も幾度となく繰り返され、世界経済に大きな影響を与え、東大和市の地域経済も大きく傷つきました。

その中であって、東大和市は、キャッシュレス決済による消費活性化事業や応援金事業などの事業者への支援は事業者にとって大変心強かったのではないかと思います。特に、キャッシュレス決済による消費活性化事業については9回にわたり実施したことで多くの方に喜んでいただき、またやってほしいという声も多々お聞きいたします。

一方、飲食店においては、キャンペーン期間になると急に忙しくなり接客サービスの質が保てない、またこの期間中は接客数が急に増加するのでアルバイトの雇用に追われるなど、消極的な声も聞いているところです。

アフターコロナの施策として、いわゆるP a y P a yキャンペーンを今後も続けていこうとお考えかお聞きいたします。

○産業振興課長（佐伯芳幸君） キャッシュレス決済による消費活性化事業、P a y P a yキャンペーンにつきましては、これまで9回実施させていただきました。イベント終了後に、東大和市商工会を通じて、参加して

いただいた市内飲食店、中小企業者等から、回数を重ねるたびに好評であったという報告を多く寄せられていたと認識してございます。

消費活性化事業は、国や東京都の財源を活用するとともに、関係機関等の理解をいただき実施してまいりました。先ほど市長からの御答弁がございましたが、地域経済活性化につながる施策につきましては、国や東京都の動向を見ながら調査・研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○10番（森田博之君） 分かりました。国や東京都の動向を見ながら判断するという事で認識いたしました。

最近また新型コロナウイルス感染者が緩やかに増加してきているという報道もございますが、新型コロナウイルス感染症法の扱いが5類になったことで人の動きも出てきており、業種によって差はあるものの、物価高の影響がある中でも、内閣府の地域経済動向を見ますと、景気は緩やかに回復してきている、個人消費も持ち直しているとのことでございます。実感としましても、少しずつ活気を取り戻している気がしております。

当初の感染対策事業は急を要しましたので、直接効果の出やすい施策が必要でした。しかしながら、アフターコロナの経済施策は、直接支援ではなく、新しい時代へ向かって地域の力を起こして、企業や店舗、事業者の力を生かして地域経済を活性化していくべきと考えます。施策には空き店舗の利活用、企業誘致、観光、ブランディング、様々な視点があると思いますが、市はどのように地域経済を活性化しようとして考えているのか、お考えをお聞かせください。

○産業振興課長（佐伯芳幸君） コロナ禍後の地域経済の活性化についてであります。これまでの地域活性化事業を通じて得た実績を踏まえ、企業や店舗、事業者の力を生かし、次の販路拡大につながるよう事業者等の工夫も必要であると考えております。

市としましては、商店街の活性化や商工業者の経営基盤を強化するため、支援してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○10番（森田博之君） 市としましては、これまでの地域活性化事業を通じて行った実績を踏まえて、事業者自らも工夫していただきたいと思います。その上で、商店街の活性化、商工業者の経営基盤を強化するため、支援していく、そういった考えも間違いではないと思いますけれども、市としても地域経済をどうしていくのかという視点も大事ではないかなというふうに思っております。

続きまして、創業支援についてでございます。

まず初めに、この東大和市創業塾についてどのようなものなのか、もう少し詳細を教えてください。また、中小企業大学校についても教えてください。

○産業振興課長（佐伯芳幸君） 東大和市創業塾についてであります。東大和市産業振興基本条例に基づき平成24年度に策定した産業振興基本計画における経営安定化支援において、工業、商業とともに、基本施策、経営基盤の強化の中で創業支援を掲げております。

創業支援等事業の内容につきましては、中小企業診断士の資格を持った講師が創業するに当たっての心構え、経営、財務、人材育成、販路開拓を学ぶセミナーを各1回ずつ行い、計5回のセミナーを行うものであります。

中小企業大学校につきましては、独立行政法人中小企業基盤整備機構が設置する中小企業支援担当者等の養成及び研修並びに中小企業者に対する経営方法及び技術の研修を行う機関であると認識しております。

以上でございます。



○10番（森田博之君） この創業支援は無料のようでございますが、通常はどれぐらいの費用がかかるものなんでしょうか。また、平成27年から今年で9回目、9年間で360人以上の方々へ支援されているとのこと、毎年40人ほどの創業支援をされているということであると思いますが、どのような方が受講されて、実際に創業された方も含めて、その効果はどのようなものなのでしょうか。

○産業振興課長（佐伯芳幸君） 創業支援についてであります。創業希望者に対しまして、創業支援についての情報提供から創業準備へのフォローアップ体制に至るまでの支援を実施し、その後市内で創業者を創出することを目的としております。創業塾の受講料は無料でございます。近隣市では、無料の市のほかに、テキスト代相当の費用を徴収している市もあると聞いております。受講者につきましては、志望動機を伺ったところ、これから創業を考えている方、創業を始めましたが必要な知識を学びたい方、現在の仕事を退職後、第二の人生に備えて準備をする方などと聞いております。

東大和市創業塾を受講された創業希望者に対しましては、市が受講証明書を発行いたします。市内で創業を希望する創業者が融資あっせん制度、利子補給等の補助率が高く設定されることの対象になるなど、受講された効果があったというお話を伺っております。

以上でございます。

○10番（森田博之君） この東大和市創業塾を受講されると、一般に創業するよりも有利な条件が得られるということでございます。これまで市内でどれぐらいの受講者が創業され、またどのような方が創業されたか教えてください。

それから、この東大和市創業塾を受講された方が市内で創業することによって得る地域経済における効果についても、市のお考えについて教えてください。

○産業振興課長（佐伯芳幸君） 東大和市創業塾を受講された方のうち、令和5年6月20日現在創業者数は37人、そのうち市内創業者数は31人の方々がございます。主な業種といたしましては、飲食業、小売業などが創業していると認識しております。

市内創業に伴う地域経済効果につきましては、創業者の安定した経営基盤が確立され、継続して事業が展開され、売上げが向上するような景気循環が得られることで市税収入につながり、その結果、市民への事業還元につながるのではないかと考えております。

以上でございます。

○10番（森田博之君） 約1割の方が創業されているとのことであります。

その方々、経営基盤が確立され、売上げが向上するなど、個々による経済効果もあると思いますが、それに加えて、創業者の方々がそれぞれに成功され、それぞれの事業者の認知度が上がってくれば、創業するんだったら東大和というようになり新規創業者も集まってくる、そのような期待もできるのではないかと思います。また、新しいネットワークができて、新たなにぎわいができたり、空き店舗の利活用につながったりすれば、なお効果が大きくなると思われま。期待いたします。

中小企業大学校は独立行政法人で、全国でも9校しかありません。また、関東ではこの東京校しかございません。大いに活用することが大事だと思いますが、市のお考えをお聞かせください。

○産業振興課長（佐伯芳幸君） 市としましては、東大和市内に東京校が設置されていることから、より効果的に事業を進められると考えております。このような強みを生かしながら、商工会、中小企業大学校との連携により市内で創業を目指す方の支援を実施してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○10番（森田博之君） 創業はなかなか勇気の要ることであると思いますし、また志がなければそういった気持ちにはなれません。このようなマインドを無駄にはしてはいけませんし、市の地域経済活性化のエンジンになる方々だと思います。市のお考えをお聞かせください。

○産業振興課長（佐伯芳幸君） 創業の志を同じくした創業希望者同士が目標に向かって知識習得、グループワークを通じての意見交換、異業種創業者の連携の可能性につながる仲間づくりなど、今後市内における創業への期待にもつながると考えております。

今後も新規創業者が円滑に創業できる環境、地域経済活性化の可能性につながる必要な情報提供、キャリア講座実施などの支援を商工会、中小企業大学校と連携を図りながら実施してまいります。

以上でございます。

○10番（森田博之君） 私は、この創業しようというエネルギーある方が集まって勉強できると、この恵まれた環境を考えれば、力の入れ方次第では他の自治体にはない大きな費用対効果を生めるのではないかと考えております。

次に、そういった市内で創業する事業者への支援についてであります。融資のあつせん、創業支援資金の相談や創業に必要なサポート講座など支援されているとのことでした。市内で創業いただくのは非常に貴重です。市内で創業、御商売を軌道に乗らせ、地元事業者として地域に根づいてもらうことも重要です。そこまでのでき得る限りのサポートが必要だと考えます。現場でのビジネスに直結する支援として、市内で事業を行ってもらうための空き店舗の案内であったりとか、事業のマッチングであったりとか、そのような支援は行っているのでしょうか。

○産業振興課長（佐伯芳幸君） 市内で創業する新規事業者に対しましては、市や商工会を通じて必要な情報を提供するとともに支援に努めているところであります。

商工会では、事業者への融資制度の紹介や小規模事業経営改善資金融資の利子助成を行うほか、商工会、貸店舗紹介サイトによる空き店舗の案内、空き店舗活用事業 創業支援家賃補助の実施、商工会経営指導員指導等の伴走型支援などを行っております。

以上でございます。

○10番（森田博之君） 創業後、様々なサポートができるという意味では、やはり地元商工会が頼りになる存在になってくると思います。

続いて、東大和市商工会との連携・協力についてお聞きしたいと思います。

東大和市総合計画「輝きプラン」では、当市における商業の状況について減少傾向となっております。また、工業の事業所も減少で推移している中、商工会では会員数が増えています。会員数については私は減少の傾向かと思っておりましたが、増加しているとはどういうことなのか、近年の推移、どのような業種が増えているのか、お分かりになりましたらお示しいただければと思います。また、市は商工会の会員数が増えていることについてどのように分析しているのでしょうか。

○産業振興課長（佐伯芳幸君） 商工会の会員の近年の推移でございますが、令和2年度が900人、令和3年度が934人、令和4年度が923人となっております。業種につきましては商業部門が増えていると認識しております。

商工会会員数増加を目指した商工会組織対策事業につきましては、事業者への経営支援の巡回、窓口相談時

の商工会メニュー、効果的な活用方法等について説明し事業者の理解を深めるとともに、創業支援にも力を注ぎ、加入勧奨と活用促進に取り組むことを掲げております。最近では、消費活性化P a y P a yキャンペーン事業の実施に伴い、登録者が商工会担当者と手続を通じて商工会を知ってもらうことで入会につながったものと考えております。

以上でございます。

○10番（森田博之君） 商工会にとっても消費活性化事業は効果があったようでございます。実際に実になる支援を行っていくというのは大変重要だということが分かりました。商工会が活性化するということは、市の地域経済にもつながっていくと考えます。

続いて、商工会との連携・協力の現状と課題と今後の取組についてですが、御答弁では市と商工会との関係について、現在は市が補助金を出し、商工会と連携・協力して商工業者を支援するという考えが強いと思えます。そういった発想を少し変えて、お互い地域経済活性化のためどうしたらよいか、課題は何か、どういう東大和にしていきたいかという共通課題の下、お互いがお互いの役割、責任で連携・協力していくということも必要ではないのかというふうに思います。事業者の力を活用して、消費者の力を利用して、よりよい地域経済をつくっていくことが必要なんではないかと思えます。

以前の議会で他の議員が取り上げられておりました市内のアニメ会社ですが、その会社の社長さんいわく、アニメーターはとにかく賃金が安い、労働環境をよくし、業界のイメージも変えたいという志がもともとございました。東大和市には一社もアニメ会社がないと。コロナをきっかけに東大和にも会社を創るようになり、今は東大和のママさんを雇用して、子育て支援も会社で用意しながら、子供と一緒に出勤できるような環境をつくり、女性の活躍の場もつくっています。このように、子育て支援、女性雇用、業界の労働環境の改善など、社会課題を解決しながらビジネスをしております。こちらの事業者は東大和市商工会には加入していないと思えますが、ここに商工会との連携・協力が入るならば、商工会で少なくとも広報紙で紹介してあげたり、ビジネスマッチングなどはできるのではないのでしょうか。

この会社以外にも、多くの会社さんがこのような社会課題解決のビジネスをされていると思えます。市と商工会との関係も変化していったのではないかとこのように思いますが、市のお考えをお伺いいたします。

○産業振興課長（佐伯芳幸君） 市は、商工会への補助金を通じて市内商工業への支援をしておりますが、市としましては、これからは様々な課題に対するこれまでの協力だけでなく、発想を変えて、それぞれの役割、責任の中で様々な協力の形を考える必要があると認識しております。

今後商工会と意見交換をするなど、引き続き連携強化に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○10番（森田博之君） ぜひともよろしくお願ひいたします。

続いて、地域の中でよりよい経済循環を生み出すための地域通貨についてでございます。

デジタル地域通貨という言葉を出すのは、一般質問では今回で3回目になります。コロナをきっかけにキャッシュレス化も進み、新しい資本主義に向けた社会課題を解決するツールとしてデジタル地域通貨は必要なアイテムだと思っております。コロナをきっかけに全国各地で導入が始まり、自治体独自の通貨システムをつくってきています。東大和市もこの地域通貨の制度を導入することで、地域経済の活性化、コミュニティーの育成、他の議員もおっしゃっていましたが、健康ポイント事業などの市の施策の推進などに役立てられると思っております。

また、例えば先月行われましたうまかんべえ〜祭ですが、その決済を現金ではなく、P a y P a yと同じようにチャージした地域通貨ポイントを出店ポイントで決済できるようにする、またチャージした際に数%のプレミアムをつけ、チャージしたポイントを期間限定で市内事業所で使用できるとすることでまた新たに市内を訪れていただく機会も創出できるのではないかと思います。

このデジタル地域通貨は、御答弁のとおり、地域通貨の活用で地域経済の活性化に結びついた事例がある一方、普及がなかなか進まない事例もありますので、戦略的に行う必要があります。

隣の東村山市で令和5年度予算を取り、デジタル行政ポイント事業が進められております。お分かりの範囲で結構ですので、御教授いただければと思います。

○産業振興課長（佐伯芳幸君） 東村山市が取り組みますデジタル地域ポイント事業についてでございますが、東村山市のデジタル地域ポイント事業の運営母体として社団法人を設置するため、市と東村山市商工会とが連携し、双方から理事を選任するなどの準備を進めているところであると伺っております。デジタル行政ポイントに関する各種キャンペーンや再生可能エネルギー電力への切替えを支援する環境ポイントの給付について、制度設計や周知など準備を順次進めているというふうに伺っております。

以上でございます。

○10番（森田博之君） 東大和市は10万人を超えるような人口の多い自治体とは違い、財政面でいっても大きな投資がしにくい状態にあると思います。そういった中、地域経済を発展させていこうと考えた場合、市長の言う経営的要素が大変重要になってくると思います。「ヒト・モノ・カネ・情報」、これを最大限活用することが今後の市政を左右するのではないかと私も思っております。

「ヒト」——アフターコロナで新規創業を目指す方々も増えてまいりました。市内には、このように志高い事業者や市民、団体が多くあります。その方々の志を無駄にすることなく育てていくことが大事だと思います。そのためには、市内の様々な情報を持っている商工会などとの連携・協力も欠かせないことの一つだと考えております。ぜひとも東大和市商工会と強い連携の下、地域経済の発展に努めていただきたいと思います。

「カネ」については、デジタル地域通貨の戦略的導入により、東村山市でも進められているデジタル行政ポイントなど、市の施策の推進などにつなげられると考えております。調査・研究いただき、御検討いただけたらと思います。

最後に「モノ」であります。東大和には、市長の言うように、多摩湖、狭山丘陵、歴史ある有形無形の文化財、地元で取れる新鮮な野菜、市民の皆様による文化活動など、優れた多くの地域資源があります。私も東大和市にはまだまだ大きな「ノビシロ」があると考えております。和地市長の今後の市政経営、地域経済の発展を大いに期待いたしまして、この項を終わりにしたいと思います。

次の項に移りたいと思います。

初めに、地域とともにあるコミュニティ・スクールについて、市内小・中学校のコミュニティ・スクール導入状況についてですが、まずはこのコミュニティ・スクールという言葉自体がなかなか浸透していない状況にあるかと思いますので、改めてコミュニティ・スクールというものはどういうものなのかをお伺いいたします。

また、コミュニティ・スクールについて、全国的にいつぐらいから始まり、どのような経緯で現在に至っているのかも伺いいたします。

○指導担当課長（菅野恭子君） コミュニティ・スクールにつきましては、学校運営協議会が設置された学校のことです。学校運営協議会では、教育委員会から任命された保護者や地域の方々が一定の権限と責任を

持って学校運営の基本方針を承認したり、教育活動について意見を述べたりしながら、学校の様々な課題解決に参画しております。

また、コミュニティ・スクールの経緯などがありますが、学校運営の状況が保護者や地域住民等に分かりにくく、学校の閉鎖性や画一性などの指摘がある中、時代の変化に応じて、保護者や地域住民等から学校教育に対する多様で高度な要請や開かれた学校運営を求める声が寄せられるようになってきたことを受け、平成16年に地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正され、学校運営協議会制度が導入されました。

以上でございます。

○10番（森田博之君） コミュニティ・スクールとは学校運営協議会が設置された学校を言い、今まで閉鎖的だった学校を地域に開き、地域と一体となって様々な学校の課題を解決していくということが分かりました。

そのコミュニティ・スクールがいよいよ今年度、全校の土台が整ったということでございます。東大和市においては、今までどのような経緯をたどり今日に至っているのでしょうか。お聞かせください。

○指導担当課長（菅野恭子君） 東大和市における今までの経緯であります。平成29年度に地方教育行政の組織及び運営に関する法律が一部改正、施行されたことから、教育委員会による学校運営協議会の設置が努力義務になり、市では平成30年4月に第九小学校が法定コミュニティ・スクールとなることを視野に入れ、その前段となる都型コミュニティ・スクールを開設し、同じ中学校区の第七小学校と第五中学校が7月に加わっております。この取組を受け、令和2年4月に第九小学校、第七小学校、第五中学校が法定コミュニティ・スクールの指定となり、その後市内の学校へと段階的に拡大し、今年度、全校指定に至っております。

以上でございます。

○10番（森田博之君） 東大和市においては、第九小学校、第七小学校、第五中学校が先駆けてコミュニティ・スクールに取り組んでいて、そこから段階的に全校指定にされていったということが分かりました。

次に、現在導入されている学校の具体的な事例についてでございますが、登下校時の見守り、放課後個別学習での支援、図書館整備のお手伝いなどがあるとのことでございます。もう少し詳細について具体的な事例などを教えてください。

○指導担当課長（菅野恭子君） 具体的な事例につきましては、登下校の見守りとして、児童・生徒の登下校時刻に合わせ、横断歩道がある場所や車の通りが多い箇所、人通りの少ない場所などにおいて子供たちが安心して通れるよう、地域の協力者がそれぞれの箇所に立ち子供たちの通学を見守ることや、放課後の時間において、学校の余裕教室などを活用し子供の学習の支援を行ったり、放課後に校庭等で子供たちの遊ぶ機会を確保するために、地域ボランティアとして遊び場の見守り支援を行ったり、日常の教育活動で使用する学校図書館の環境整備として、本の整理、修理、管理などを学校に配置されている図書館指導員を補佐する立場として支援したりするような取組がございます。

以上でございます。

○10番（森田博之君） 地域の方々が学校にこのように協力的だと、子供たちが地域に育てられているという実感があります。

こちら、どちらの学校になりますでしょうか。教えてください。

○指導担当課長（菅野恭子君） 登下校の見守りの実施校につきましては、市内の小学校全校と第一中学校、第三中学校、第四中学校、第五中学校が実施しております。学校の余裕教室にて子供の学習支援を行っている学校につきましては、市内全小・中学校が実施しております。放課後、校庭等の遊びの見守り、これは放課後子

ども教室以外の内容でございますが、これを実施している学校につきましては第八小学校が実施しております。学校図書館の環境整備の実施につきましては、第一小学校、第二小学校、第三小学校、第四小学校、第五小学校、第七小学校、第八小学校、第九小学校、第十小学校と第五中学校になります。

以上でございます。

○10番（森田博之君） ほぼ全校とは言いませんけれども、既にある程度実施されているということが分かりました。

子供のための組織としては、PTAというのもあると思います。PTAとコミュニティ・スクールとの関係などはどのように考えているのでしょうか。

○指導担当課長（菅野恭子君） PTAとコミュニティ・スクールとの関係についてであります。まずPTAの結成や加入は義務づけられておらず、活動は任意で行われるものであります。よって、一例として、PTAがある学校につきましては、任意の組織であるPTAがコミュニティ・スクールと協力しながら地域の資源を生かした教育活動を充実していくことが可能となると考えております。

以上でございます。

○10番（森田博之君） この場合は、PTAはコミュニティ・スクールと協力しながらという関係性になるということが分かりました。

PTAが最近なくなった学校もあるとお聞きいたしました。現在PTAがある学校とない学校とあると思いますが、現状をお聞かせください。

また、ふだん学校と関わっていない地域と、ふだん地域と関わっていない学校の場合、この連携というのはとても大変なことのようには思いますが、その連携などはどのようにしているのでしょうか。

○指導担当課長（菅野恭子君） PTAの有無につきましては、今年度段階であります。PTAがない学校が第五小学校、第九小学校、第十小学校になり、ほかの学校にはPTAがあるという状況であります。ただし、第九小学校には保護者連絡会、第十小学校には保護者と教師の連絡会というものがあり、東大和市公立小中学校PTA連絡協議会には所属していませんが、学校と保護者が共に連携を取る組織がございます。また、第五小学校におきましても、おやじの会をはじめ、朝の見守り、図書ボランティアや児童への読み聞かせなど、保護者の有志ボランティアが幾つも存在しております。よって、現在コミュニティ・スクールとして今後の連携の在り方を検討しているということでございます。

以上でございます。

○10番（森田博之君） その関わりを濃くしていくということがなかなか課題だと思いますが、そのためにどのような工夫をされているのでしょうか。具体的な取組があったら教えてください。

○指導担当課長（菅野恭子君） 具体的な取組についてであります。学校運営協議会委員に地域における様々な人材とつながりがある方を任命し、学校と地域をつなぐ働きをしていただく工夫や、総合的な学習の時間などにおいて、例えば地域の魅力を発見する体験活動や、地域の課題を知り探求する活動に取り組む際に、地域社会人材を講師に招き、児童・生徒との学習における交流をきっかけに連携を進めていくということも考えられます。

以上でございます。

○10番（森田博之君） いろいろ工夫されているようでございます。

そのような各学校の取組事例は市内小・中学校で共有されているのでしょうか。

○指導担当課長（菅野恭子君） 取組事例につきましては市内小・中学校で共有をしております。具体的には、同じ校種の校長同士、副校長同士が定期的に集まる会議体があり、互いの学校での取組状況を共有する機会がございます。そこで、各学校の取組事例紹介だけでなく、成果や課題などについても共有をしているところです。

一例であります。ある学校がこのような情報共有の場において、コミュニティ・スクールとして地域の方々との連携の方法として、学校を二部制と考え、一部を日中の教育活動、二部を放課後として、学校施設を開放し、地域の方々が主体となって子供たちの遊び場、交流の場を設けていきたいというような案を紹介するなど、ほかの学校へ情報提供している事例がございます。また、ある学校は、具体的に地域社会人材を活用して実施している教育活動の事例を情報提供し、ほかの学校からも要望を受け、地域社会人材を紹介しているという事例もございます。

以上でございます。

○10番（森田博之君） 学校によって様々な取組をされていることが分かりました。

学校を二部制と考えるという考え方はよいかもしれません。課題は地域性にとっても異なってくると思われれます。取組の共有はお互いのヒントとなりますので、ぜひとも進めていただきたく、学校だけでなく、学校運営協議会を通じてでも、自治会など地域の方々にも御共有いただくと相互理解がさらに深まると思います。

続いて、導入によって期待される効果であります。コミュニティ・スクールの導入によって多くの効果が期待できるようであります。効果として、文部科学省のデータによると、学力の向上、保護者の地域からの苦情が減ったことや、生徒指導上の課題が解決できたことなどの回答があります。東大和市においてはその効果はどうでしょうか。

○指導担当課長（菅野恭子君） 本市において先駆的に取り組んでいる学校の様子では、児童の活動を充実するために校庭に芝生を設置する中で、学校教員では管理が難しいところ、地域の方々の御協力があつて青々とした芝生を保つことができ、児童の体力向上に係る環境の整備ができているということや、蛍やオオサンショウウオの学習、農園での農業体験、そばの栽培を通じた学習など、学習内容をより具体的かつ体験的に実施することができております。

以上でございます。

○10番（森田博之君） そばの栽培を通じた学習については、そばの花を観察されて、写生画を麵組合に応募するということだったかと思えます。毎年入賞をされていると聞きました。とてもすばらしい取組であると思えます。子供たちにとって大変よい経験になると思われれます。

地域側にとってはどのような効果が出ておりますでしょうか。

○指導担当課長（菅野恭子君） 地域側のメリットについてであります。一例として、学校を核とした子育て世代と地域の方々との一層のつながりができることから、防犯・防災に強い安心・安全な地域がつくられることや、子育て世代にとって地域全体で子供を育ててもらえるという安心感が生まれたり、地域の方々の豊かな人生経験や技能を子供たちのために生かすことで生きがいが高まったりすることなどが挙げられます。

以上でございます。

○10番（森田博之君） 地域側にとっても、世代間を超えた交流が増すことで安心感や生きがい生まれること、大変喜ばしいかと思えます。特にお年寄りにあつては孤独になってしまいがちだと思いますが、このような課題の解決にもつながります。

地域人材を活用した事業が施策として実施されているとのことでした。具体的にもう少し教えてください。

○指導担当課長（菅野恭子君） 具体的な内容についてであります。今年度、教育指導課の最重要課題として、多様な学校教育実現のための地域社会人材を活用した学びの充実ということを掲げ、各学校が日頃の学習をより充実させることができるよう、各学校10万円の予算をつけ、地域人材や専門的な知見をお持ちの社会人材を外部講師として招聘できる環境を整えました。

なお、教育指導課も生涯学習課や産業振興課、防災安全課など他課と連携を取ることで、各学校が必要としている人材情報を共有したり提供したりしております。

小・中学校における様々な教育活動において地域社会人材を活用することで、児童・生徒の探求的な学びを充実し、児童・生徒が例えば授業ではふだんの生活のことや社会で問題・話題になっていることを材料に学んでいるということ、また授業では自分の興味や関心に基づいて自分が考えたい問いや課題を立てて学んでいると思いながら学んでいる割合を増やしていきたいと考えております。

以上でございます。

○10番（森田博之君） 答弁でもありましたように、相互理解と連携が深まらないと本来の効果が発揮されない、そのとおりだと思います。学校側として、コミュニティ・スクールを導入することで地域の方々とお付き合いをしなくてはなりません。この場合、学校側においてかなりのストレスを感じるのではと思いますが、実際に学校長のなどの反応はいかがでしょう。

○指導担当課長（菅野恭子君） 地域の方々との連携することに対する校長の反応につきましては、現在学校教育では、個別最適な学びに併せ協働的な学びにも重点を置き、探究的な学習や体験活動を通して、子供同士で、あるいは多様な他者と協働しながら学ぶ学習を重視しております。これらの学習については、地域資源、こういったものを活用したり、学校外での学びも生まれることから、行動範囲が広がることを受け、保護者や地域の方々の協力なしでは活動の充実は難しくなります。また、教育環境の整備についても、学校だけでは対応が難しい場合も多々あります。そのため、教育活動の充実、教育目標の実現の観点からも地域との連携は欠かせないことであり、管理職としても大変ありがたく、心強いという認識でございます。

以上でございます。

○10番（森田博之君） うまくいくことばかりではないかと思えます。コミュニティ・スクールになれば、学校だけでなく、地域もある意味フィールドとなってきます。学校で教育方針があつての運営から、地域の声も届くとなりますと、意見の対立などで学校経営に不都合が生じるなどの懸念も感じるのですが、ここについては市のお考えはどうでしょう。

○指導担当課長（菅野恭子君） 学校へ地域の声が届くことにより学校経営に不都合が生じるとの懸念についてであります。まず学校運営協議会委員につきましては、自校の経営方針の達成に向け校長が選定することになっております。また、現在は社会に開かれた教育課程の実現が求められており、よりよい学校教育を通してよりよい社会をつくるという目標を学校と社会が共有し、連携・協働しながら、新しい時代に求められる資質・能力を育成することを目指すことが求められております。また、連携・分担による学校マネジメントを実現することも求められており、学校・家庭・地域がそれぞれの役割と責任を果たし、相互に連携・協働して地域全体で子供たちの成長を支えていく環境を整備することも求められております。

そのため、学校の経営方針を分かりやすく地域に説明をし、地域の声を聞くとともに、地域や保護者も地域で育つ子供を学校だけが育てるのではなく、地域、保護者も一緒になって育てるという共通認識が持てるよう



進めていくことが重要になると考えております。

以上でございます。

○10番（森田博之君） ありがとうございます。

各校現状は違うと思いますが、相互理解には相互にコミュニケーションを取る機会が必要だと思います。現在学校の行事に地域の方々が来られる機会というものはあるのでしょうか。

○指導担当課長（菅野恭子君） 学校行事に地域の方々が来れる機会についてであります。コロナ禍における対応を経て、保護者限定の参加から、段階的に以前のように地域の方々にも開放している学校も増えてきたところです。コロナ禍以前では、運動会などの校庭で行う行事のほか、展覧会や各学年で地域の方々に協力していただいた学習内容の発表会など、参加できる機会もございます。

今後コミュニティ・スクールの取組が進むにつれ、さらに交流する機会は増えると考えております。

以上でございます。

○10番（森田博之君） 先日市内で行われました運動会に伺わせていただきました。学校運営委員の方は来賓で来られておりましたが、一般の方々は保護者、関係者ぐらいしか来ていなかったというふうに思います。学校を地域に開放するとなりますとセキュリティ上の問題もありますが、既に地域の方とコミュニケーションが取られている環境であれば監視の目が届くということもあると思います。このような学校イベントの機会を通じてコミュニケーションを取れる環境にしていくことが重要だと思います。また、地域の方々も参加できる種目をつくるなどもあってもよいと思います。

逆に、校長先生をはじめ学校の先生も一緒に地域のイベントに参加するというのも大事なことはないかというふうに思います。現在そのようなことを行っている地域というものはあるのでしょうか。

○指導担当課長（菅野恭子君） 学校管理職や教員等が地域のイベントに参加する事例ではありますが、令和2年、3年度は新型コロナウイルス感染症対策のため見合わせていたイベントが、昨年度、今年度から少しずつ開催が始まっております。具体的には、青少年対策地区委員会主催の、みんなで遊ぼうや地域清掃、社会を明るくする運動、星を見る会、ピアノコンサート、夕涼み会と流しそうめんの会、トランポリン教室、ドッジビー大会、おやじの会主催の有価物回収やキャンドルナイト、バドミントン大会、校庭での遊び場イベント、そのほか納涼祭り、秋祭り、市P連の活動、地域のお祭りなど、各地域ごとに催されているイベントに管理職のほか担当教員や希望者の教員など参加をしているところでございます。

以上でございます。

○10番（森田博之君） 学校の先生が学校だけでなく、地域で子供と顔を合わせるというのは、子供たちにとって安心につながりますし、保護者にとっても心強く感じます。私も小学生の頃、お祭りなどで学校の先生に会うと何かともうれしく、身近に感じたことを思い出しました。このような機会が多く創出されれば、コミュニティ・スクールの効果がさらに出てくるのではないかと思います。

一方、教師の働き方改革を行っている中、時間を取られるようなことになり、これについても課題になってくるのではないかと懸念しておりますが、この辺の認識はいかがでしょうか。

○教育部参事（小野隆一君） コミュニティ・スクールの設置に伴い、会議の開催のほか、委員との連絡調整や協議事項等の調整など、運営に関わる様々な業務が生じることから、教職員の勤務負担が大きくなることは認識しております。

コミュニティ・スクールの継続的・安定的な運営を可能とするために、引き続き教職員体制の整備などの人

材面での支援の充実を図ってまいります。

以上でございます。

○10番（森田博之君） 先生たちの配慮も少なからず必要になってまいります。よろしくお願いいたします。

課題として、学校側の課題もそうですが、地域へのアプローチも重要になると思います。地域の方たちもコミュニティ・スクールが始まったということが認識されるよう進めていかなくてはならないかと思います。地域側へのアプローチはどのようにしていこうとお考えでしょうか。

○教育部参事（小野隆一君） 地域へのアプローチについてであります。コミュニティ・スクールの導入、運営に当たって、学校運営協議会の存在や活動が保護者や地域にあまり知られていないといった課題があると認識しております。地域の一部の人々だけが参画し、協力するのではなく、地域全体で子供たちの学びを展開していくために、地域の人々や保護者、関係機関、団体等、多様な主体の参画を促進していくこととともに、当事者意識の醸成を促していくことが必要であると考えます。

今後も教育委員会だより等においてコミュニティ・スクールの取組の必要性や成果を広く周知するとともに、学校と地域をつなぐコーディネーターの配置や育成について研究してまいります。

以上でございます。

○10番（森田博之君） おっしゃるとおり、学校と地域をつなぐコーディネーターの配置や育成も必要なのかもしれません。それが要なのかもしれません。研究のほう、よろしくお願いいたします。

今回の一般質問を通じて、東大和市のコミュニティ・スクールの実態が分かりました。現在学校も社会に開かれた教育課程の実現が求められ、よりよい学校教育を通じてよりよい社会をつくるという目標を学校と社会が共有し、連携・協働しながら、新しい時代に求められる資質・能力を育成することを目指すということが求められていることであります。今さらながら、学校も変化していることが改めて確認できました。地域の方の理解ももう少し進んだほうがよいのかなとも思いました。

現在七小、九小の学校施設の統廃合の計画が進められております。ここは特にコミュニティ・スクールが進んでいる地域ですので、仮に近隣の公共施設が集約することになれば、さらに進んだ環境に出来上がるのではないかと思います。一つのモデルケースになってくるとおられます。

昨今、自治体加入が減少、PTAがなくなって、コミュニティーが希薄になっている状態にあっては、コミュニティ・スクールの推進がコミュニティーの再編につながることを期待しております。そして、やはりコミュニティ・スクールの一番の目的は子供たちの成長にあると思います。子供たちを取り巻く環境において、貧困や児童虐待、教育格差、メンタルヘルス、このような課題を解決する手段においても、このコミュニティ・スクールは有効であると考えます。地域も一緒になって子供たちと向き合える環境になればと心から願います。

以上、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○副議長（大后治雄君） 以上で、森田博之議員の一般質問は終了いたしました。

ここで10分間休憩いたします。

午後 2時33分 休憩

---

午後 2時43分 開議

○副議長（大后治雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 上 林 真 佐 恵 君

○副議長（大后治雄君） 次に、7番、上林真佐恵議員を指名いたします。

〔7番 上林真佐恵君 登壇〕

○7番（上林真佐恵君） 議席番号7番、上林真佐恵です。通告に基づき一般質問を行います。

- 1、学校教育について。
  - ①不登校支援について。
  - ②英語学習について。
  - ③小・中学校などの公共施設への生理用品の配置について。
  - ④教員の働き方について。
  - ⑤子どもの権利が保障される学校教育の課題について。
- 2、ひきこもり支援について。
  - ①令和5年度取組について。
  - ②他自治体取組について。
  - ③今後の課題について。
- 3、18歳までの医療費助成について。
  - ①現状と課題について。
- 4、立川飛行場へのオスプレイ飛来について。
  - ①市民生活に与える影響についての市の認識は。
  - ②市の対応について。
- 5、道路の補修について。
  - ①東大和市舗装修繕計画について。
  - ②今後の課題について。

壇上での質問は以上とし、再質問につきましては自席にて行わせていただきます。よろしく願いいたします。

〔7番 上林真佐恵君 降壇〕

〔市長 和地仁美君 登壇〕

○市長（和地仁美君） 初めに、学校教育における不登校支援についてであります。令和5年度より校内サポートルームを小学校1校、中学校1校において試行するとともに、1人1台端末を活用した新たな支援を進めているところであります。

詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いいたします。

次に、英語学習についてであります。今年度より新たな取組として、中学校全校で1人1台端末を活用した外国人講師とのオンライン英会話を導入してまいります。

詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いいたします。

次に、小・中学校への生理用品の配置についてであります。令和4年10月に東大和市公立小中学校PTA連合協議会から要望があり、学校への意見聴取を行ったところであります。引き続き、設置する場合の場所や運営方法などにつきまして学校と連携して調査・研究してまいります。

また、本庁舎への生理用品の配置につきましては、引き続き事業者にお話を伺っているところでありますが、設置機器の調達が困難とのことですので、その後の進捗はございません。

次に、教員の働き方改革についてであります。東大和市立学校における教員の働き方改善計画に基づき取組を推進し、着実に成果を上げております。

詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いいたします。

次に、子どもの権利が保障される学校教育の課題についてであります。全ての児童・生徒にとって学校が安心・安全な居場所となるような取組を充実していくことが重要であると考えております。

詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いいたします。

次に、ひきこもり支援に係る令和5年度の取組についてであります。上半期において、ひきこもり支援コーディネーターを配置して相談支援を開始する予定で準備をしております。また、下半期にはひきこもりの実態を把握するための調査を実施するとともに、年度末には、令和4年度に続き、ひきこもりに関する周知啓発を目的とした講演会を開催することを考えております。

このほか、ほかの区市と連携して、女性のひきこもりの方やその御家族の方などを対象に居場所や相談の場を提供する事業にも参加する予定であります。

次に、他の自治体の取組についてであります。東京都26市においては、専門の相談窓口を委託または直営で常設的に開設している市が幾つかございます。また、訪問支援や居場所づくりなどに取り組む市や市民に対する啓発として講演会を開催している市もございます。

次に、今後の課題についてであります。一般的にひきこもり状態になる原因は多岐にわたるとされており、一律な対応では対処できないものと認識しております。このため、多くの関係機関の支援や近隣住民の協力が必要となりますことから、関係機関との連携協力体制の構築や、住民の理解の促進が課題であると認識しております。

次に、高校生等までの医療費助成についてであります。市では、小学校入学前の乳幼児を対象とした乳幼児医療費助成事業につきましては、保険診療分の自己負担を全額助成しております。一方、小学生から高校生等までの児童につきましては、一定の所得の範囲内の世帯を対象として助成を行っている状況です。

現在区部では所得制限を設けていない中、多摩地区では財政力等に応じた対応となっており、自治体間に格差が生じていることが課題であると考えております。

東京都内に暮らす子供たちにひとしく福祉が行き渡るよう、市としましては、医療費の無償化に向けた財源の確保に努めてまいりたいと考えております。

次に、オスプレイによる市民生活への影響についてであります。立川飛行場に飛来する陸上自衛隊のオスプレイにつきましては、防衛省から、他の航空機と同様に事前に定められた経路・時間帯等を遵守するとともに、市街地や住宅地などを回避しながら安全確保に最大限配慮すると説明を受けております。

令和5年2月以降、合計3回、立川飛行場に飛来しており、これまで事故等はありますが、米軍のオスプレイの事故等が発生していることなどを踏まえ、引き続き市民の皆様の安心・安全や生活環境への十分な配慮が必要であると考えております。

次に、立川飛行場へのオスプレイ飛来に伴う市の対応についてであります。当市が属する立川飛行場周辺自治体連絡会から国に対し、運用・整備についての安全対策の徹底や周辺住民への丁寧な周知及び説明、騒音や振動の軽減対策などについて、これまで4回、要請を実施いたしました。

オスプレイの飛来につきましては、周辺自治体共通の広域的な課題でありますことから、引き続き関係市と連携し、対応してまいりたいと考えております。

次に、東大和市舗装修繕計画についてであります。市内全域の市道の舗装状況を調査し、その調査結果から、舗装の損傷状態に応じて、令和6年度から20年間にわたり計画的に修繕を行うために策定した計画であります。

次に、今後の課題についてであります。計画に沿って舗装修繕を実施してまいりますが、全ての舗装修繕を実施するためには、長期間を要するとともに膨大な費用が必要となることが課題であると考えております。

以上です。

[市長 和地仁美君 降壇]

○教育長（岡田博史君） それでは、学校教育における不登校支援について御説明いたします。

不登校支援につきましては、第一中学校の敷地内にあるサポートルームのほかに、本年4月から第五小学校において校内サポートルームを試行により設置いたしました。また、本年7月からは第三中学校においても試行により設置する予定であります。

なお、サポートルームでは、不登校及び不登校傾向の児童・生徒の1人1台端末にAI教材を導入し、個に応じた学びの環境を整えたり、各校のスクールカウンセラーへ1人1台端末を配備し、オンラインでカウンセリングができる環境を整えたりしているところでございます。

次に、英語学習についてであります。生徒の話す力を伸ばし、使える英語力の育成に向け、今年度より1人1台端末を活用した海外在住の外国人講師とのマンツーマンによるオンライン英会話レッスンを導入してまいります。その取組により生徒の発話量が多くなるとともに、生徒一人一人の英語力に合わせた指導を充実してまいります。

次に、教員の働き方改革についてであります。令和4年度におきましては、小学校では年平均における月当たりの時間外勤務80時間を超える教員ゼロを達成し、45時間未満の割合も令和3年度の68%から75%までに向上させることができました。中学校では45時間未満の割合が令和3年度の64%から69%まで高まっており、業務改善や人員体制等の整備の成果が着実に表れているところであります。

次に、子どもの権利が保障される学校教育の課題についてであります。全ての児童・生徒にとって個々の学びを保障する分かりやすい授業を行い、学級が安心して楽しく過ごせる雰囲気になるような居場所づくり、集団づくりを進め、誰一人取り残さない教育の実現を目指してまいります。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） 御答弁ありがとうございました。

それでは、再質問を行わせていただきます。

まず学校教育のところで、不登校支援についてですが、この間、継続的に伺っております。不登校のお子さんの人数について毎議会で伺っているんですが、直近の状況を伺います。

○指導担当課長（菅野恭子君） 不登校の児童・生徒の人数について、5月末の人数になりますが、小学校の児童は13名、中学校の生徒は64名となっております。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） 3月議会の際には1月末の数字で小学生85名、中学生136名ということでしたので、大幅に減っていると思うんですけども、この理由について市の御認識を伺います。

○指導担当課長（菅野恭子君） 減っている理由につきましては、年度の切替えに当たり卒業した生徒がいることや、5月末段階での累計となっていることも理由の一つになります。

また、そのほかに、各学校から、新年度になり、以前は不登校または不登校傾向であった児童・生徒が登校できるようになってきているという報告もございます。理由としましては、昨年度、スクールソーシャルワーカーによる学校や児童・生徒、保護者などへの働きかけや教育相談機関の連携の強化により、学校や保護者などが学校環境などの配慮を一層行ったことで登校につながった例もございます。また、サポートルームにつながる児童・生徒も増えたことも挙げられます。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） この人数については引き続き私のほうも注視していきたいというふうに思っています。サポートルームの利用児童数について、内訳と利用児童数、お伺いします。

○指導担当課長（菅野恭子君） サポートルームの利用者数につきましては、5月末段階であります。小学校の児童は2名、中学校の生徒は14名となっております。

内訳につきましては、第一小学校が1名、第九小学校1名、第一中学校5名、第二中学校2名、第四中学校が2名、第五中学校が5名となっております。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） 今議会の初日の補正予算で2つ目となる校内サポートルームの人件費が計上されて、7月から第三中学校にも設置をされるということですが、場所や運営の方法、職員体制について詳細を伺います。

○指導担当課長（菅野恭子君） 第三中学校に設置される校内サポートルームについてであります。東京都の校内別室指導支援員配置事業を活用し、会計年度任用職員を1名配置いたします。また、場所については、校内にもともと支援教室として使用していた部屋を活用していきます。

運営の方法については、配置された1名が使用する教室に常駐し、1人1台端末や日常使用している教材、個別教材などを活用した学習を行ったり、工作などの物作りなどを行ったりしながら、個に応じた対応を行っていく予定でございます。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） 五小と三中の校内サポートルームについては職員は1名ずつということで、休みを保障するためにも、お休みされたときはほかのサポートから来られるのかなというふうには思うんですけども、やはりお一人というのはなかなか大変だと思いますので、複数人の体制にしていきたいということは要望しておきます。

次に、一中の敷地内にあるサポートルームですけれども、校内サポートルームがある五小、もうできている五小とこれからできる三中のお子さんも通えるのかどうか伺います。

○指導担当課長（菅野恭子君） 第一中学校敷地内にあるサポートルームにつきましては、校内サポートルームがある第五小学校の児童も第三中学校の生徒も通うことが可能となっております。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） ぜひ柔軟な対応をお願いしたいと思います。やっぱり通学してる学校には行きたくない、行きづらいとか、クラスのお子さんには見られたくないという気持ちがある方はいっぱいいらっしゃると思いますので、引き続き柔軟な対応をお願いいたします。

それから、サポートルーム、この間、増やしていただいて大変感謝しているんですけども、これまでの議会の中でも、少なくとも中学校区に1つくらいは設置してほしいということを要望してきました。

3月議会では、中学校区ごとの状況や市内全体のバランスを見ながら配置をしていく予定であるという、そういう御答弁だったんですけども、その後の検討状況について伺います。

○指導担当課長（菅野恭子君） サポートルームの増設についてであります。本市ではまず、現在試行しております校内サポートルームの充実と拡充について進めていきたいと考えております。

なお、都の非常勤教員を校内に配置し、設置校を順次増やしていく予定であります。利用する児童・生徒及び設置校の状況により、児童・生徒の在籍校以外でも利用できる体制を研究していきたいと考えております。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） 順次増やしていただけるということなので、ぜひよろしく願いいたします。

それから、サポートルームでのA I教材、活用していくということですけども、これいつから導入されるのか、どういう内容なのか、詳細を伺います。

○指導担当課長（菅野恭子君） A I教材の導入につきましては、1学期中に学力向上重点校の児童・生徒及び不登校児童・生徒等のアカウントを作成し、1人1台端末で使用できる環境を整え、2学期からの使用開始に向けて準備を進めております。

内容につきましては、算数・数学、英語、国語、理科、社会の5教科の問題に対応しており、児童・生徒が問題を解くたびに個々の正答率や間違いの傾向をA Iが解析し、搭載している数万問から一人一人に個別最適化した問題が出題される仕組みになっております。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） A I教材というものを否定するわけではないんですけども、やっぱりサポートルームのよさというのは、少人数でしっかり丁寧に寄り添っていただけるということだというふうに思います。やっぱり子供たちは本当に自分を見てほしいというふうに思っていると思いますし、そのA I教材で苦手な問題を繰り返し練習できるという、それは利点だと思うんですけども、やっぱり子供たちが求めているのは先生との温かいつながりであるというふうに思います。

学習についても、ドリルのような感じで、正答率を上げるという、それもすごく大事なことではあると思うんですけども、テスト対策とかという点では。ただ、やっぱりまずは分かること、不登校のお子さん、学習の遅れというものもあると思いますので、まずはその学習の学ぶことの楽しさをやっぱり実感するということが大事だと思いますけれども、その点についての御認識を伺います。

○指導担当課長（菅野恭子君） サポートルームでの学習のよさについてであります。少人数指導ができることにより、学習指導だけでなく、生活指導の点におきましても個々に応じたきめ細かな対応ができることなどが挙げられます。引き続きこのようなよさを大切にしながら運営を行ってまいります。

なお、サポートルームにおいて次のような課題も上がっております。

児童・生徒の登室状況から、子供たちは様々な学年、様々な教科等の学習を個々の実態に応じて進めており、個々に応じた教材等の準備が難しい状況がありました。また、子供の不登校の要因の一つとして、一度休み始めると学習が分からなくなり、そのことが不安で登校につながりにくい事例もございました。

このようなことから、このたび、不登校児童・生徒に対しA I型教材を1人1台端末に導入をすることで、その教材を使用しながら、サポートルームにおいてさらに個々に応じた指導ができるようになることから、サ

ポートルームの指導員などからも高評価を得ております。また、A I型教材では、子供によっては体調により登室はできなくても、家で自分のペースで取り組むことができ、サポートルームの指導員も、学校の教員も子供の取組状況を確認することができます。対面での指導とA I型教材のそれぞれのよさを生かした指導の充実を図ってまいります。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） サポートルームのよさということでもう一回話しますけれども、サポートルームに行きながら学校にも両方通っているというお子さんもいらっしゃると思うんですけども、あるお子さんの保護者の方とお話ししましたら、やっぱりサポートルームが本当にその子にとって安心できるシェルターのよな場所だというふうにおっしゃってる方がいらっしゃいました。それってやっぱり先生方が本当に丁寧に見ていただいたということがあると思います。

それから、学習の遅れですけれども、これも1年ぐらいほとんど勉強しなくてというお子さんが3か月ぐらいいで、やはり個別に見ていただいて学習の遅れを取り戻したという事例ですとか、不登校のお子さん、本当に自己肯定感がすごく低くて、自信をなくしている子が多いと思うんですけども、サポートルームですごく元気になって自信を取り戻したという、様々そういう事例を聞いています。A I教材が悪いとは言わないんですけどもやっぱりその先生の代わりにはならないと思いますので、その点しっかり留意していただきたいというふうに思います。

それから、サポートルーム、すごくいいと思うんですけども、やっぱり学校の敷地内にあるということで、それだけで行けないお子さんもいらっしゃいます。やはり先ほども申し上げましたけれども、学校に行けない、みんなができることができないということにすごくお子さん引け目を感じていますので、学校の子供たちに見られたくない、同級生に見られたくないというお子さんは本当に多いと思います。学校以外の居場所の拡充についても求めてきてます。

3月議会では、東大和市くらし・しごと応援センター そえるで実施をしている生活困窮世帯に対する学習・生活支援事業、これ、マトカですけれども、ここの連携を図っていきたいという、そういう御答弁だったんですが、その後の進捗、検討状況についてお伺いします。

○青少年課長（石川博隆君） 家庭や学校以外での居場所の拡充についての検討状況でございますが、青少年課では、生活困窮世帯に対する学習・生活支援事業として居場所支援を実施しております東大和市くらし・しごと応援センター そえるの担当者と、放課後の児童の居場所の確保につきまして複数回、情報交換を行っております。今後もそえるとは連携を密に図ってまいります。

また、令和5年4月1日より、子供に関する取組や政策を社会の真ん中に据え、強力に進めていくことが急務としまして、こども基本法が施行され、同日、子供の最善の利益を考えるこどもまんなか社会を実現するため、こども家庭庁が発足しました。国においては、この、こども基本法に基づき、これまでの少子化社会対策大綱、それから子供・若者支援推進大綱及び子供の貧困対策に関する大綱を一元化し、これまで以上に総合的かつ一体的に子供施策を進めるためこども大綱を策定するとされ、現在はその検討途中にあるというふうに認識してございます。このことから、こども大綱及び、一部新聞報道にもありましたけれども、こどもの居場所づくりに関する指針、仮称ですけれども、こちらについて、引き続き国や都の動向を注視してまいります。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） 居場所については本当に急務、居場所の確保、本当に急務だと思います。登校拒否・



不登校を考える全国ネットワークという団体があるんですけども、ここの調査では、不登校の子供がいる家庭の多くが収入減や支出増となり、転職・休職など働き方にも影響が出ているという、そういうことが言われています。当然そうだと思うんですね。やっぱり家にお子さんいますので、サポートルームも送迎とかで本当に、なかなかそういう居場所があってもお仕事に影響するというのはもう本当にそうだと思いますし、国や都の動向を注視していただきたいんですが、やっぱり市としてできることをすぐにやっていただきたいというふうに思います。

3月議会では、国や東京都のこの居場所確保に対する補助金についても詳しく御答弁いただきました。必要性についても市のほうで十分に認識されているという御答弁ありましたので、本当にサポートルームのさらなる拡充とともに、学校以外の居場所の確保についても早急な実現を求めます。

次に、②の英語学習のところですけども、まずこの小・中学校での英語学習の目的や必要性について、市の御認識を伺います。

○教育部参事（小野隆一君） 小学校の英語学習の目的につきましては、中学年から外国語活動を開始し、音声に慣れ親しみながらコミュニケーションの素地を養うこと、高学年では、身近なことについて基本的な表現によって、聞く、話すに加え、読む、書くの態度の育成を含めたコミュニケーション能力の基礎を養うこととあります。中学校につきましては、身近な話題についての理解や表現、簡単な情報交換ができるコミュニケーション能力を養うこととあります。

その必要性につきましては、社会のグローバル化の急激な進展の中、国民一人一人にとって異文化理解や異文化コミュニケーションはますます重要になってきております。その際に、国際共通語である英語力の向上は重要であり、児童・生徒の将来的な可能性の広がりのためにも欠かせないものと認識しております。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） 昨今の社会情勢、世界の状況を見ても、大国による分断が持ち込まれるという中で、違う文化を理解し尊重するということが本当に大切なことであると思います。国際共通語である英語力、これを培うということは重要であるとは思いますが、小・中学校の段階では、技能を磨くということよりも、まずはこの異文化に興味を持つことや、また異文化を知るために、英語を使ってみたいな、英語もつとうまくなりたいなって、そういうふうに思えるようなアプローチが必要ではないか、そっちのほうの方がより重視されるべきではないかというふうに思うんですけども、その点についての御認識を伺います。

○教育部参事（小野隆一君） 英語へのアプローチにつきましては、異文化への興味を持ち、英語を使いたいと思えるようにすることは大切であり、学習指導要領においても、発達の段階に応じて言語や文化についての理解を深め、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成を図り、聞く、話す、読む、書くの4技能を総合的に育成することによりコミュニケーション能力を育成することが求められております。また、児童・生徒が生涯にわたり英語を学習する基盤が培われるよう、基礎的・基本的な知識技能の習得とともに、思考力判断力、表現力等を育むために、自分の思いや考えを英語で表現する学習活動の充実が求められております。

1人1台端末を活用したオンライン英会話学習を通して、生徒が話す技能を積極的に使える英語力を身につけることを目指すとともに、生涯学習の基盤形成につなげていきたいと考えております。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） 技能が先に来ないようということをお願いしたいと思います。

それから、このオンライン英会話レッスンについて、導入時期や英語の授業内にどのように活用していくの

か、月にどのくらいレッスン時間があるかなど、詳細を伺います。

○教育部参事（小野隆一君） 導入の時期については、6月末より中学校全学年の生徒を対象に活用が始まります。英語の授業内のレッスン及びスピーキングテストがそれぞれ5回と3回、授業外のレッスンは長期休業期間に5回と、各自が指定した日5回の計18回であります。1回のレッスン時間は40分となっております。授業における実施日については学校ごとに決めております。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） 現在小・中学校にはALT、外国語指導助手がいらっしゃると思うんですが、こちらについてはどのようになるのか伺います。

○教育部参事（小野隆一君） ALTの活用につきましては、中学生は対象とせず、小学校3年生から6年生までといたします。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） 中学校では、このALT、なくなるということですよ。英語学習において、外国の方と同じ空間で同じ時間を共有するという、私はとても意義があると思うんですが、このことについての御認識を伺います。

○教育部参事（小野隆一君） 同じ空間、時間を共有することの意義については、相手の表情や目線、ジェスチャーをしっかりと見ながら話せることでリアルな会話を学べることが挙げられます。また、オンラインにおいても、タブレットの画面により講師の表情や教材が見やすく、発話量も多くなり、学習効率も向上すると考えております。また、ヘッドセットマイクの活用により会話に集中しやすいという利点も挙げられます。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） 私はその場に、やっぱりオンラインと実際にそこにいらっしゃるということはすごく違うというふうにも思いますし、例えば吃音や緘黙、ある場面になると言葉が出なくなるという緘黙のお子さん結構いらっしゃると思うんですけども、一対一で話すのが苦手だったり、目を合わせるのが苦手だったり、知らない人が苦手なお子さんにとっては、ちょっと一対一のレッスンというのは苦痛になるんじゃないかなというふうにも思うんですけども、その点についての御認識を伺います。

○教育部参事（小野隆一君） 一対一のレッスンが苦手な生徒についてでございますが、フィリピン人の英語講師の特徴としまして、明るくフレンドリーな国民性と持ち前のホスピタリティ、思いやり、優しさ、誰でも丁寧にもてなす、そういった姿勢は、日本の子供たちにとって英語を学ぶ上でリラックスしてレッスンを受けることができ、より高い学習効果が期待できると考えております。また、吃音や緘黙のあるお子さんについては、日本の担当教員を中心に丁寧に配慮してまいります。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） 配慮していただけるということなんですけれども、さっきスピーキングテストもあるということだったので、当然これ評価につながるわけで、こういう緘黙だとか吃音とかという特性を持ったお子さんが一対一だと、すごくほかの子との違いが出やすいというふうにも思います。評価の上で不利にならないように、丁寧に寄り添っていただきたいと思ったり、一対一でやるということ自体がちょっとやっぱりそういう特性を持ったお子さんにとっては不利なんじゃないかなというふうにも思います。

これ、話す技能を磨くツールとしては非常にいいと思うんですけども、私はその技能を伸ばすことも大事なんですけど、まずは授業の中に外国人の方がいて、自分は発話すること、話すことはなくても、話しているの

を見ていたり、やっぱりこう、ああすごい、自分と違うところがあるなとか、逆に笑いのつぼが同じなんだなとか気づくこともあると思いますし、ほかの人がしゃべっているのを見中でもすごく得るものってたくさんあるというふうに思いますので、その話し方の雰囲気だとか、空気感とか、お子さんはたくさんのことを何も話さなくても学んでいるんじゃないかなというふうに思います。そこから外国の文化をもっと知りたい、外国語を学んでみたいという気持ちが生まれるということがやっぱり最も重要なことじゃないかなと思うんですが、再度御認識を伺います。

○**教育部参事（小野隆一君）** 小学校段階では、授業の中に外国人の方に来ていただき対面での学習を重ね、中学校段階においては、1人1台端末の機能を生かし、オンラインで海外にいる外国人とリアルタイムでコミュニケーションを取る本市独自の指導内容により、児童・生徒が英語学習に対する魅力や異文化への興味関心を効果的に高めていくものと考えております。

以上でございます。

○**7番（上林真佐恵君）** ぜひ英語の楽しさを知るということを一番重視していただきたいというふうに思います。

それから、昨年度、都立の高校入試に英語のスピーキングテスト、ESAT-J（イーサットジェイ）が活用されましたが、このオンラインレッスンというのはその対策を意識されたものなのか伺います。

○**教育部参事（小野隆一君）** ESAT-J（イーサットジェイ）対策を目的として導入したものではありませんが、東京都教育委員会が令和4年度から実施しております。ESAT-J（イーサットジェイ）の3つの目的が、1つは、話すことに関する技能の習得状況の成果と課題を検証し指導のさらなる充実を図ること、2つ目が、都立高等学校入学者選抜において、中学校第3学年段階におけるスピーキングテストの結果を話すことに関する評価として活用すること、3つ目は、高等学校入学後、生徒一人一人に応じた4技能の総合的な指導の充実を生かすことであり、話す力を高めることを目的に導入する市のオンライン英会話での学習成果は、ESAT-J（イーサットジェイ）の機会においても大いに発揮できるものと考えております。

以上でございます。

○**7番（上林真佐恵君）** これから導入されるものですので、まだどういうものかも分かりません。具体的に分かる、見たわけではありませんし、導入に反対するものではないんですけども、やはり評価に関わることで、一対一の対話が苦手だったり気持ちが表しづらいお子さんにとって、これはつらい時間にならないように、話すこと、技能を磨くというよりは、やっぱり英語の楽しさ、それを追求するという、繰り返しですけども、そこを重視をしてやっていただきたいというふうに思います。

この項については以上です。

次に、小・中学校などの公共施設への生理用品の配置について、こちらも継続して毎回取り上げているんですけども、学校への意見聴取を行ったということですが、誰から意見を聞いたのか、またどのような意見があったのかお伺いします。

○**教育総務課長（斎藤謙二郎君）** 小・中学校への意見聴取につきましては、初めに校長会におきまして説明をし、その後、学校保健担当者である養護教諭等をメンバーとする会議におきまして意見を伺いました。意見につきましては、学校に置いてあるのであれば、家庭によってはそれを使いなさいとなる場合もある、他市ではかばんを持ってもらいに来る人もいたとの意見があり、大量に用意が必要であるとのことでした。また、設置するのであれば、細かく決めずに学校裁量でやらせてほしいという意見のほか、予算の考え方などについて意

見がありました。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） 学校に置いてあるんだからそれを使いなさいということでいいと思いますし、そういうためのものだと思いますし、かばんを持ってもらいに來る方がいるんだったら、その子は家庭で用意をしてもらえない子だというふうに思いますので、使うものだから置いていただきたいということは要望します。

それから、児童・生徒からはどのように意見を聞いていくのか伺います。

○教育総務課長（斎藤謙二郎君） 児童・生徒からの意見の聞き方についてでございますが、学校のほうから、設置するのであれば細かく決めず、学校裁量でやらせてほしいとの意見が多数でありましたことから、再度学校の担当者と調整したいと考えてございます。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） 管理については、お子さんが自分で補充するとかという方法もあると思いますし、あまりやはり市のほうで細かく決めないほうがいいのかというふうには、学校側の希望を聞いていただきたいというふうに思います。

それから、都立高校のトイレには既に設置がされているんですが、聞き取り等を行ったのかどうか伺います。

○教育総務課長（斎藤謙二郎君） 小・中学校との意見交換の中で、発達段階である小・中学校で学んだからこそ都立学校での設置がうまくいっているという意見もございまして、小・中学校と高校では意識などに違いがあることも考えられますことから、特に都立学校へは聞き取りは実施してございません。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） 発達段階、かなり違いますので、同じような運用とはならないとは思いますが、他の都立学校より先行して設置した都立新宿高校では、女子トイレ2か所に置いて、自由にお持ちくださいという、これニュースで見たものですが、置いたところ、どんどん利用が増えていったということでした。今では1日に10個以上使用されているということで、ここの学校の校長先生は、やっぱりトイレトペーパーのように備品として置いたことで気軽に使ってもらえたんじゃないかということをおっしゃっています。貧困によるものなのか、便利だから使ってくれているのかは分からないけれども、ニーズがあるということをおっしゃってました。

生理がある生徒にとって、これまでもここで何回もやっていますので、繰り返しませんけれども、必需品です。消耗品、必要なものだというふうに思います。だからこそ、全てのトイレに当たり前に必需品として置かれているトイレトペーパーと同様、自然に置いたということその校長先生はおっしゃっていました。

管理の仕方について、養護の先生としてはいろいろ心配あると思います。養護の先生も、体調が悪くなったり、けがをした子供のほかにも、保健室登校している子もいらっしゃると思いますし、場合によっては不登校のお子さんの家までお迎えに行ったりなど、そういう対応をしてくださっている養護の先生もいらっしゃいますし、やっぱり多忙だというふうに思いますので、管理の仕方などについて引き続き子供たちや保護者から意見を聞き取っていただいて検討を進めていただくことを要望いたします。

次に、④の教員の働き方のところですが、市長答弁では、全体として残業時間は減っているということでしたけれども、予算委員会で頂いた学校衛生運営委員会の資料では、家に持ち帰って仕事をしているという実態が幾つか書かれていました。

予算委員会のときもちょっと御紹介したんですが、改めましてちょっと言いますと、教員の学校滞在時間は

短縮されたが仕事の持ち帰りは増加しているという御意見や、タイムカードに残される勤務時間は減少したが持ち帰り業務は増加しているので実際の勤務時間が分からなくなった、仕事量の削減や人員の増加をしないと根本的解決にならないのではないか、またタイムカードに時間が反映しないよう勤務している教員が多い、仕事量を減らす、人員を増加する、1学級の児童数を減らす、ティームティーチャーを増やす等の対応をしてほしいということや、時間外勤務が45時間以上で校長との面談、80時間以上で参事との面談に、そういう決まりになっているので、それにかからないよう調整している教員がいるということで、なかなかやっぱり業務量が多くて本当に大変だなというふうに思うんですけども、この点、市としてどのように対応するのか伺います。

○教育部参事（小野隆一君） 持ち帰り業務については、本来業務の持ち帰りを行わないことが原則であり、上限時間を遵守するためだけに自宅等に持ち帰って業務を行う時間が増加することは厳に避けなくてはなりません。

市の対応につきましては、持ち帰り業務の実態がある場合には、その実態把握に努めるよう校長会等において指導を行ってまいります。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） もうとにかく業務が多いということだと思います。それから、この長時間労働の要因として、業務量が多過ぎるということもあるんですが、その業務をやる時間がないということも挙げられると思います。当市において、一人の教員が1日に受け持つ授業数、これ何こまになるのか伺います。

○教育部参事（小野隆一君） 教員勤務実態調査、令和4年度の集計、速報値であります。小学校教員の1週間当たりの平均こま数が23.9こまということで、1日に換算しますと4.8こまになります。中学校は18.1こまです。1日に換算しますと3.6こまというふうになっております。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） 市としては把握はされていないということだと思うんですが、私もこの同じ教員勤務実態調査見ましたけれども、小学校で21から25こま以上41%、26こま以上が32.2%、合計73.2%という数字になっていて、中学校だと21から25こまが17.8%、26こま以上が1.9%ということでかなり下がるんですけども、結構教科によってばらつきがあるということも伺いました。

先ほどちょっと御紹介させていただいた衛生委員会の報告書を見ても、高校並みの授業時数にすれば教員数が増加することになるという意見もありました。日本共産党として、2018年に教職員を増やし、異常な長時間労働の是正をという提言を行っているんですけども、やはり1日の授業数の上限、これは4こまということを目安に定めて、それに必要な教員定数を増やすということを提言をしています。2こま授業のない時間があれば、授業準備や採点、また打合せ等の時間を確保できるのではということです。

長時間労働を減らすには、この授業負担の見直しということと、また業務の見直し、必要だというふうに思うんですが、その点について……、ごめんなさい、これは認識は結構です、必要だというふうに思います。

それから、国においては教職員給与特別措置法の改正について議論がされています。これはどのような法律なのか、どのような議論がされているのか伺います。

○教育部参事（小野隆一君） 教員の勤務対応の特殊性を踏まえまして、公立学校の教員について、時間外勤務手当や休日勤務手当を支給しない代わりに給料月額4%に相当する教職調整額を支給することを定めた法律であります。本法律が施行されてから50年以上が経過し、教員の長時間労働の実態と制度が乖離していることについて、国は有識者会議を設け議論を進めているところであると認識しております。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） 公立学校の教員には残業代を支給しないという、そういう制度だというふうに思うんですが、これが長時間労働の要因の一つになっているというふうに思います。

それから、変形労働時間制について、以前も議会の中で取り上げたことがありますけれども、これ、繁忙期と閑散期というのを分けて、繁忙期には1日10時間労働までを可能とするという制度で、長時間労働を悪化させるとして、当事者の教員だけではなく、公立小・中学校……、市区町村の教育長も42.2%が導入に反対しているという制度なんですけれども、これは当市において導入の検討があるのかなのか、その点をお伺いします。

○教育部参事（小野隆一君） 市としましては、現段階におきまして本制度の導入については検討しておりません。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） こういう長時間労働が結局教員不足ということにもつながっていると思いますが、全国や都内の状況がどうなのか、また当市の状況がどうなのか、また教員不足の要因、私は長時間労働だというふうに思いますけれども、市としてどのように認識をしているのか伺います。

○教育部参事（小野隆一君） 全国の状況についてでございますが、令和4年1月に文部科学省が公表しました教師不足に関する実態調査におきまして、令和3年度始業日時点におきましては、小・中学校の欠員合計は2,086人でありました。東京都の状況についてですが、令和5年度始業日時点で約80人の欠員が生じております。市の状況につきましては、今年度、小学校2校において、本来学級担任ではない加配教員を学級担任として対応しているところであります。

また、教員不足の要因についてですが、国のアンケート調査等によりますと、産休・育休取得者数、特別支援学級数、病休者数、退職者数が見込みより増加している等が挙げられております。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） 私は本当に長時間労働、これに尽きるんじゃないかなというふうに思っていますが、この教員の働き方、やはり抜本的に改善をするには教員を大幅に増やす以外にないというふうに思います。この点についての御認識を伺います。

○教育部参事（小野隆一君） 教員の働き方改革については、時間外勤務は改善傾向にあり、これまでの取組の成果は着実に出ております。一方、依然として長時間勤務の教職員もおり、取組を加速させていく必要があります。

引き続き、教職員の定数の改善や支援スタッフの充実、部活動の見直し、学校デジタル・トランスフォーメーションの推進、好事例の展開等、様々な取組を総合的に推進してまいります。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） 部活動の負担軽減ですとか、今参事から御紹介いただいたような取組を市としてもすぐ努力をされているということは承知しております。

先ほど御紹介させていただいた学校衛生委員会のこの報告なんかを見ても、これ本当に重要な取組で、教員から本当に率直な意見や要望が寄せられていまして、本当に重要だなと思いますし、また参事のほうから、この報告書を見ますと、改善すべきところがあれば、以前断られたからと諦めずに、これ学校の設備に関することですけれども、写真等も使って説明したものを提出してほしいと、何でも言ってほしいというような、そういうことをおっしゃっておられて、私は本当に先生方と信頼関係ができていっているのかなというふうに思います。

ただ、やっぱりそれを、市でも一生懸命頑張っていたいただいているけれども、やっぱり国の制度が本当にこういう長時間労働をなかなか解消できないような制度になっているということに本当に大きな問題があるというふうに思います。この場でも何度も要望していますが、国の制度として少人数学級をさらに進めることや、教員の数を抜本的に増やす、授業負担を減らしていくということがやっぱり必要で、これ自治体の皆さんからも、この学校現場の実態を本当に国に突きつけて強く訴えていただきたいというふうに思いますし、市のほうでも引き続き業務の削減についてや、現場の先生方から丁寧に意見、御要望を伺っていただきたいというふうに思います。

市としても独自に少人数学級を進めてほしいということも要望しました。引き続き、本当に先生方、限界をもう超えているんじゃないかなと私は思っていますので、引き続き取組を求めます。

次に、子供の権利が保障される学校教育の課題についてですけれども、子どもの権利条約、日本が批准して何年になるのか、当市の学校教育の場で子供の権利が保障されているのかどうか、この点についての御認識を伺います。

○指導担当課長（菅野恭子君） 子どもの権利条約であります、日本が批准したのが1994年になりますので、今年2023年で29年になります。

また、学校教育における子供の権利の保障についてであります、日々の学校生活を行う上で、学級経営の視点として、一人一人の子供の個性や能力が発揮できる場を設定し、学級の一員として認められているという実感を味わえるようにすることや、子供同士、相互に人権を尊重し支え合う人間関係を基盤として、意欲的に生活できるよう、教育環境を整備したりしながら取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） 30年近くたっているということで、今答弁いただいたような子供同士、相互に人権を尊重し支え合っていく、本当にそういう理念が大事だというふうに思うんですが、一方で締約国が条約で約束された義務をきちんと果たしているかどうかを審査する独立機関である国連・子どもの権利委員会からは、これまで4回にわたって勧告を受けています。特に学校教育に関することではどのような課題が指摘されているのか伺います。

○指導担当課長（菅野恭子君） 2019年の権利委員会の勧告については、差別の禁止、子供の意見の尊重、体罰、家庭環境を奪われた子供、リプロダクティブ・ヘルス及び精神保健並びに少年司法が挙げられております。

学校教育においても、令和4年6月にこども基本法が成立したことを受け、子供の人権擁護や意見を表明する機会の確保等が法律上に位置づけられていることから、子供たちの健全な成長や自立を促すためには、子供たちが意見を述べたり、他者との対話や議論を通じて考える機会を持つことは重要であると認識しております。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） 子どもの権利委員会からの勧告もちょっと御紹介させていただきたいんですが、これまず1998年、主たる懸念事項として、過度に競争的な教育制度によるストレスにさらされ、かつその結果として余暇、身体的活動及び休息を欠くに至っており、子供が発達のゆがみを来していることを懸念する本委員会は、さらに学校嫌いの数が看過できない数に上っていることを懸念するという、これ25年前の勧告です。

次に2004年では、教育、余暇及び文化的活動という項目に対する勧告として、教育制度の過度に競争的な性格が子供の肉体的及び精神的な健康に否定的な影響を及ぼし、かつ子供が最大限可能なまでに発達することを妨げていることということが19年前の勧告です。

さらに2010年、教育、余暇及び文化的活動への勧告として、高度に競争主義的な学校環境が就学年齢にある子供の間のいじめ、精神的障害、不登校、登校拒否、中退及び自殺の原因となることを懸念する、これが13年前です。

最新のものとしては、2019年に、教育、余暇及び文化的活動の項目で、あまりにも競争的な制度を含むストレスフルな学校環境から子供を解放することを目的とする措置を強化することという勧告がされています。この2019年のときには、一般原則、生命・生存及び発達に関する権利というこの一般原則の中でも、社会の競争的な性格により子供時代と発達が害されることなく、子供がその子供時代を享受することを確保するための措置を取るということという勧告がされています。

これ、こうした勧告されているということを市は認識されているのか伺います。

○指導担当課長（菅野恭子君） 本勧告につきましては公に公開されていることから、承知しております。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） 国全体の学校教育に関する勧告だというふうに私も理解しております。

この子どもの権利委員会の勧告に対する論文をちょっと見たんですけども、「国連子どもの権利委員会の「最終所見」にみる日本の子どもの健康課題の特徴」という日本体育大学の野井真吾さんという方が書いた論文なんですけれども、これによると、この2019年の政府報告書に対する市民、NGOの代替報告書というのがあるんですけども、これでは、これを見ると、子供の健康状態、検査をしたところ、集中力が持続せず落ち着かない不活発型の子が特に男子で増加していることや、感情を抑える傾向にある抑制型の子供が男女ともに存在すること、また比較として中国の子供に対して日本の子供の交感神経が過剰反応を示す様子が報告されているということです。これらは通常、虐待を受けている子供に現れる身体症状ということですが、これらの調査はふだん学校に通っている、健康と思われている子供たちに行われたものだということで、この2019年の勧告について、この先生は、このような指摘は従前の教育制度の問題が社会全体の問題にまで拡大していること並びに発達のゆがみだけでなく子供時代の剥奪にも踏み込んでいることから、これまで以上に深刻な懸念と勧告と理解できるというふうにこの論文の中で言っています。

この過去4回の勧告の中で、いずれも日本の学校教育や社会そのものがあまりに競争的であり、子供の生存や発達が脅かされているということが指摘されているわけなんですけれども、こうした勧告に対し市がどのように受け止めているのか、また当市の学校教育がこうした勧告と照らし合わせてどうなのか御認識を伺います。

○指導担当課長（菅野恭子君） このような勧告に対し市がどのように受け止めているかについては、当市におきましては、教育の中立性の確保の観点から、小・中学校における人権教育の推進に向けては、東京都教育委員会が作成しております人権教育プログラムを活用し、教員に対して人権に関する研修を行っております。

東京都の学校教育では、人権尊重の理念を広く社会に定着させ、あらゆる偏見や差別をなくすため、国が策定した人権教育啓発に関する基本計画を踏まえるとともに、東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例、東京都人権施策推進指針などに基づき人権教育を推進しております。

なお、東京都では、子供たちが知性、感性、道徳心や体力を育み、人間性豊かに成長することを願い、次に挙げる3点の育成に向けた教育を重視しております。第1に、互いの人格を尊重し、思いやりと規範意識のある人間、第2に、社会の一員として社会に貢献しようとする人間、第3に、自ら学び考え行動する個性と創造力豊かな人間であります。また、学校教育及び社会教育を充実し、誰もが生涯を通じ、あらゆる場面で学び、



支え合うことができる社会の実現を目指しております。

各学校においては、教育活動全体を通して組織的・計画的に人権教育を推進するため、全ての教員が人権感覚を磨くとともに、様々な人権課題についての理解と認識を深め、幼児、児童・生徒の実態や発達の段階に応じて関連的・系統的な指導を展開するため、工夫しながら教育活動を行っているところでございます。

以上であります。

○7番（上林真佐恵君） 市としても、人権教育、高い理念を持っていろいろ取組を進めていらっしゃると思うんですが、これも先ほどの教員のところもそうですけど、やはりその国の教育制度の在り方ということは、非常にそこに原因があるのかなというふうには思っています。

子供の自殺が増えているということで、議会の中でも私も何度も御紹介しているんですけども、2020年には過去最多の499人、2022年、昨年は514人でやはり過去最多を更新したということで、これもこの場で紹介するの多分3回目ぐらいなんですけど、厚生労働大臣指定法人いのち支える自殺対策推進センターの調査によれば、ネット上で学校に行きたくないという検索が増えた後に子供の自殺が増えたということで、その関連性が判明したということが報道でもされていました。

先ほど、子どもの権利委員会の勧告の中で学校嫌いという言葉があったんですけども、これ原文だとスクールフォビア、恐怖症という言い方を書かれていまして、やっぱり学校だけでなく社会全体が本当に競争的で、自治体間、自治体すら生き残りをかけて競争しなきゃいけないというような、そういう性格が今の社会にすごくあるというふうに思いますし、学校教育の在り方、やっぱりこれを変えていく、子供の権利が本当に保障された学校教育に変えていく必要があるというふうに思うんですけども、この市内の小・中学校の先生方や子供自身が子どもの権利条約、どういう内容なのかということや、またこうした勧告があるというようなことを理解して、学校教育どうなのかと、どういうふうにしていったらいいのかというようなことを考え議論するということが大事だと思うんですけども、その必要性についての御認識を伺います。

○指導担当課長（菅野恭子君） 教員は児童・生徒の実態を把握し、適切かつ効果的な学習を進める上でも、子ども基本法をはじめ、児童・生徒と関わる上で必要な内容を理解することは大切であると考えます。

また、子供自身も、未来の社会をつくる人材として、自らが主体的に考え取り組むことが大切であり、自分の考えなどを表現することの重要性について理解することも大切であると考えております。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） 国全体の問題だし、国の教育制度の問題だというふうに思うんですが、そうした中で市が何をやっていけるのかということがあるんだと思うんですが、私はやっぱりまだ子供の権利ということの理解が30年ぐらい批准してたっていてもまだまだ進んでいないのかなということも思います。

この市内の小・中学校の先生方の子供の権利に関する理解度、どの程度と考えているのか伺います。その点だけ伺います、理解度について。

○指導担当課長（菅野恭子君） 市内小・中学校の教員の子供の権利に関する理解度につきましては、現段階において具体的な調査を行っておりませんので、具体的な割合については把握しておりませんが、児童の権利も含む人権教育は重要な教育課題であります。教員研修の内容としまして、初任者研修以外にも、若手教員研修や、各学校において中心となって生活指導を行う生活指導担当者、中心となって人権教育を行う人権教育担当者など、定期的な研修の中で、東京都教育委員会が作成しております人権教育プログラムを使用しながら、具体的な事例等について理解を深めております。

また、この人権教育プログラムには、喫緊の教育課題の事例として子供という項目があります。また付随して、児童の権利に関する条約、抜粋であります。そういったもの、こども基本法、東京都こども基本条例などが掲載されており、人権を意識した指導などにも説明において意識されております。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） 市としても重要な課題ということで認識されているということは本当によく分かるんですが、また実態がなかなか理解など追いついていないという、教員の皆さん本当にお忙しいということもあると思うんですけれども、セーブ・ザ・チルドレン・ジャパンというところが「学校生活と子どもの権利に関する教員向けアンケート調査」というのを2022年3月に行っているんですけれども、これによると、やっぱり子供の権利ということについて名前だけは知っている、全く知らないという教員の方も3割いらっしゃると。子供が何歳であっても自分に関わりのあることに意見を表明できるということですか、子供は遊んだり休んだりする権利を持っているという、そういうことへの理解がまだまだ進んでいない、これを理解されていない方が4割程度いらっしゃったということが分かっています。やっぱりこの子どもの権利についての理解、本当に深めていくということが必要だというふうに思います。

これまで校則についても取り上げてきましたし、一般質問の中で、赤ちゃんであっても意見を表明する権利があるということだとか、校則についても子供たちの意見をきちんと示しながら見直しをしていくということが必要だということ求めてきたわけなんですけれども、今回はその競争的な側面ということについて取り上げました。

学校教育や社会全体が本当に競争的であるという、それは間違いないというふうに思うんですね。やっぱりテストもありますし、テストは自分の理解度を知るものであるとは思いますが、やっぱり思春期の子供たちにとって、人と比べざるを得ないと思いますし、やっぱりそういう競争的な性格が子供の発達や生命すら脅かしているという、そういう実態がやはり日本のこの教育の中にあるというふうに思います。

教員の働き方では、長時間労働も本当に深刻な状態で、それが教員不足も生んでいるということも分かりますし、子供にとっても、教員にとっても、学校が本当に苦しい場所になってしまっているという、これは本当に深刻であって、私はこの学校の在り方、本当に変えなくてはいけないというふうに思います。

そういう中で、市が何をできるかということだと思うんですけれども、以前にも校則をなくした公立の中学校、世田谷区立桜丘中学校の取組、御紹介しました。千代田区立麴町中学校では、テスト、中間、期末をなくして、宿題や固定担任制、また服装、頭髪指導などもやめたという、そういう取組もされています。もちろん学校の校長先生の考え方や先生方の考え方というものもありますので、それを押し付けるということではないんですけれども、やっぱり子供の権利が本当に保障される学校教育を実現するために何ができるのかということは、やっぱり生徒たちも、子供たちも巻き込んで、教員、生徒、そして市の教育委員会の皆さんと私も引き続き考えていきたいというふうに思います。また取り上げたいというふうに思います。

この項目については以上です。

○副議長（大后治雄君） ここで10分間休憩いたします。

午後 3時49分 休憩

---

午後 3時59分 開議

○副議長（大后治雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○7番（上林真佐恵君） それでは、ひきこもりの支援のところに移ります。

こちらも継続して取り上げています。3月議会での御答弁では、市の基本的な支援の立場として、当事者の方々の声に耳を傾け、当事者の方々が自分がやりたいことを見つけ、安心・安全な環境の下で居場所を見つけ、孤立せずに誰かとつながり生きていけるような支援体制、また当事者の家族も支えていける支援体制を構築していくことが必要であると、そういう御答弁でした。本当に家族の方も支えていくという立場を示していただいて、家族の皆様も本当に安心しておられるのではないかなというふうに思います。

先日行われました東大和武蔵村山社会福祉士の主催のひきこもりの講演会にも参加させていただいたんですが、ここでの指摘として、日本は家族責任が強過ぎるということが言われていました。基本的には親の養育義務というのは子供が成人するまでだと思んですけども、実際にひきこもり状態になっているお子さんの相談で行政に行ったときに、親の責任だというような、こういうことを言われたというような体験談もありますし、やっぱり社会が、行政が支えていくという、そういうメッセージを発し続けるということが大事だと思います。

ただやっぱり言うまでもなく、親は、子供がひきこもり状態になっていけば本当に気が気じゃないですし、自分が亡き後、我が子が一人で生きていけるのかというのは本当に私はこれは切実な親の思いだというふうに思います。

そういうことがありますので、やっぱり市が当事者の方だけでなく家族も支えていくという立場で支援を行うことを本当に私も心強く思っています。

令和5年度の取組として実態調査、まず伺いますけれども……、ごめんなさい、実態調査、これ、伺いますすみません。

○福祉推進課長（山田茂人君） 実態調査の進捗状況につきましては、現在庁内におきまして選定委員会を近日中に開催予定としております。その後、ホームページにてプロポーザル方式による公募を行いまして、審査により事業者を選定いたしまして、10月から11月にかけて郵送による調査を行う予定でございます。そして今年度中に報告書を取りまとめる予定としております。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） それから、ひきこもり支援コーディネーターが配置されるということですが、いつから配置されるのか、資格の有無や、専用の面談室が設置されるのか、専用の電話回線や相談用のメールアドレスなどがあるのかなど準備状況を伺います。

○福祉推進課長（山田茂人君） 専用の電話回線や相談用のメールアドレスは7月初旬より用意する予定でございます。

ひきこもり支援コーディネーターは7月の初旬の配置を予定しておりまして、準備を進めてございます。

資格につきましては、精神保健福祉士あるいは社会福祉士など仕様書の要件を満たす有資格者を配置する予定としております。また、相談室を設ける予定でございます。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） 相談室についてはぜひ専用のものにしていただきたいというふうに思うんですが、その点どのようになるのかお伺いします。

○福祉推進課長（山田茂人君） 相談室につきましては、現在のところ兼用にて数か所を予定しておりますが、ある一定の期間たちましたら、専用の面接室を設置する予定でございます。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） 当事者の方にとって、ここまで来るということもとてもハードル高いと思いますけれども、やっぱりほかの方が兼用ということでなくて、やっぱり専用のという面談室をぜひ設置していただきたいというふうに思います。

それから、今後の人員体制の拡充についてはどのように考えているのか伺います。

○福祉推進課長（山田茂人君） 今後の人員体制の拡充につきましては、将来的には相談支援体制のさらなる充実を目指しつつ、今年度の相談支援や実態調査等の状況も鑑み、研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） すぐにはということも難しいかもしれませんが、やっぱりこちらも状況に応じて、相談者の人数とかに応じて体制を整えていただきたいと思いますというふうに思います。

次に、他の自治体の取組についてですが、ちょっと私からも何点か御紹介したいと思っていたんですが、ちょっと時間がなくなりましたので1つだけ、東久留米のこれ、市が作ったというよりはひきこもりの団体のUX会議の方々が東久留米市に協力をいただいて作った地域資源ネットワークという、こういう冊子なんですけど、これちょっと大きさはかなり大きいんですが、これを見ますと、どこに相談したらいいとか、ちょっと就労について興味があったらこういうところに連絡を取ったらいいとか、そういう家族の方や当事者の方が居場所についてもふらっと行ってみる場所があったりとか、東久留米市内だけではなくて、東京都内のいろいろなその方の要望に応じていろんなものが一つのまとまりのパフレットになっているようなものです。こうしたものなんかも本当に今、ひきこもりの支援、いろんな自治体で様々な取組あるというふうに思いますので、市のほうでも色々見ていただいているというふうに思うんですけども、引き続き他の自治体のこうした状況なんかも見て参考にさせていただきたいというふうに思います。

次に、今後の課題のところですが、市が当事者の方に寄り添って、当事者の望む支援体制だけではなくて、家族のことも同様に支えていく体制を構築しようとしている、これもすごい大事なことだと思うんですけども、やっぱりこういう取組がまだまだ知られていない、当事者の方にも家族の方にもまだまだ知られていないというふうに思います。やっぱりひきこもりという状態に対する偏見もあるというふうに思います。

こうした立場に立って当事者や家族の声を丁寧に聞き取り、具体的な支援体制、強化して欲しいというふうに思うんですが、その点どのように進めていくのか伺います。

○地域福祉部長（伊野宮 崇君） ひきこもりの方あるいはその御家族の方が抱える課題に対応するためには、まず当事者のほうから助けてほしいと、こういう声を上げられるようにすることが大切であると、このように考えております。

将来的には、就労その他の社会参加という選択肢を用意して、それを自発的に選択していただくことが理想だというふうに考えておりますけれども、まず人とのつながりを回復することが大切であり、支援を求める声を発信できる環境を整備することが重要であるというふうに考えております。私ども、専門職による相談窓口を設ける準備をしておりますし、それから先ほど御答弁いたしました実態調査も準備中でございますけれども、こうした当事者の声を聞くためのこうした取組は、当事者の声を聞くための第一歩でございます。

その上で、先ほど……、失礼、人とのつながりを続ける伴走型支援に向けて、行政のみならず多様な機関が連携する体制を構築し、また地域にも働きかけて、課題を抱えた方を受け入れる地域づくり、これも進めて当事者を支えていきたいと、このように考えております。

以上です。

○7番（上林真佐恵君） この実態調査は全世界帯ということですので、市が当事者と家族を支えていきますよという、そういうメッセージがこの実態調査からも伝わるように、家族だけで悩まないで、行政を頼ってくださいって、そういうメッセージが伝えていけるような、そういう実態調査になるというふうにしていきたいということを求めます。

この項については以上です。

次に、18歳までの医療費助成のところですが、事業の詳細ですとかスケジュール等はこれまでの答弁で理解をしたところではあります。

会派として2014年に取り上げて以来、繰り返し議会でも求めてきました。この3月の予算委員会の中では、東京都の制度として4月からスタートしたわけですが、3月の予算委員会の中では所得制限、窓口負担撤廃をする予算組替提案も行ったところではあります。

ただ、この財源についてお伺いしたいんですが、狭山保育園の段階的廃園、これで減額分を財源として充てていくという御答弁あったわけなんですが、子供のための予算を別の子供の予算を削ることによりつくるといいうやり方は、私は保護者の間に分断を招くということになるのではないかと思います、その点についての御認識を伺います。

○子育て支援課長（新海隆弘君） 市立狭山保育園では受入園児の年齢を段階的に縮小していることから、会計年度任用職員や派遣保育士等に関わる経費の減額分につきまして無償化の一部に充てることを考えております。あくまでも受入園児の年齢の段階的な縮小による経費の減額分であり、現在市立狭山保育園を利用している子供たちのサービス低下を伴う転用ではございません。減額分となった予算を必要な子育て支援施策に充てていくという考えの下、引き続き財源の確保に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○7番（上林真佐恵君） これ18歳医療費のことですので、狭山保育園のことについては質問しませんけども、一言申し上げさせていただきたいと思います。

サービス低下を伴う転用ではないということですが、段階的廃園自体が集団での育ちや異年齢での育ち合いの機会を奪っているというふうには私は思います。党会派としても18歳の医療費完全無償化ということで、ずっと繰り返し求めてきましたので、これ本当によく実現ということで本当にうれしいと思っているんですけども、このよいことをやる代わりにほかのサービスを削るといいうやり方は、私はやっぱり市民の分断を招くというふうには思いますので、考え直していただきたいということを要望します。

あと、この18歳の医療費の完全無償化、来年度中には整備が整うというふうな御答弁ありましたけれども、こちらにも一日も早い実現を求めたいというふうには思います。

この項は以上です。

次に、立川飛行場へのオスプレイの飛来についてお伺いします。

まず、市民生活に与える影響についてなんですが、オスプレイの安全性に対する市の御認識を伺います。

○企画政策課長（荒井亮二君） オスプレイの安全性についてでございます。

防衛省からは、国といたしまして安全な機体であることを確認していることや、また運用管理に当たりましては、教育訓練や飛行訓練前後の機体の点検・整備等、十分な事故防止対策を講じ、航空機の飛行の安全、航空機事故等の未然防止に努めているとの説明を受けてございます。しかしながら、これまで米軍のオスプレイ

の事故等が発生していることなどを踏まえ、市民の皆様の安全・安心や生活環境への十分な配慮が必要であると考えてございます。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） 市民の皆さんが不安に思うのは当然だと思うんですが、これまでオスプレイの事故にはどのようなものがあつたのか伺います。

○企画政策課長（荒井亮二君） こちらは、米軍のオスプレイの事故というところになってしまいますが、防衛省のホームページに公表されている情報を見ますと、例えば平成29年8月のオーストラリアでの着陸時の事故ですとか、また平成29年9月の沖縄県での海上への不時着水などがございます。また、最近の報道の情報を見ますと、令和4年3月のノルウェーでの墜落事故や、同年令和4年の6月のアメリカ・カリフォルニアでの墜落事故などがございます。

なお、陸上自衛隊のオスプレイにつきましては事故等の情報はございません。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） 今米軍オスプレイの事故についての御答弁でしたけれども、この自衛隊のオスプレイと何か構造など違いはあるのかどうか伺います。

○企画政策課長（荒井亮二君） 米軍のオスプレイと陸上自衛隊のオスプレイの違いにつきましてでございますが、機体構造上は同一というふうに説明を受けてございますが、それぞれの国におけます運用目的等によりまして仕様等の違いがあるものと考えてございます。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） 一応この防衛省の説明では、事前に決められた経路を飛来するということだと思うんですが、これ東大和市のどの辺りに含まれているのか伺います。

○企画政策課長（荒井亮二君） 防衛省の説明によりますと、東大和市の経路というところでございますが、こちら場周経路という言い方をしてございまして、オスプレイに限らず他の飛行機が全て立川飛行場に離着陸する際には同じ経路を使うと言われてございます。

具体的には本市の場合は、西武拝島線の付近を玉川上水駅から東大和市駅付近まで東西に通るルートが説明ではうかがえるところでございます。この辺りが市の上空では該当する箇所だというふうに捉えてございます。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） 今御説明聞くと、この場周経路そのものが住宅密集地だというふうに思います。

この市の対応についてなんですけれども、オスプレイの飛行モードの中でも不安定になるとされる転換モードでの飛行について、立川市が12月28日に北関東防衛局に要請を行っています。その後1月20日には周辺8市で要請を行っています。情報提供も頂いているところではありますが、要請と回答の内容について改めて伺います。

○企画政策課長（荒井亮二君） 初めに立川市の要請について申し上げます。

令和4年12月28日に立川市が単独で要請した中で、御質問にもありますその飛行モードに関する部分の要請につきましては、1点目が、市街地上空において回転翼モードや転換モードでの飛行を必要最小限にすること、また転換モードで飛行する範囲を示し、理由を説明することの要請内容でございました。

そのことに対します北関東防衛局の口頭での回答についてでございますが、まず陸上自衛隊のオスプレイについても、他の航空機と同様に立川飛行場の場周経路を使用し離着陸を行います。その場周経路での飛行につ

いては、離陸後の加速時や着陸前の減速時のみ転換モードで飛行しますが、基本的にはこれ以外に転換モードでの飛行を行う予定はありません。また、陸上自衛隊のオスプレイが場周経路上において転換モードで飛行する場合があります、離陸及び着陸を最も安全・確実に実施できるタイミングでモード転換を行います。具体的な転換モードへの切替え地点については、気象状況などの影響を受けるため、あらかじめお答えすることは困難ですとの内容が立川市に対する口頭での回答でございました。

また、1月20日に8市で要請した内容、そしてまたその際に北関東防衛局側から受けた回答につきましては、先ほどの立川市の要請内容及び回答とほぼ同じであったところでございます。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） 場周経路での飛行については、離陸後の加速時や着陸前の減速時のみ転換モードで飛行しますが、基本的にはこれ以外に転換モードでの飛行を行う予定はありませんとされましたけれども、3月28日に2度目の飛来の際には、場周経路以外での市街地上空で回転翼モードや転換モードで飛行していたという市民の目撃情報がありまして、周辺自治体から再度3月30日付で要請を行っているかと思えます。こちらについても改めて内容と回答、どのようなものだったか伺います。

○企画政策課長（荒井亮二君） 3月30日の要請の内容についてでございますが、まず8市で要請した内容としたしましては、場周経路以外の市街地上空において回転翼モードや転換モードでの飛行をしたのであれば、その理由を説明すること、また場周経路以外での市街地上空での回転翼モードや転換モードでの飛行を行わないようにするとともに、場周経路内でも市街地上空での回転翼モードや転換モードでの飛行を必要最小限にすることなどにつきまして要請を行ったところでございます。

そのことに対します北関東防衛局の口頭での回答につきましては、3月28日に立川飛行場で実施した訓練は、計器航法訓練及び離着陸訓練です。計器航法訓練は有視界飛行方式とは異なり、レーダーの誘導に従って最も安全に実施できると考えられるタイミングで固定翼モードでの飛行からモードの転換を経て、回転翼モードで滑走路に着陸しました。その上で、基本的には離陸後の加速時や着陸前の減速時のみモード転換を行い、通常は回転翼モードまたは固定翼モードで飛行いたします。今回の飛行についても、これまで説明した内容に沿って行われたものと承知していますが、当局としては、陸上自衛隊木更津駐屯地の第1ヘリコプター団及び立川駐屯地に対しまして、周辺住民の皆様への影響に配慮いたしました運用を引き続き行うよう求めてまいりますとの回答でございました。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） すみません、詳しい御答弁ありがとうございます。

つまり3月28日の飛来の際に場周経路以外での市街地上空で転換モードの飛行があったということなのかお伺いします。

○企画政策課長（荒井亮二君） 3月28日の飛行につきましては、先ほどの周辺8市からの要請及びそれに対する北関東防衛局からの回答以外に説明や情報提供を受けてございませんので、場周経路以外の市街地上空での転換モードでの飛行があったかどうかにつきましては確認できてございません。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） 4月24日の参議院決算委員会で我が党の国会議員が取り上げています。この国会答弁でもしていたということが分かったわけで、また5月16日に周辺8市の市議会議員の皆さんと防衛省に伺いまして、聞き取りなども、私も参加していたんですけれども、していたということだったというふうに思います。

さらに、その後4月5日に再度飛来しているわけですが、申し訳ないんですが、またこの後4月27日にも周辺8市で要請されていると思いますので、その内容と回答をお伺いいたします。

○企画政策課長（荒井亮二君） 4月27日に行いました要請につきましては、4月5日の飛来に際しまして、まず要請内容といたしましては、陸上自衛隊のオスプレイが場周経路以外の市街地上空を回転翼モードで飛行したのであればその理由を説明すること、また場周経路以外の市街地上空で回転翼モードや転換モードでの飛行は原則行わないことについて要請を行いました。

その北関東防衛局からの口頭の回答についてでございます。

陸上自衛隊のオスプレイに限らず、自衛隊機が有視界飛行方式で飛行場滑走路に離着陸を実施する場合には場周経路を使用しますが、計器飛行の場合は必ずしも場周経路を使用するわけではありません。また、雲や雨などで視界が妨げられる気象条件下においては、地上物標、こちらは目印という意味でございますが、そちらを利用して航空機の位置及び針路等確認することができないことから、航空機の姿勢、高度、位置及び針路の測定を計器のみに依存する計器飛行を行うこととなります。その上で、陸上自衛隊のオスプレイが4月5日に立川飛行場において実施した訓練は、この計器航法訓練も行っており、操縦士は管制官のレーダー誘導に従って最も安全に実施できると考えられるタイミングで固定翼モードでの飛行からモードの転換を経て回転翼モードで滑走路に着陸したものです。そして、有視界飛行も、計器飛行も、ともに訓練を行うことは重要なことであり、防衛省・自衛隊としては地元の要請も踏まえ、今後とも周辺住民の皆様への影響に配慮した運用に努めてまいりますとの回答でございました。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） この計器訓練——その誘導だけに従って目視をしないでやる訓練ということ、これも本当に大丈夫かなというふうに思うわけですが、この事前の説明と違うことが行われたということに対して市がどのように受け止めているのか、また今後どのように対応するのか伺います。

○企画政策課長（荒井亮二君） これまでの説明の内容に合わないことが生じた場合におきましては、その理由等を確認していくことのほか、必要に応じて対策を求めていくことが必要であると考えてございます。

周辺自治体の住民の皆様への不安解消に向けましては、引き続き周辺8市で連携を取りながら必要な対応を行ってまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） 周辺8市の自治体としては、きっぱり場周経路以外での市街地上空での回転翼モードや転換モードを行わないようにということと求めていると思いますし、これは住民の不安からすれば本当に当然のことだというふうに思うんですけれども、やっぱり、市も同じ気持ちでいらっしゃると思うんですが、この市街地の上空でやっぱりこういう事故をたくさん起こしているオスプレイがこうした訓練を行うということ、危険な訓練を行うということ自体が私は本来あり得ないというふうに思いますし、訓練そのものが危険であれば、本当に本末転倒ではないかというふうに考えますけれども、その点についての御認識を伺います。

○企画政策課長（荒井亮二君） 訓練の実施に当たりましては、事前の説明の内容のとおり実施していくこと、また安全対策の徹底を図ることが必要であるというふうに考えてございます。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） 本当に市として当然のことを言っていたらというふうに思うんですけれども、



3月30日の要請では、周辺住民の不安解消に向け、立川飛行場での陸上自衛隊V-22オスプレイ飛来訓練の必要性及び安全性に関して、国の責任において丁寧な説明を行ってくださいという要請を行っています。先ほどから聞いてると、防衛省から口頭で回答が来てるということは、これは直接8市に、東大和市にも直接口頭で説明があったということなのかお伺いしたいのと、それから市として国の説明が十分であると考えているのか、その点お伺いします。

○企画政策課長（荒井亮二君） これまでの周辺8市によります要請、またその口頭での説明ということでは、実際に要請活動に各市の担当者参りまして、要請行為、そしてその場での口頭での説明を受けて当市も参加しているものがございます。その際、先ほどの防衛省の説明ということでは、陸上自衛隊において各種SNSですとか動画を活用した情報発信を行っておりまして、防衛省のホームページでもその安全性について関係する動画、関連資料を掲載いたしまして理解を深めていただけるよう努めているという内容でございました。

こういったところにつきましては、引き続き周辺自治体の住民の皆様方の不安の解消に向けまして、引き続き防衛省等からの丁寧な説明が必要であるというふうに考えてございます。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） 市民の皆さんは、当然自治体の皆さんにどうなってるんだということを伺うでしょうし、ただ自治体の皆さんも防衛省ほど情報を当然持っていないわけで、本当にこれは私は国としてきちんと防衛省が説明するべきだというふうに、住民説明会を開くべきだというふうに思っています。

5月16日、先ほども申し上げましたけど、防衛省に直接聞き取りをした際には、やっぱり最低限住民説明会を開いて、住民の不安の声に向き合うべきだということを求めました。市街地の上空で危険な訓練を行うこと自体、本来あり得ないとしつつ、最低限やるのであれば、住民説明会を開いてほしいということで要望もしたわけですけども、その際、担当者の方は持ち帰って相談したいというふうにも答えていただいたんですけども、市としてもやはりきちんと住民の不安に向き合ってほしいということを引き続き求めていただきたいというふうに思いますし、やっぱり先ほど申し上げたように、場周経路そのものが住宅密集地ですので、やはりオスプレイの飛来中止してほしいという、それを市からも声を上げていただきたいということを要望いたします。

この項については以上です。

最後、道路の補修のところについてお伺いしますが、この計画、私も東大和市舗装修繕計画見せていただきましたけれども、この計画の中に、その道路の状態として中程度とか、修繕が必要な状態というふうに、そういうふうなことが書いてあるんですけども、それはどのような指標を用いて判断したものなのかお伺いします。

○土木公園課長（廣瀬 裕君） 舗装の調査結果についてでございますけれども、国が定めた舗装点検要領に基づきまして、舗装のひび割れ、わだち掘れ、平坦性の3指標の点検を行い、点検結果から総合的に判断し3区分に分けたものでございます。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） 市民の方からも家の前がひび割れているというようなこととか、凸凹しているということで御要望はいただくんですけども、なかなかそれがどういう状態なのかというのがなかなか市民の方には判断がしづらいというふうに思うんですけども、こういう計画、計画自体はこれA4の1枚のものなので、自分の家の前の道路がこの計画に入っているのかとか、いつ頃にこれが修繕されるのかというような、そ

う情報を市民の方が得るということは可能なのでしょうか。

○土木公園課長（廣瀬 裕君） 計画の内容の確認でございますけれども、修繕箇所などお問合せがあった場合にはお答えしたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） 全体の計画自体も、ちょっと見れるのであれば見てみたいというふうに思うんですけども、そうした情報は、見れるのかということと、見れるのであればどういう手続が必要なのか伺います。

○土木公園課長（廣瀬 裕君） 現時点で、窓口のほうへお越しいただければお答えできるものというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） この道路ということじゃなく、その全体の計画が見れるという、行けば見れるということでもよろしいのでしょうか。分かりました。

ちょっと順番を間違ったんですけども、この生活道路について、やっぱり一番御要望が市民の方からはあるというふうに思うんですけども、ふだんどうい、市のほうにどうい声が届いているのか、また頻度についてどの程度あるのかということもお伺いします。

○土木公園課長（廣瀬 裕君） 道路に対する要望等についてでございますけれども、舗装のひび割れや陥没、また縁石の破損などへの対応について要望等がございます。また、連絡の頻度につきましては月に六、七件というふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） 車が走る分には問題ない程度のひび割れやへこみであっても、ベビーカーやシルバーカーを使う方ですとか、また車椅子の方や、つえをついて歩くには危険だなというところも見かけます。自転車でも、そういうへこみで転んだという知り合いもありますし、やっぱりそういう本当に生活、日々に密着している道路ですので、市民の方から要望があった際には、計画になくても優先的に直していただきたいというふうに思うんですが、可能なかどうか、お伺いします。

○土木公園課長（廣瀬 裕君） 市民の方から要望があった場合についてでございますけれども、基本的には順次、計画に沿って舗装、補修の工事を進めていくという予定でございますけれども、部分的な補修や簡易的な補修など、緊急的な対応が必要と判断した場合には、市職員による対応を含めて、計画とは別に補修することも考えられるというふうに考えてございます。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） この間、ほかの議員も皆さんもそうだと思うんですけども、やっぱりこの家の前の道路危ないんだということで御要望なんかも頂いて、私も道路交通課の皆さんに迅速に直していただいたというようなこともありました。

やっぱり道路は子供や高齢者や障害者の方、いろんな方が歩く道路ですので、誰もが安心して市内を歩けるよう、引き続き、適宜必要に応じて補修をお願いしたいと思います。

以上で私の一般質問は終わりにさせていただきます。ありがとうございました。

○副議長（大后治雄君） 以上で、上林真佐恵議員の一般質問は終了いたしました。

---

○副議長（大后治雄君） お諮りいたします。

本日の会議はこれをもって延会としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（大后治雄君） 御異議ないものと認め、これをもって延会といたします。

午後 4時32分 延会